

21世紀におけるインターネット政策の在り方  
＜平成13年諮問第3号 第4次中間答申＞

地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に  
向けて行政の果たすべき役割  
＜平成16年諮問第8号 第4次中間答申＞

～デジタル・コンテンツの流通の促進に向けて～

パブリックコメント 提出意見

デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会 事務局

## パブリックコメント 提出状況

### 【提出者属性】

提出者	提出件数	意見数
地上放送関係事業者等	6	34
CATV関係事業者等	2	3
衛星放送関係事業者等	3	6
メーカー等	2	4
著作権団体等	5	14
個人	56	56
合計	74	117

### 【意見対象項目】

意見対象項目	意見数
デジタル放送におけるコピー制御の在り方	84
コンテンツ取引市場の形成と、取引の活性化に向けた具体策の在り方	26
全般	7
合計	117

<個人>

意見 番号	意見 提出者	ご意見等	理由
1	個人	<p>「コピーワンス」の改善の方向性として「COG+一定の制限」を基本とする、とあるが、この考え方に反対する。</p>	<p>録画したコンテンツの楽しみ方を、単に視聴する事に限定して考えている事自体がそもそもおかしい。好きなシーンを抜き出して編集したり、好きな歌手の出演している場面を集めて自分なりのベスト映像集を作る、等といった、現在可能な様々な楽しみ方を、この「COG+一定の制限」では不可能にされる。</p> <p>それ以外でも、DVD等のメディアにコピーしたら最後、以降はどこにもコピーも移動も不可能になる事も、利用者の利便性を著しく損ねる。デジタル時代になって、メディアの耐久性や世代交代の期間はどんどん短くなっている。実際、DVD-R等は保存状態によっては僅か数年で劣化し、読み取りが不可能になるという例も報告されている。そのような劣化に備えて、定期的に新しいメディアにコンテンツを移しかえていきたい場合がある。また、DVDからBDやHD DVD等の大容量メディアにコピーして枚数を減らしたり、メディアの世代交代に合わせてコンテンツを移しかえていきたい場合もある。一世代しかコピーできないのでは、このような場合に対応できない。そもそも、現行のメディアが再生できる環境がいつまでも維持されるという保証も無い。</p> <p>ビデオ・オン・デマンド等の形で、過去のコンテンツがいつでも視聴可能な状態にあるのであればそれでも構わないだろうが、そのような状況は一向に進展する気配もない。</p> <p>また、新しい方式は現行の機器で対応するには難しく、利用者は古い方式で我慢するか、まだ使用できる機器を捨てて新しい方式の機器に買い換えるかしなければならず、経済的にも、また資源の利用の面でも非常に不経済である。何故現行の機器でも対応が可能なEPNを採用しないのか、合理的な理由が無い。「COG+一定の制限」等という、利用者に何のメリットも無い方式を採用するのであれば、利用者はもう放送というメディアから離れていっただけであろう。放送が、いつまでも重要な位置を占めるという考えを捨てるべきである。</p>
2	個人	<p>現状有力な方向性と示されている COGはやめ、EPNIにて運用すべきである。</p>	<p>COGにしる、EPNIにしる、現行のコピーワンスにしる、デジタルコピーによる海賊版の発生を止めることは絶対に不可能である。計算機科学者としての立場から考えるに、液晶パネル等の駆動回路等、表示にかかわる機器のエミュレータを制作してしまえばよいだけなので、コンテンツを通信やストレージの段階でいかに暗号化しても完璧に無駄である。商業的に海賊版の製造に取り組む者に対しては対処ができない。よって、これらコンテンツ保護は一般消費者に対するカジュアルコピーの防止のみを実現するといえる。しかし、現状のアナログAV機器と比べて現行のコピーワンスはDVD出力に失敗して消失するケースが発生するなどろくに持ち出しもできない極めて消費者に厳しいものとなっており、アナログ放送の録画に比べて使い勝手が悪いどころかビデオテープと比しても利便性が下がるところのあるものである。また、ストレージには必ず寿命があるため番組を長期保存するためには常に次世代メディアへのバックアップが必要となるが、現状の運用やCOGはこれを明確に禁止するもので、テレビ放送の楽しみ方を数年程度の短期に明確に制限する極めて大きな変更である。これらを解決するためには、無制限のコピーフリーやEPNが適当であるが、コピーフリーはPC-インターネット経由の意図しないもしくは無理解からくる流出から無制限に複製が作られるなどの事態を招き、消費者にとっての権利者からの訴訟リスクが大きすぎる。よって、消費者保護のためEPNでの運用をすべきである。EPNのルールに従っても大量にメディアへの書き出しができるという点を問題視する声もあるが、その商業的もしくは半商業的海賊版配布に関しては金銭の授受や媒体の移送があるため現在の海賊版取締りと全く同じ方法で対処でき、全く問題にはならない。その点を考慮に入れても、EPNで運用すべきである。</p>
3	個人	<p>上記文章だと、例えばワンセグ放送や、衛星モバイル放送(の無料チャンネル)、地上デジタル音声放送、あるいは、今後予定されているマルチメディア放送も、本ルールが該当するとも読めますが、現段階では除外しておく、もしくは、継続検討としておくのが妥当ではないか?と考えます。 【答申抜粋】(事務局注) 第一章(6) また、当該ルールは、地上放送その他、無料放送を想定したものとす。</p>	<p>意見欄に書いた放送は、主として携帯電話などのポータブルデバイスに向けた放送ですが、HDDやメモリを記憶媒体とする携帯電話やポータブルオーディオ機器は、現段階では私的録音録画補償金制度(以下、補償金)の対象になっていません。</p> <p>例えば携帯電話に着うたの配信サービスと放送の受信記録機能が搭載されていると考えると、放送で記録した楽曲は着うた購入しなくても良い、となる恐れもあり、既存の音楽配信ビジネスに大きな影響を及ぼす可能性があります。</p> <p>ワンセグのサイマル放送義務が緩和された場合などは、商業用レコードをそのまま放送する事も考えられ、このまま当該ルールを適応すると、後々大きな問題となる事が心配されます。</p> <p>図に例示されているような、補償金の対象になっているデバイスで記録したものを、補償金対象外のポータブルデバイスへコピーする事は理解出来る範囲ですが、放送を直接補償金対象外のデバイスへ記録する事については、まだ議論が尽くされたとは思えません。</p> <p>答申全般的にデジタル放送が与える音楽配信ビジネスへの影響があまり議論されてないような気が致します。今後の議論を要望したいと考えます。</p>

意見 番号	意見 提出者	ご意見等	理由
4	個人	コピー9など、コピーワンスと使い勝手何の改善にもならないのは明かであって、視聴者を馬鹿にした小手先のごまかしと思えないので、反対というか、不満です。コピーワンスよりマシであることは否定しませんが、認めうる妥協点は最悪でもEPNです。	録画したものは、時間が経ってHDDから消してしまった後でもメディアから入れ替えたい場合や、VHSからDVDへ、DVDからブルーレイへとメディア自体が変化する時に、過去の再生機をいつまでも所有することは出来ない実態がある以上、新しいメディアへとダビング、または最悪でもムーブが出来ることは最低限必要であると考えます。もしコピー制限を付ける場合は、コンテンツ保持者は必ずセルフソフトとして売る義務を付与してくれるのであれば、コピー制限があっても新メディアで入手出来る可能性を担保出来るので、そういう義務を付与して欲しい。現実には、映画などは発売されているので、コピー制限があっても一向に困らないのだから。それが出来ないのなら、政府の責任で過去のメディアを再生出来る環境を流通させるのが義務だと思うから。これらの案の中で、最もコストがかからないのはEPNであるのは明白です。セルフとして発売されるものに限ってコピーワンスの付与を認めればよいでしょう。
5	個人	(株)B-CAS社が独占するのではなく、複数社が参加できるようにすべきである。	国が決めた方針に基づく業務を一社が独占している状態は明らかにおかしい。仕様を公開し、他社が参加できるようにすべきである。
6	個人	著作権法第30条第2項で定められているデジタル複製における補償金支払いは根拠がない。	デジタル方式の複製は音質が変わらないという根拠に基づいているが、MD等現行のポータブル機器の多くは、データ量を小さくするために音質を落として複製する。その点ではアナログ方式の複製と同じである。従って、音質が変わらないから補償金が必要であるという根拠は成立しないと考える。
7	個人	著作権法第30条第2項で定められているデジタル複製における補償金は廃止すべきである。	複製したコンテンツの著作者とは無関係な人に補償金(の一部)は配布されている。また、補償金を扱う団体の使い道が明らかでない。そして、そもそも、私的複製によって著作者が金銭的な被害を被っているという証明がなく、補償金を徴収する理由がない。
		地上デジタル放送から「コピーワンス」および「COG + 一定制限」を撤廃し、「無 DRM + 私的録画補償金」で私的録画問題を処理すべきである。	<p>●「デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会」の出した結論には、私的録画を実際に行なう本当の意味でのエンドユーザーの意見が反映されていない。そのため記録メディアの仕様変更や機器の買い換え・記録方式間の変換等、将来的な私的録画の必要性について考慮されているとは言えない。</p> <p>●とりわけテレビ番組の場合は、その多くがテレビ局によってすら保存されてはならず、パッケージソフトによる流通を将来的にも望めないのが現状であり、これを保存しようとするならばユーザーがテレビ番組を私的録画する以外に方法が無い。またテレビ局で保存されている一部番組についても、それがパッケージソフトとして流通し続ける保証がなく(パッケージ化されるかどうか不明)、されたとしてもすぐに入手不可能となるケースが多い)、かつインターネット等でのオンデマンド配信が実現することも全く望めない。</p> <p>※細かいことを言えば、テレビ番組として放送されたものがそのままパッケージ化されることは殆ど無い。編集や参加スタッフ等に何らかの変更(具体的にはDVD用追加映像・吹替えキャストの差異・音響効果変更・映像リマスタリング等)が施されることが多く、そうした差異を研究するためにはテレビ番組とパッケージの両方を入手する必要があることも意識されたい。エンドユーザーには消費者も研究者も含まれる。</p> <p>●日本のテレビ黎明期について、その多くが私的録画によって歴史的映像が残されたものだという事実を重く見るべきである。近年や将来を考えると、企業体たるテレビ局や番組制作会社等がその制作番組をすべてアーカイブするのは資金面・設備面から言って不可能に近く、私的録画を広く許可することによって社会全体としてアーカイブされる担保を(担保に不確実性はあるものの)得ることが求められる。</p> <p>●また、この私的録画は1回から10回などという回数の上限を定めておくことは馴染まない問題である。なぜならその時点では主流である録画機器・記録メディアであっても、10年ほどしてしまえば使えなくなる可能性があるからだ。私的録画されたものをアーカイブとして保存しておくためには、将来的に録画機器・記録メディアが変更されていっても新たな機器・メディア用に変換していくことを担保する必要がある。前述したとおり、その時点で当該録画コンテンツが正規流通に載せられている可能性は少なく、もしここで録画制限をすればそのコンテンツは機器の消滅・メディアの損壊によってこの世から消えてしまうことを意味する。</p> <p>●私的録画の意義を文化的側面から捉え、この自由を保障することを考えるべきである。</p>



意見 番号	意見 提出者	ご意見等	理由
8	個人		<p>●エンドユーザー視点で考えても、現在は私的録画抜きでテレビコンテンツを視聴することは全く考えられない。タイムシフティング用途の録画や先のアーカイブ目的の録画に加え、今では携帯型プレーヤーに動画をコピーして外出先で視聴するという用途も登場している。こうした視聴態様は可処分時間を有効に使いテレビコンテンツの消費に充てるという好ましい現象でありこそすれ、テレビ視聴を現象させ業界を細らせるというものでは決していない。むしろ番組表という時間的制約によってテレビ離れていた層を再びテレビに戻す役割が期待されるものと言える。</p> <p>●具体的にはビデオ再生対応の iPod や PSP等が考えられるところであるが、これらの機器用に売られている映像はほぼ皆無であり(その殆どが映画にとどまり、テレビ番組等については全く流通していない)、こうした機器での動画再生ではユーザー自らが変換(要するに再度の私的録画)する必要があるのである。ここでテレビ番組にコピー制限を課してしまえば、こうした機器を使ったコンテンツ視聴に需要があるにもかかわらずテレビ番組の流通を不当に阻害してしまう結果となるのは明らかだ。</p> <p>●また記録メディアが物理的に損壊することに備え、録画した内容をバックアップする必要性もある。こうしたバックアップのたびにコピー制限を気にしなければならないのでは、保存性をおびやかすことになりかねない。</p> <p>●結論としては、テレビ番組についてコピー制限を全面的に撤廃すべきである。そのかわり、そうした私的録画によって生じるとされる権利者の経済的不利益についてはこれを補償する制度が著作権法に規定されており(私的録画補償金制度)、その活用で権利者とユーザーとの利益調整を図るのが筋というものである。</p> <p>●なお地上デジタル放送がなかなか普及しない原因のひとつがこのコピー制限にあることは言うまでもない。従来のアナログ放送で自由に行なっていた私的録画がデジタル放送で制限されるということは、ユーザーのコンテンツ視聴を制限するということに直結する。そのようなものへとわざわざ追加投資して移行するお人好しは少ないのであるし、また既にデジタル地上波放送へ移行しているユーザーにしてもコピー制限による混乱が今後出てくることは必至である。</p> <p>●「COG+一定制限」という中途半端な「緩和」はおそらく機器メーカーに過重な負担を強いるだけで終わり、成果を出せないものと考えられる。国際的に見てもデジタル放送にコピー制限を掛ける例がなく、こうしたところに開発リソースを割くのは国際競争力を削ぐことになりかねない。彼らの負担を減らし競争力を付けさせるという経済的観点から言っても、コピーワンスは「緩和」でなしに撤廃すべきものとする。</p>
9	個人	<p>今回の審議会の提言も「暫定」と位置づけられる事を受けて、家庭内におけるデジタル放送への全面移行の実現が確実に遅れる事を承知で、アナログ放送チューナーのみ搭載のDVDレコーダー・液晶TVを、あえて購入した。今回の審議会の提言を「暫定」と位置付けるなら、今後の規格・運用変更コストは権利者団体・放送事業者側の直接の出費により、為されるべきである。</p> <p>すなわち、地上デジタル放送でも番組ごとに現行COGコピーワンス(年内に、ハイビジョンセルソフトで販売する予定があるなら、やむなし)か、それ以外(EPN等)かを変える、放送側までの変更留めるべきである。</p>	<p>今回のCOG(一世代のみ)でのムーブ試行回数増加案という線引きを具体的に決定付けた、権利者団体や総務省は、どれだけ著作物流通管理費用を率先して負担してきたか疑問である。</p> <p>すなわち、著作物流通管理コストを、デジタル化に伴い「誰が負担」してきたか。今回の答申による運用変更で恩恵を受けられると約束されるのは、今後売られるHDD一体機のみとされ、過去に売られたデジタル放送録画機器については、コピーワンス動作のままでもやむを得ないとされる。</p> <p>これでは、かつてコピーワンス運用一斉適用に伴い、「過去に売られた機器に遡って」機能(可能性)を剥奪された過去を体験した者の一人として、「率先して負担した著作物流通管理コスト(=新機種購入)」が再度、他者の主導権により強制無効化されるのではないかの恐れによる、機器購入回避は止まらない。</p> <p>例えば、最も普及したデジタル録画媒体、DVD-RIに互換性を維持したまま(Videoモードで)録画することは、デジタル放送では一回も許されていない(今回の案でも変更無しとされる)。Videoモードのままでも、各社がセルソフトの商売道具にしている、現在の市販DVDソフトと同程度の複製制限が可能であるにもかかわらず。これにより、録画環境に留まらず、タイムシフトの再生環境(CPRM対応以外は機能的な差異の無い、PC再生ソフトや再生専用プレーヤーの、新規購入など)すら、一斉更新する必要に迫られた事を、私は忘れていない。</p> <p>一方で、次世代と目されつつ、ソフト販売が始まっているHD DVDやBlu-rayソフトでのAACs(視聴・複製管理技術)のライセンスで、今だに国内セルソフト業界は揉めていると聞く。http://www.watch.impress.co.jp/av/docs/20070529/jva.htm http://www.jva-net.or.jp/bulletin/jva-repo_122.pdfそもそも、視聴・複製管理技術を望んだのは、セルソフトで商売したい人達ではなかったのか。</p> <p>視聴・複製管理技術の遵守の上で、味方にすべき機器のライセンスサーとすら、目先の取り分を巡って今だに表立って争っているのでは、開いた口がふさがらない。対して、北米ハリウッドは欲も強いが、商売になりうると思えば譲歩できるところは譲歩し、無闇には争ってこなかった(ハイビジョンセルソフトの、アナログ出力暫定可能措置など)。そして、AACs以上の複製管理技術である、BD+の追加などを要求しただけのソフトを、ハリウッド各社はハイビジョンで出してきた。</p> <p>これに対し、国内の映画制作元はハイビジョンセルソフトでの発売予定を立てないまま、地上デジタル放送で話題作(男達の和、時をかける少女 などなど...)を放映するという、目先の放映権料や広告効果を優先したとしか思えない、あまりに近視眼的な商売を繰り返している。すなわち、ハイビジョンセルソフトのインフラが他人の持ち出した金で出来上がってから、タダ乗りしようという姿勢が見え見えである。</p> <p>ここまで、主導権は著作隣接権者が握りつつ、ルールを変える負担を他者に過剰に背負わせてきた。その事を踏まえれば、かつて、放送初期のデジタルWOWOWでは実施していた画質やセルソフト販売形態に応じたコピー制御運用の使い分けが実現しない限り、視聴者側に、さらなる著作物流通管理コストの負担を強いる本案が理解(行政官の概念である、単なる事実の認知の強制に留まらない、納得および積極的に承認)される事は無いと意見したい。</p>

意見番号	意見提出者	ご意見等	理由
10	個人	<p>COG運用のまま複雑化する本答申では、コピーワンス反対理由の核心を逆撫ですると思う。</p> <p>よって、家庭内におけるデジタル放送への全面移行の実現が確実に遅れる事を承知で、アナログ放送チューナーのみ搭載のDVDレコーダー・液晶TVを、あえて購入した。</p> <p>むしろ、コピーワンス反対理由の核心(規格滅亡対策として、メディアチェンジ可能性を残したい)に応えるには、既にiVDR-sがARIB規定改定を含め実現済みの、「ムーブの自由」を、少なくともハイビジョン光ディスク(Blu-Ray, HD DVD)に対しては認めるべきである。</p>	<p>今回の答申の見直し具体策概要を一言で要約すれば、「COG(Copy One Generation=複製先は1世代のみ)複雑化」が相応だと思う。</p> <p>すなわち、コピーワンス運用で生じた、視聴者側にとっての最大リスクには全く手付かずである。</p> <p>ここで言う、視聴者側にとっての最大リスクとは、規格消滅リスクの負担である。デジタル方式が家庭に導入されて以降、DVD-Video以外にデファクトスタンダードは存在せず、このデファクトスタンダードへのデジタル放送の録画は1回も許されていない。これは、20年以上に渡り再生環境の確保に苦労しなかったVHSとは、基本事情が一変したといつてよい。</p> <p>短期間に新機種発売が終了する規格が3度以上、繰り返されてきたからである。より具体的に言えば、1997年から2002年の間、2社2世代で幕を閉じた、家庭用据え置き型DVビデオデッキ、2000年から2006年の間、ムーブ移行が禁じられたまま、販売終了となったデジタルハイビジョンビデオ(D-VHS)そして、2003年から2006年の間、ムーブ移行が禁じられたまま販売終了となり、現行ブルーレイでは再生機能を残すだけのBD-RE 1.0更には、登場当時からCPRMに対応しておりコピーワンス録画が許されていたDVD-RAMについても、2007年に入り、東芝がRD-A600でカートリッジ対応を放棄、ソニーは最新ブルーレイレコーダーで再生すら不可としている。</p> <p>かくも、デジタル方式の家庭用録画機の規格は混沌としており、いつ再生機の新規購入が制限されてもおかしくない状況である。この規格の消長には、規格に付随する著作権保護機能(DTCP, CPRM, BD+など)を巡る争いも有るので、単なる家電業界の勢力争いと映像著作隣接権者が一顧だにしないのは、自らの首を絞める行為である(特に、ハイビジョンセルソフトの販路確保に密接に関わっている)。</p> <p>さて、アナログ放送及び、デジタル放送の初期といった、原則コピーフリー運用が為されていた時代であれば、こういった家庭用録画規格消滅リスクに対し、最悪でも別の規格に移す(ダビングする)ことで、リスク分散を行う事が出来た。それ故、自分が選んだ録画規格の将来が読めずとも、まとまった額を新規格(新たな、著作権保護機能の普及過程でもある)購入につき込む気になったのである。</p> <p>こう書くと、そもそもここでのダビングとは家庭内を口実にした、無許諾コピーではないかとの異論が出てきそうだが、敗北規格側は再生機の確保すら困難なのであり(例えば、今D-VHSをまとまった台数買うにはどうしたらよいと言うのか)、しかも、ハイビジョン放送番組のムーブともなれば原則1倍速でしか行えないのであるから、無許諾複製が商業目的にまで波及する危険性は、少なくともハイビジョン機器に関しては恐れるに足りないと判断する。</p> <p>しかし、横並びコピーワンス運用により、この将来の(メディアチェンジ)可能性に対する希望は、過去に買った機器にまで遡った、機能剥奪という絶望へと姿を変えた。</p> <p>すなわち、再びハイビジョン時代のセルソフト配布・録画規格のデファクトスタンダードが決まるまで、コピーフリー時代に録画機器(新たな、著作権保護機能の普及過程でもある)に積極的に先行投資してきた者であっても、一斉に様子見を決め込む他無くなって来ているのである。</p> <p>この不買現象に対する、最低限かつ実効性が高い対策は、「ムーブの自由」を、少なくともハイビジョン光ディスク(Blu-Ray, HD DVD)に対しては認めることである。既に、iVDR-s(着脱型HDD規格の一つ)がD-paやARIBの説得に成功し、「ムーブの自由」を製品として実現している以上、<a href="http://arena.nikkeibp.co.jp/article/column/20070704/1001395/?P=4">http://arena.nikkeibp.co.jp/article/column/20070704/1001395/?P=4</a>iVDR-s同様に(AACSで)暗号鍵の更新機能を持ち、<a href="http://www.jp.playstation.com/info/support/sp_20070904_ps3_bd.html">http://www.jp.playstation.com/info/support/sp_20070904_ps3_bd.html</a>ハリウッドがハイビジョン画質でのセルソフトの販路として認めた、ハイビジョン光ディスク(Blu-Ray, HD DVD)から機器内蔵HDDへのムーブ動作を技術的に妨げるものは無い筈である。</p> <p>しかも、移動元は消される「ムーブ」であるのだから、複製の数はコピーワンス運用同様、チューナーの数と1対1に留まっており、孫コピーで無許諾複製が多数出回るのはないかとの、権利者団体らの懸念もこの「ムーブの自由」には該当しない。</p> <p>すなわち、実現する可能性が多少なりともある打開策と考え、意見する。</p>
11	個人	<p>EPN案からCOG複雑化案への変更と言った、方針の大転換に際しては、マスメディアに報じさせ、かつ、視聴者からの意見募集を行う必要がある。</p> <p>特に、著作権保護方式を保障するための限定受信(B-CAS, ソフトウェアCAS)に関する変更の際には、事前公開、意見募集が必須である。</p>	<p>問題は、今回の著作権保護方式の見直しに代表される、著作物流通管理の合意形成が「民主的な過程」を経ているかである。</p> <p>この点、EPNがCOGの解釈論へと転向する核心時期には、日経新聞社一社による断片的な報道が為されたのみである。</p> <p>加えて、視聴者側からの意見募集すら、この方針変換期には為されませんでした。</p> <p>これでは、視聴者側に理解(行政官の概念である、単なる事実の認知の強制に留まらない、納得および積極的に承認)される事は無いと意見したい。</p> <p>少なくとも、放送における著作権保護方式の具体方針変更(EPN案からの脱却などに相当)に際しては、視聴者からの意見募集を行い、決定に参加させていくべきである。</p> <p>意思決定への参加意識は、そのまま決定した規範への遵守意識にも繋がるのであるから、なおさらである。</p> <p>特に、B-CAS社に加えて、米国インテル社がソフトウェアCAS(ICカードを使わない受信制御システム)を提案しているが、<a href="http://www.watch.impress.co.jp/av/docs/20070831/intel.htm">http://www.watch.impress.co.jp/av/docs/20070831/intel.htm</a></p> <p>著作権保護方式を担保(保障)するためのB-CASやソフトウェアCASの導入に際し、誰が幾ら払うのか(直接の税金でなくとも、全視聴者に最終的に負担させるなら、公費と言ってよい)、決定前に開示し、視聴者からの意見募集を行う必要がある事を、加えて意見する。</p>
12	個人	<p>小さな権利侵害の積み重ねにより、ごく一部の若者が・・・とあるが、若者だけがやっているような記述はいかがなものか？</p>	<p>「若者」を何歳代として想定しているのかは分からないが、「若者」以外の人が権利侵害を行った事例がある以上、あたかも若者のみが権利侵害を行う犯罪者のような書き方をするのは、官庁の公式な文書としては問題ではないか。</p>



意見 番号	意見 提出者	ご意見等	理由
13	個人	<p>善良な一市民は、デジタルコンテンツの利便性を求めているわけであり、結果としてそれが無制限コピーになるということ。 善良な一市民は、海賊版作成のために無制限コピーを求めているのではない。</p>	<p>コピー制限は、デジタルコンテンツ(この場合、地デジ)の使用方法を難しくする。コピーワンスのルールを知らない人からすれば、機能はDVDにダビングできたのが、今日は出来ない。という事も起こりうる。つまり、デジタルコンテンツを使う上で、余計なことを覚えなければならず、使いにくくなってしまふ。他方、コピーフリーであれば、そのようなことを考える必要もなく、今までと同様にデジタルコンテンツを使用することが出来、利便性が確保される。</p>
14	個人	<p>なぜ、コピーフリーという考え方がそもそも無いのか？ EPNも含め、何らかの制限付きということから議論が始まっているのか理解できない。</p>	<p>地上波放送を暗号化し、コピー制限までかけている国はわが国だけであり、逆に海外ではコピーフリーが多い。 このような政策ではよく、海外の事例にならうことが多いが、なぜ今回は行わないのか？ また、コピーフリー時でのビジネスモデル、考えられる問題点、海賊版の販売者に対する取締り等も議論する価値があると思うが、それを行わないのか？</p>
15	個人	<p>EPNであることが原因で、番組の制作が困難になることはないのではないのか？ また、映画までもEPNになるかもしれない・・・と言うことはない。</p>	<p>EPNで出演者や実演家の了解がとりづらくなるのであれば、現在のアナログ放送などコピーフリーなので、現在の時点ですでに番組制作に支障をきたしているはずである。 しかしそのような話は、少なくとも一視聴者である自分は聞かない。 つまり、EPNであることで番組制作に支障が出るのでは？と言う意見に合理性は無い。 地デジのコピー制御は、番組個別に行うことが可能なので、映画だけはコピーネバーとすることは可能。 よって、地デジで放送される映画もEPNに・・・と言う意見に合理性は無い。</p>
16	個人	<p>COGが2011年までの実現性で・・・とあるが、実現するしないではなく、地デジの普及が重要なのではないのか？ コピー制限で何が実現出来そうか？ではなく、どのような運用が一番地デジの普及を促進するかを議論せねばならない。 目的が変わってしまっている。</p>	<p>地デジの普及をコピーワンスが阻害している。と言うことに端を発している議論なのに、実現可能なコピー制限技術を検討する意味は無い。</p>
		<p>この中間答申は平成16年諮問第8号第3次中間答申第2章第(2)項「デジタル放送における著作権保護方式のあり方」の要請に基づいた検討結果であると理解しますが、第4次中間答申を読む限りでは主題が「デジタル放送におけるコピー制御の在り方」に縮小されたにもかかわらず依然として検討不十分であるように見えます。また、第3次中間答申に提起された問題に対する検討とこれら問題に対する委員会の判断が明確にされないまま、唐突にコピー回数制限という中途半端な手段を示してその適用を放送事業者、受信機メーカーの判断に委ねていることは受け入れかねます。 なお、第3次答申で用いられた「コピーワンジェネレーション」(COG)の用語が何の説明もなく「コピーワンス」という意味不明の用語に変更されていることは理解できません。 現状のままでは地上放送のデジタル移行に対する視聴者の不信不満が増大し、2011年のデジタル放送への完全移行が危ぶまれることへの懸念が拭えません。</p>	<p>1. 全般 (1) 平成16年諮問第8号第3次中間答申第2章第(2)項「デジタル放送における著作権保護方式のあり方」の要請は同項④アの基本的認識に基づき、 ・現在のCOGの取り扱いをEPNの取り扱いとしていくことを検討すること、 ・受信機側の具体的な対応の在り方を検討するとともに地上デジタル放送に関わる技術やルールの策定プロセス透明性を確保すること、 ・著作権保護の重要性に関する視聴者への周知のあり方、違反者に対する操作罰則を含めた社会システムのあり方、著作権保護技術のあり方、コンテンツの内容とその保護方法のバランスに関する判断プロセスのあり方などへの対応を総合的に検討することが要請された。 しかし、第4次中間答申の内容はこの要請にはほど遠く、また方向性も大幅に異なっているように見え、また何故か「著作権保護方式のあり方」が「コピー制御の在り方」に、「コピーワンジェネレーション」の用語が何の説明もなく「コピーワンス」という意味不明の用語に変更されていることも理解し難い。 このために、第4次中間答申を読む限りでは、第1章第2節の検討の経緯は、単に提示された問題点の指摘のみを列記するだけで本質的な議論の記述がなく、ほとんどの記述が「・・・ではないか」、「・・・と考えられる」などで結ばれていて、これら問題に対する委員会としての見解が示されないまま、第3節で唐突にコピー回数制限という中途半端な手段を示したうえで(3)項⑤で放送事業者、受信機メーカーの判断に委ねている。 しかし、このような手段では現在視聴者が抱えている大きな問題点(例えば受信機、録画機器に過酷な条件を要求しているために装置が複雑高価になり不安定で故障が非常に多い、録画機故障修理の場合は記録済みの画像をバックアップできないために記録された映像のすべてが失われる、メディア間の移動が全く不可能であるなど)が解決されず、かえって中途半端な機器改修をさせられる機器製造業者と利用者にも無駄な努力と経済的損失を強いることで業界に一層の混乱を来すおそれがある。</p>

意見 番号	意見 提出者	ご意見等	理由
17	個人	<p>2011年の完全デジタル移行を最優先と考えれば、このような混乱は一刻も早く收拾すべきであり、当面デジタル放送であっても原則として現在のアナログ放送で可能な放送番組の利用形態を引き継ぐことを保証するとともに、コピー制御以外の手段でも実現可能な著作権保護手段を適用することが適当であると考えます。例えば、</p> <p>(1) 現在すべての地上デジタル放送に無差別的に適用されているCOG(いわゆるコピーワンス)の適用を一旦解除して2004年4月以前の状態に戻し、映画など著作権の保護が必要な番組だけにコピー禁止またはCOGの属性を与えることとし、また既存の受信及び録画装置の改修を最小限にとどめるような方式(EPN)を採用するなど、エンコーディングルールの運用見直しをはかる、</p> <p>(2) 違反行為の抑止を図り不法コピーの流通を防止するために、著作権を保護すべきコンテンツには画面上にそのマークを付すとともに、コピーを禁止または制限する旨の表示を行う、などの方法を実行するとともに、</p> <p>(3) 引き続き第3次答申に基づく要請に応える検討を進め、合意の得られる対策を策定することを希望します。</p> <p>なお、著作権保護のためデジタル放送番組に厳しいコピー制御方式を適用する場合には一般視聴者である国民に納得できるような説明が必要です。また最大の利害関係者である一般視聴者は委員会の審議に直接意見を述べる機会がほとんどないので、審議に参加する委員各位殿は代表している組織の意見を述べるだけでなく、一般視聴者の利用形態、習癖、希望などを充分理解し、審議の中で彼らの不利益にならないよう配慮する必要があることを認識して頂くことを希望します。</p>	<p>(2) 著作権の保護手段としてのコピー制御の意義と効果 報告書第1章第2節①項はコピー制御の在り方についての問題指摘により、利用者の不利益はある程度明確にされているが、コピー制御を行わないことで著作権者にどのくらいの不利益をもたらすかが明確にされていない。著作権の保護手段としてのコピー制御の意義と効果については答申書の各所に関連する記述が見られるが、第3次中間答申の要請に従った形のまとまった記述は見あたらない。COGについても現在実施されている方法が適当であるかどうか疑問であるにもかかわらず、上記に述べた録画機使用に際しての大きな問題点を理解せずに問題を解決できそうにない録画機のハードディスクからメディアへの複製可能回数だけを議論している。</p> <p>コピー制御技術の適用は無知過誤による番組の不正複製の可能性を防止できるなど一定の効果は認められるが、これは絶対ではなく、技術的手段だけでは意図的にコピー制御機能を無効にする不心得者による放送番組の不正流通を防止することは不可能である。一部の不心得者のために国民全体が利用する地上放送に過度の不正複製防止機能を適用することは大多数の善良な視聴者の番組利用に大きな制限を加え、不自由を強いる事になるので支持されないであろう。</p> <p>また、現在のコピー制御方式の運用は諸外国と考え方が大きく異なるために受信録画機器及びコンピュータによるデジタルテレビジョンの受信に関する新製品の開発利用を大きく阻害している。</p> <p>答申書(3)項②に述べているように、外国ではこのような過酷な制限を課す例は無いので、突出したコピー制御技術を採用している我が国の放送受信機器の開発意欲が失せる等による国際競争力の低下が懸念される。</p> <p>2. 2011年の完全デジタル移行に向けての対処</p> <p>(1) 現状のままでは例えば第2節(1)①b)項の最初に指摘されたように地上デジタル放送への不信が増長し、2011年の完全デジタル移行は危ぶまれることにもなりかねない。</p> <p>2011年の完全デジタル移行を最優先と考えれば、今後さらに検討を続けることにして、当面コピー制限を原則として撤廃し、第3節(4)①項に述べているように映画など著作権の保護が必要な番組だけにコピー禁止またはCOGの属性を与えることにすることなどして意図しない違反行為の抑止を図ることが望ましい。</p> <p>(2) 著作権法第30条で私的及び家庭内利用のためのTV画像の無制限複製は許容されているにもかかわらず、何故デジタル放送だけをコピー制限しなければならないかの議論はあるが、説得力のある理由が示されていない。</p> <p>従って、著作権保護は技術的手段と番組への表示手段とをバランスよく適用しできるだけ簡単に効果の高い方式を用いることが望ましい。</p> <p>例えば放送番組全体にコピー制御を適用するのではなく、本当に著作権を保護すべき番組だけに答申書(4)①に述べているように、画面上にそのマークを付すとともに、著作権保護のためにコピーを禁止または制限する番組には必ずその旨の表示を行うことが適当と思われる。</p> <p>(3) 引き続き下記事項を含む第3次答申に基づく要請に対する検討を進め、合意に基づいて対策を決定することが望ましい。</p> <p>a) 保護すべき番組とはどんなものかを明確にする。 b) 著作者の損失と利用者の損失とどちらがどのくらい大きいかを確認する。 c) 電子的なコピー禁止手段以外の著作権保護手段を検討する。</p>
18	個人	<p>「コンテンツを尊重(リスペクト)し、これを適切に保護すること」は、必ずしもコンテンツ製作・流通の促進にはつながらないとする。</p>	<p>コンテンツ制作におけるモチベーションは、個人に資する問題である。</p> <p>インターネットの普及した昨今、映像・音楽のみならず、さまざまな分野で、Webサイトを利用した創作活動が行われているが、この大部分は無料で配信されている。これは、制作者のモチベーションが、保護されることを前提にしていないことを示しているとおもわれる。</p> <p>さらに、無料で配信されているWebで掲載された文章に対して、書籍等で対価を支払い購入するユーザも存在している。</p> <p>仮に、コンテンツを保護したとして、コピーされなければ、コンテンツ自体の流通量が減少して、一般消費者に対する視聴機会が減少するため、作品評価につながらず、逆に制作者のモチベーションが下がることも考えられる。</p> <p>コンテンツ制作者に対して適正な対価を得られる環境を実現することに関しては同意できるが、コンテンツの保護が製作・流通の促進の促進につながるかは、再検討すべき事項だと考える。</p>



意見 番号	意見 提出者	ご意見等	理由
19	個人	善意の利用者が、様々なウィンドウを介して、コンテンツを私的に楽しむことについて、これを妨げようとする権利者はいるのではないか？	JASRACは、個人が作成したいわゆる「耳コピー」MIDIのWeb公開に対して課金を実施した。これは世界的に見ても類が無いことであり、また、MP3や歌詞、楽譜の無許可アップロードと比べ、著作権を侵害する悪意があつてやるのではなく、単に自分が作ったものを発表したいだけのものが殆どであつたと思える。これ以降、ネット上を中心に、JASRAC不信が起こっている。これは、権利者の横暴ではないだろうか？
20	個人	コピーワンスの改善の在り方について、コピープロテクトありきで議論が進んでいる点が根本的におかしく、実際の消費者の声を無視した報告書である。COG+N回の結論だけでなく、COGを含めたコピープロテクトを行うことそのものに反対である。	「審議の過程では、上記(1)に示した議論を踏まえ、いわゆる「コピーワンス」の改善の在り方に係る具体的な選択肢を次の四つに整理した上、意見交換を行ったところである。」とされているが、COG・EPNを含めたコピープロテクトを行うこと自体に反対であるという意見をちゃんときいていないのは問題である。特にデジタル機器について、これを使いこなしているであろう、ヘビーユーザを代表する意見がどこにも入っていない。そもそもアナログ機器はコピーフリーであつたのであり、デジタルになつたからといって変えるというのは、慣習として確立されていた私的利用の範囲を不当に狭めるものである。せつかくのデジタル機器の利用を狭め、新たな創作活動にも繋がるかもしれない利用法を制限するのは、全く理解できない。既にコピーフリーにしてビジネスを行うということが、YouTube等を通じて行われているが、アナログ時代が終わつたことを認め、デジタル時代／インターネット時代に適したそういう新たなビジネスモデルにこそ、対応していくべきではないか。COG+N回、COG、EPNを含め、コピープロテクトには反対である。
21	個人	コピーワンスの改善の在り方について、コピープロテクトありきで議論が進んでいる点が根本的におかしく、実際の消費者の声を無視した報告書である。COG+N回の結論だけでなく、COGを含めたコピープロテクトを行うことそのものに反対である。	「審議の過程では、上記(1)に示した議論を踏まえ、いわゆる「コピーワンス」の改善の在り方に係る具体的な選択肢を次の四つに整理した上、意見交換を行ったところである。」とされているが、COG・EPNを含めたコピープロテクトを行うこと自体に反対であるという意見をちゃんときいていないのは問題である。特にデジタル機器について、これを使いこなしているであろう、ヘビーユーザを代表する意見がどこにも入っていない。そもそもアナログ機器はコピーフリーであつたのであり、デジタルになつたからといって変えるというのは、慣習として確立されていた私的利用の範囲を不当に狭めるものである。せつかくのデジタル機器の利用を狭め、新たな創作活動にも繋がるかもしれない利用法を制限するのは、全く理解できない。既にコピーフリーにしてビジネスを行うということが、YouTube等を通じて行われているが、アナログ時代が終わつたことを認め、デジタル時代／インターネット時代に適したそういう新たなビジネスモデルにこそ、対応していくべきではないか。COG+N回、COG、EPNを含め、コピープロテクトには反対である。
22	個人	コピーワンスの改善の在り方について、コピープロテクトありきで議論が進んでいる点は、実際の消費者の声を無視している上に、国策上無益有害なコピープロテクトそのものに反対する。	「審議の過程では、上記(1)に示した議論を踏まえ、いわゆる「コピーワンス」の改善の在り方に係る具体的な選択肢を次の四つに整理した上、意見交換を行ったところである。」とされている。しかしコピープロテクトを行うこと自体に反対であるという意見をちゃんときいていないのは問題である。そもそもアナログ機器はコピーフリーであつたのであり、デジタルになつたからといって変えるというのは、慣習として確立されていた私的利用の範囲を不当に狭めるものである。せつかくのデジタル機器の利用を狭め、新たな創作活動にも繋がるかもしれない利用法を制限するのは、全く理解できない。既にコピーフリーにしてビジネスを行うということが、YouTube等を通じて行われているが、アナログ時代が終わつたことを認め、デジタル時代／インターネット時代に適したそういう新たなビジネスモデルにこそ、対応していくべきである。現在検討されているプロテクトの手法には、ユーザーの使用に際して問題がある。まず、機器の買い換えが必要になるためユーザーに負担を強いる。次に、プロテクトのあり方がメディアソフトや機器の買い換えに対応していないため、長期的にはコンテンツを利用できない。例えばレコーダーにコピーして使っていて、レコーダーを買い替えた時に転送して使う事が不可能な場合が生じる。これらの問題があるために、著しくユーザーに不利益を与えるものであり、コンテンツ利用の促進、文化の発展を著しく阻害する。既にデジタル放送分野では日本は世界に対して大きな遅れをとっている。デジタル放送のコピープロテクトは世界に先駆けた制度、と自画自賛する向きもあるようだが、全く愚かな事である。デジタル時代／インターネット時代の潮流に逆行して、現在検討されているようなプロテクトを実際に採用した場合、日本の文化発展は阻害され、現在以上に世界から遅れをとることになることは、一部の「権益に目がくらんで冷静な判断が出来なくなった者」以外の者にとっては、明白なことである。そのような視点に立って、コピーワンスやその他のプロテクトをデジタル放送にかけることには反対である。

意見 番号	意見 提出者	ご意見等	理由
23	個人	<p>コピーワンスの改善の在り方について、コピープロテクトありきで議論が進んでいる点が根本的におかし、実際の消費者の声を無視した報告書である。</p> <p>COG+N回の結論だけでなく、COGを含めたコピープロテクトを行うことそのものに反対である。</p>	<p>「審議の過程では、上記(1)に示した議論を踏まえ、いわゆる「コピーワンス」の改善の在り方に係る具体的な選択肢を次の四つに整理した上、意見交換を行ったところである。」とされているが、COG・EPNを含めたコピープロテクトを行うこと自体に反対であるという意見をちゃんと聞いていないのは問題である。利権者側の意見のみが強く、視聴者は全て犯罪者であるという前提の議論は異常であり到底容認できない。</p> <p>音楽CDをCCCDによってプロテクトした結果、消費者にそっぽをむかれ売り上げが減ったことは記憶に新しい。利権者側は売り上げ減を違法コピーによるものだと盲目的に言っているが、現実を見ていないのは明らかである。今度はテレビ放送で同じことが起こることがなぜ分からないのか。既にDVDレコーダーは深刻な売れ行き不振に陥っている。プロテクトは家電業界を崩壊させるものである。</p> <p>そもそもアナログ機器はコピーフリーであったのであり、デジタルになったからといって変えるというのは、慣習として確立されていた私的利用の範囲を不当に狭めるものである。デジタル化によって便利になるところがますます不便になり、新たな創作活動にも繋がるかもしれない利用法を制限するのは、全く理解できない。既にコピーフリーにしてビジネスを行うということが、YouTube等を通じて行われているが、アナログ時代が終わったことを認め、デジタル時代／インターネット時代に適したそういう新たなビジネスモデルにこそ、対応していくべきではないか。</p> <p>COG+N回、COG、EPNを含め、コピープロテクトには反対である。</p>
24	個人	<p>コピーワンスの改善の在り方について、コピープロテクトありきで議論が進んでいる点に大いに疑問があり反対する。</p> <p>これらの議論は、コピープロテクトを行うことが前提になっており、利用者が録画したものを私的にでも保存や視聴を自由に行えない現在の状況となら変わらない。</p> <p>普段、DVDレコーダ等を頻繁に利用する者にとっては、現時点でのコピーワンスのプロテクト自体が非常に扱いにくい、またその延長であるCOG+N回の結論は利用者に混乱を生むだけで、広く利用を促す視点がまったく欠けている。</p>	<p>「審議の過程では、上記(1)に示した議論を踏まえ、いわゆる「コピーワンス」の改善の在り方に係る具体的な選択肢を次の四つに整理した上、意見交換を行ったところである。」とされているが、COG・EPNを含めたコピープロテクトを行うこと自体に反対であるという意見について、ヒアリングを行っていないのは、利用者に対しての不利を一方向的に押し付けている。</p> <p>そもそもアナログ機器はコピーフリーであったのであり、デジタルになったからといって変えるというのは、慣習として確立されていた私的利用の範囲を不当に狭めるものである。せつかくのデジタル機器の利用を狭め、新たな創作活動にも繋がるかもしれない利用法を制限するのは、全く理解できない。</p> <p>現時点でも、HDDレコーダが壊れてしまい、修理に出した場合、中に入っているHDDの映像データは無事でも、コピーワンスの制限によってデータの復旧が行えず、何百時間もの映像データをあきらめなければならないことがある。(HDDレコーダを買って、現在までに3回その事例に遭遇した)</p> <p>インターネットの検索を行ってみればわかるが、その種類の現在までの事例は数千件に達している。メーカー側が故障した機器の映像データについて、保証しないのは判らなくもないが、利用者にとってはコピーN回という制限は、ひどく不便で使いにくい。</p> <p>現在は、デジタル機器自体はまだ過渡期で、変貌を遂げる途中である。その途中で、利用者にとってはなんら利益をもたらさないコピープロテクトに反対する。(コピーN回制限、COG、EPNプロテクトすべてに反対する)</p> <p>またその制限を、メーカーの都合で一方向的に押し付けている状況に異議を唱える。</p> <p>また、このような特殊なコピープロテクトを日本国内にのみ強いるのか。不便で使いにくい仕組みをユーザーに押し付けるのはやめていただきたい。</p>
25	個人	<p>コピーワンスの改善の在り方について、コピープロテクトありきで議論が進んでいる点が根本的におかし、実際の消費者の声を無視した報告書である。</p> <p>COG+N回の結論だけでなく、COGを含めたコピープロテクトを行うことそのものに反対である。</p>	<p>「審議の過程では、上記(1)に示した議論を踏まえ、いわゆる「コピーワンス」の改善の在り方に係る具体的な選択肢を次の四つに整理した上、意見交換を行ったところである。」とされているが、COG・EPNを含めたコピープロテクトを行うこと自体に反対であるという意見をちゃんと聞いていないのは問題である。特にデジタル機器について、これを使いこなしているであろう、ヘビーユーザを代表する意見がどこにも入っていない。</p> <p>そもそもアナログ機器はコピーフリーであったのであり、デジタルになったからといって変えるというのは、慣習として確立されていた私的利用の範囲を不当に狭めるものである。せつかくのデジタル機器の利用を狭め、新たな創作活動にも繋がるかもしれない利用法を制限するのは、全く理解できない。既にコピーフリーにしてビジネスを行うということが、YouTube等を通じて行われているが、アナログ時代が終わったことを認め、デジタル時代／インターネット時代に適したそういう新たなビジネスモデルにこそ、対応していくべきではないか。</p> <p>COG+N回、COG、EPNを含め、コピープロテクトには反対である。</p>

意見 番号	意見 提出者	ご意見等	理由
26	個人	コピーワンスの改善の在り方について、「⑤コピーはEPN方式とした上で、私的録音録画補償金制度で解決する」という選択肢を追加すべきであり、上記で追加した選択肢を解決策に選ぶべきであると主張致します。	<p>「審議の過程では、上記(1)に示した議論を踏まえ、いわゆる「コピーワンス」の改善の在り方に係る具体的な選択肢を次の四つに整理した上、意見交換を行ったところである。」とされているが、上記の選択肢を除外しているのはなぜか。</p> <p>現在販売されている機器は、現行のCOGかEPNか、コピーフリーしか選べないようになっており、また第三次中間答申では、EPNへの移行を謳っていたはずである。EPNを前提として、制度を考えるべきではないのか。COG+N回では既存の機器が対応しておらず、メーカーに負担をかけると共に、消費者に対しても無用の負担を課すものとなってしまふ。既に購入した人間にしてみれば、買い換えまですなくてはならないことになる。第三次中間答申を受けて、EPNになることを期待して買った人間もいるにもかかわらずである。また、COG+N回が最終結論になるのかどうかも不明であり、消費者が安心して商品を買えない状況にする必要性が理解できない。</p> <p>そもそもアナログ機器はコピーフリーであったのであり、デジタルになったからといって変えるというのは、慣習として確立されていた私的利用の範囲を不当に狭めるものではないか。EPNであればインターネット上への流出は防げるのであり、リアルでの複製のみによる被害というのはそう大きくはならないはずである。そもそも、EPNにした場合の被害というのがどの程度の金額になるか、きちんと試算をしているのか。公平に見て妥当と思われる被害額を試算し、提出するのは、アナログ時代にはできた利用法を狭めようとする側の最低限の義務だろう。</p> <p>また、私的録音録画補償金制度は、私的複製に対する対応策として考えられた制度であり、これは今回の議論において、重要な選択肢の一つであると考えられる。なぜこれを考慮の対象として入れていないのかについては、少なくとも説明を入れなくては検討をしたとはいえない。消費者がデジタル・コンテンツを自由に楽しめるようにするためにも、補償金制度の方で吸収した方が、望ましいのではないか。</p>
27	個人	コピーワンスの改善の在り方について、「⑤コピーはEPN方式とした上で、私的録音録画補償金制度で解決する」という選択肢を追加すべきである。また、上記で追加した選択肢を解決策に選ぶべきであると主張する。	<p>「審議の過程では、上記(1)に示した議論を踏まえ、いわゆる「コピーワンス」の改善の在り方に係る具体的な選択肢を次の四つに整理した上、意見交換を行ったところである。」とされているが、上記の選択肢を除外しているのはなぜか。</p> <p>現在販売されている機器は、現行のCOGかEPNか、コピーフリーしか選べないようになっており、また第三次中間答申では、EPNへの移行を謳っていたはずである。EPNを前提として、制度を考えるべきではないのか。COG+N回では既存の機器が対応しておらず、メーカーに負担をかけると共に、消費者に対しても無用の負担を課すものとなってしまふ。既に購入した人間にしてみれば、買い換えまですなくてはならないことになる。第三次中間答申を受けて、EPNになることを期待して買った人間もいるにもかかわらずである。また、COG+N回が最終結論になるのかどうかも不明であり、消費者が安心して商品を買えない状況にする必要性が理解できない。</p> <p>そもそもアナログ機器はコピーフリーであったのであり、デジタルになったからといって変えるというのは、慣習として確立されていた私的利用の範囲を不当に狭めるものではないか。EPNであればインターネット上への流出は防げるのであり、リアルでの複製のみによる被害というのはそう大きくはならないはずである。そもそも、EPNにした場合の被害というのがどの程度の金額になるか、きちんと試算をしているのか。公平に見て妥当と思われる被害額を試算し、提出するのは、アナログ時代にはできた利用法を狭めようとする側の最低限の義務だろう。</p> <p>また、私的録音録画補償金制度は、私的複製に対する対応策として考えられた制度であり、これは今回の議論において、重要な選択肢の一つであると考えられる。なぜこれを考慮の対象として入れていないのかについては、少なくとも説明を入れなくては検討をしたとはいえない。消費者がデジタル・コンテンツを自由に楽しめるようにするためにも、補償金制度の方で吸収した方が、望ましいのではないか。</p>
28	個人	コピーワンスの改善の在り方について、「⑤コピーはEPN方式とした上で、私的録音録画補償金制度で解決する」という選択肢を追加すべきである。また、上記で追加した選択肢を解決策に選ぶべきであると主張する。	<p>「審議の過程では、上記(1)に示した議論を踏まえ、いわゆる「コピーワンス」の改善の在り方に係る具体的な選択肢を次の四つに整理した上、意見交換を行ったところである。」とされているが、上記の選択肢を除外しているのはなぜか。</p> <p>現在販売されている機器は、現行のCOGかEPNか、コピーフリーしか選べないようになっており、また第三次中間答申では、EPNへの移行を謳っていたはずである。EPNを前提として、制度を考えるべきではないのか。COG+N回では既存の機器が対応しておらず、メーカーに負担をかけると共に、消費者に対しても無用の負担を課すものとなってしまふ。既に購入した人間にしてみれば、買い換えまですなくてはならないことになる。第三次中間答申を受けて、EPNになることを期待して買った人間もいるにもかかわらずである。また、COG+N回が最終結論になるのかどうかも不明であり、消費者が安心して商品を買えない状況にする必要性が理解できない。メーカーにとっても日本独自の規格に対応する負担がかかり、それが製品の価格に転嫁されればメーカーと消費者の2者が損となり、コンテンツ提供側しか得をしない状況となる。これでは全体から見れば不利益が勝ってしまう。</p> <p>そもそもアナログ機器はコピーフリーであったのであり、デジタルになったからといって変えるというのは、慣習として確立されていた私的利用の範囲を不当に狭めるものではないか。EPNであればインターネット上への流出は防げ、また海賊版の作成等はEPN対応の大量コピー機器というものが製造できない以上ありえないはずであり、コンテンツ提供側が危惧する大規模な被害が発生しにくい方式である。そもそも、EPNにした場合の被害というのがどの程度の金額になるか、きちんと試算をしているのか。公平に見て妥当と思われる被害額を試算し、提出するのは、アナログ時代にはできた利用法を狭めようとする側の最低限の義務だろう。</p> <p>また、私的録音録画補償金制度は、私的複製に対する対応策として考えられた制度であり、これは今回の議論において、重要な選択肢の一つであると考えられる。なぜこれを考慮の対象として入れていないのかについては、少なくとも説明を入れなくては検討をしたとはいえない。消費者がデジタル・コンテンツを自由に楽しめるようにするためにも、補償金制度の方で吸収した方が、望ましいのではないか。</p>



意見 番号	意見 提出者	ご意見等	理由
29	個人	<p>実際の消費者の声を完全に無視した報告書だ。</p> <p>コピーワンスの改善の在り方について、コピープロテクトありきで議論が進んでいる点が根本的におかしい。COG+N回の結論だけでなく、COGを含めたコピープロテクトを行うことそのものに反対。</p>	<p>&gt;「審議の過程では、上記(1)に示した議論を踏まえ、いわゆる「コピーワンス」の改善の在り方に係る具体的な選択肢を次の四つに整理した上、意見交換を行ったところである。」とされているが、COG・EPNを含めたコピープロテクトそのものをを行うこと自体に反対であるという意見はまともに取り上げられていない。末端にいるユーザの意見を無視していると思えない。</p> <p>特にデジタル機器について、これを使いこなしているであろう、ヘビーユーザを代表する意見がどこにも入っていない。そもそもアナログ機器はコピーフリーだった。デジタルになったからといって変えるというのは、正式に認められていた私的利用の範囲を不当に狭めるものであるばかりか、ユーザとしての使い勝手に限ればむしろ退化しているといえる。</p> <p>時代に逆行し、デジタル機器の利用を狭め、新たな創作活動にも繋がるかもしれない利用法を制限するのは、全く理解できない。既にコピーフリーにしてビジネスを行うということが、YouTube等を通じて行われているが、アナログ時代が終わったことを認め、デジタル時代／インターネット時代に適したそういう新たなビジネスモデルにこそ、対応していくべきではないか。</p> <p>COG+N回、COG、EPNを含め、コピープロテクトには反対である。</p>
30	個人	<p>コピーワンスの改善の在り方について、COG+9回へ移行するという選択肢だけではなく、EPN等の実行可能性も残すべきであると考え。また、同時に、コンテンツを提供する側がCOGを施した場合、COGを施したコンテンツに対して、一定期間(あるいは半永久的に)、パッケージメディアの販売等を通じて、コンテンツの入手可能性を保証するよう義務づけるべきである。</p>	<p>なぜなら、COGが施されたコンテンツに関してバックアップを行った場合、孫コピー等が許可されていないため、メディアの劣化やメディア規格の変更等により、コンテンツを変換することが不可能となるため、別途コンテンツを視聴できる機会を常時提供すべきであると考えためである。</p> <p>また、コンテンツを提供する側にとって、コンテンツの視聴機会を常時提供するためにはコストがかかるため、そのコストを支払うことを嫌うコンテンツ提供者のためにEPNの実行可能性を選択肢として提供することに意義があると考え。この場合、コンテンツを提供する側の収益機会が失われる可能性があるため、その補償制度として、私的録音録画補償金(あるいはそれに類する制度)を活用するべきであると考え。</p>
31	個人	<p>コピーワンスについてユーザーの意見を余りにも無視した部分も多く、尚且つコピーワンス前提進んでいる部分が余りにも多く世間の評価とは反した報告書である。</p> <p>またコピー回数を並列増やす事自体次の世代に情報を残すという観点から見れば無意味な行為である。</p>	<p>・そもそも並列でコピー回数を1回から9回に増やしたところで、孫コピーが取れないためにデータを後の世に残すという観点からみれば、ほぼ意味の無い行為であり、またその保存したい情報がコピーガードのせいで次のメディアに残せなくなってしまい、その時の記憶も時がたつと共に消えてしまう可能性が非常に高い。</p> <p>・またこの手の規制で固めた規格が世の中で主流になった事も殆ど無い。その理由としてはユーザーにとって利便性が余りにも悪いためである。これは前回のコピーコントロールCDが広まらなかった理由も当てはまるだろう。それにこのコピーガード機能のおかげでコストの上昇や他の機器への不具合なども懸念されるのではないのか？</p> <p>・少なくともこの件についてはユーザーにとっては見ている限り一つもメリットがなく、尚且つユーザー自体を泥棒扱いしている節があるのではないのか？視聴者もお客であり、商売であるのならユーザーの事を第一に考慮すべきである。この件に関しては余りにも権利者や権利団体の言い分ばかりが尊重されてしまっているのではないのか？</p> <p>以上の点からコピーワンスには反対である。</p>
32	個人	<p>コピーワンスの改善の在り方について、議論が進んでいる点が根本的におかしく、実際の購買者や使用者の声を無視した報告書である。</p> <p>COG+N回の結論だけでなく、COGを含めたコピープロテクトを行うことそのものに反対である。</p>	<p>今回報道等でデジタル放送を録画した番組などのコピー回数を9回にするようなことがされていますが、全くの無意味な結論です。</p> <p>一度DVD、BDIに退避した番組を再編集、構築するための書き戻しが結果としてコピーになります、全く同じ内容のものを複数枚コピーすることはほとんど無いからです。</p> <p>インターネットの業界太鼓持ちの記事等読みますと本当に腹立たしい限りです。</p> <p>ある記事を少しアレンジしてかきますと、「チャンネルを切り替える必要はいりません、放送局ごとにテレビを複数台用意し、並べれば良いのです。」現実的でしょうか？</p> <p>私がこれまで肌で感じてきた感触は、購買者やファンを飼いなすような、コントロールするようなことをやれば、結局、総合的に購買者、視聴者離れによる機会損失にしかならないのではないのか。</p> <p>そもそもアナログ機器はコピーフリーであったのであり、デジタルになったからといって変えるというのは、慣習として確立されていた私的利用の範囲を不当に狭めるものである。せつかくのデジタル機器の利用を狭め、新たな創作活動にも繋がるかもしれない利用法を制限するのは、全く理解できない。既にコピーフリーにしてビジネスを行うということが、YouTube等を通じて行われているが、アナログ時代が終わったことを認め、デジタル時代／インターネット時代に適したそういう新たなビジネスモデルにこそ、対応していくべきではないか。COG+N回、COG、EPNを含め、コピープロテクトには反対です。</p>

意見 番号	意見 提出者	ご意見等	理由
33	個人	<p>コピーワンスの改善の在り方について、安易な規制は違法コピーの流出への有益な対策とならないうえにユーザーの利便性を損なうという点で、便益より問題の方が大きい。基本的には、コピー制限によりユーザーの利便性を低下させるのではなく、むしろ利便性を高めることで対処することが望ましい。ただし、もしどうしてもコピー制限を入れるのであれば、次善の策として、「⑤コピーはEPN方式とした上で、私的録音録画補償金制度で解決する」という選択肢を追加し、これを採択すべきであると考えている。</p>	<p>あらゆるコピー制限技術はそれを解除する技術の開発を引き起こすものであり、結局いつかどこかにしかたならない。禁酒法の歴史をひも解くまでもなく、有効な防止策もなしに安易な規制の強化を行えば、そうした対策をとる意志と能力を備えた闇の勢力や悪意あるユーザーにとっての収益機会を増やすだけとなる。一方、現代では1つのコンテンツを複数のプラットフォームで楽しんだり、あるいは機器を買い換えてもそのコンテンツを引き続き利用し続けたいというユーザーのニーズが強くなっている。コピー回数について、3回であろうが10回であろうが限りがあるということ自体がきわめて強い権利制約であり、違法コピー製品へのニーズをかえって増大させるものと考えられる。</p> <p>すなわち、こうした方策は、自らの利益のため確信犯的に権利侵害を行う一部の人間にとって有効な手立てとなるものではない一方で、正当な方法でコンテンツを利用して楽しみたい多数の善良なユーザーの利用上の自由を過剰に制約し、過剰なコスト負担を強いるものであって、便益より問題のほうが大きいといわざるを得ない。</p> <p>無料で新たな番組がいつでも視聴できるテレビ放送におけるコンテンツ間の競争は激しく、利用を制限された過去のコンテンツのほとんどは新たなコンテンツに比べて不利な立場におかれ、あつという間に忘れ去られていく流れにある。コンテンツは死蔵されているだけでは意味がなく、人々に利用されて初めてその価値を発生させるものであるから、その権利保護のあり方も通常の財とはおのずからちがったものになるはずである。二次利用による収益機会を考えるならば、むしろ善良な一般ユーザーの利用を制限するような規制に対してこそ慎重であるべきと考える。完全な防止策がない現状で権利を保護するための抜本的かつ最も有効な対策は、リーズナブルなコストで便利にコンテンツが利用できるようにして、ユーザーがわざわざ違法コピーを利用したいとは思わない状況を作り出すことである。もちろんこれは必ずしも容易とはいえないが、コンテンツの二次利用についても、課金モデルの開発・普及についても、これまで供給者側がそうした努力を充分に行ってきたとはいえない。こうした中で、コピー段階での制約によってユーザーにのみ負担を強いるアプローチをとるのは、健全な市場の育成の観点からも問題が大きい。</p> <p>もし、抜本的な対策をとるまでの当面の間、どうしてもなんらかの制限が必要ということであれば、多数の善良な一般ユーザーの利便性および現状でのコンテンツ購入、利用の形態を考慮すれば、EPNのほうが望ましい。また、私的複製に対する対応策としては既に私的録音録画補償金制度があることから、EPNと組み合わせ、その拡充等をはかることによって対処できる部分も大きいものと考えている。</p>
34	個人	<p>なぜ、コピーフリーという考え方がそもそもののか？ また、利用者が求めているのは利便性である。よって、コピーフリーを求める。</p>	<p>まず、コピー制限ありきの議論に疑問を感じる。なぜ、コピーフリーについて議論すら行われぬのか？その理由が説明されていない。また、殆どの善良な視聴者・消費者は海賊版の作成など行わず、自分が見たい番組を録り、よいものを残し・編集する程度の使用しか行わない。</p> <p>要するに私的複製しか行わない。しかしそれを行う上で、コピー制限が妨げになっているからこそ、コピー制限の解除を求めているのである。もちろん中には海賊版を作成するものもいるだろうが、それらは公安が捜査・取締りを行い、個別にきめ細かな対応を実施すればよい。</p> <p>結局のところ、現状から地デジが普及するためには、「視聴者・消費者」が地デジを見なければならぬ。</p> <p>どんなにTV局や総務省、制作会社が頑張ってもコンテンツを作成し、宣伝しようとも、視聴者がいなければ普及したことはならない。</p> <p>従って地デジを普及させたければ、視聴者にとって大きな利益が出る形を作らなければ、いつまでたっても地デジが普及することは無いのではないかと考える。</p>
35	個人	<p>コピーワンスの改善の在り方について、コピーはフリーもしくはEPN方式とした上で、私的録音録画補償金制度で解決すべき。</p>	<p>1) フリーやEPN方式以外の場合、過去に購入した機器は、対応できず、メーカーによってはアップデートもできない可能性がある。その場合、機器を買い換える必要があり、早めに購入した消費者が不利益こうむるから。このような対応をし続けた場合、消費者が購入を控えることになり、逆に普及の妨げになる可能性がある。現にこの議論が始まったために購入を控える消費者がいると思われる。現に私もその一人である。</p> <p>2) 私的録音録画補償金制度がすでにあり、この制度を使えば複製に対する補償がされている。アナログのころには得ることができなかったため、純粋に収入が増えたともいえるのではないかと。私的録音録画補償金制度は、もともとデジタル録音機器がでたころ複製を制限できないことで複製が蔓延し不利益が生じるとして導入された制度であるため、コピーワンスのように制限がかかっている場合には、必要ないはずである。それにもかかわらず、補償金を取るのは不当であると思う。もし、補償金を受けるのであればコピーフリーが当然である。一方でコピーフリーでは、インターネットに流出するというのであれば、それを防ぐことのできるEPN方式であれば十分である。</p>
36	個人	<p>コピーワンスの回数制限の弊害として使い方が解りにくすぎます。 自分の理解出来ないものを積極的に購入しようと思う消費者もいようはずがなくデジタル放送普及の妨げになっています。 VHSビデオデッキと同程度のわかり易さを備えるコピーフリーにすべきです。</p>	<p>コピーワンスからコピー回数が9回+ムーブ1回に変更されたことと報道で読みましたがそれはデジタルについてのみでアナログに関してはその限りではないと存じます。また、メディアについてDVDだけでも保証金有無でムーブに使用できるか否か変わってきます。</p> <p>パブリックコメントの別添2資料でもそのことが説明されていましたが一般消費者が理解しようと努めるのでしょうか？</p> <p>恐らくそのようなことはなく無用な混乱を招くだけだと思います。そもそもコピーワンス、CPRMともに限定的とはいえ破られており、すでに意味をなしていません。このような状況下ではコピーワンスに反応しない機器を販売する業者、コピー品をネットオークションなどで販売する業者、またそれを購入する消費者など本来起こり得なかった犯罪を助長するだけです。一般消費者にとっては解り難く不便になり、一部よからぬところだけが得をするようなデジタル放送は普及しないと思いますし、普及してはならないと思います。以上のことからコピーフリーにすべきだと進言いたします。</p>

意見番号	意見提出者	ご意見等	理由
37	個人	コピーワンスというシステム・コピープロテクトの制度化自体に反対です。	データをコピーすることを封じ込めることは、著作権法においても免責されている、「個人的利用」の権利を制限し、ひいては、人々が情報を自由に楽しむことを阻害しかねないものです。 また、制度化されることによって、ユーザーに余計な出費やストレスを強いるような事態も考えられます。「防犯」、「予防的措置」という観点から、コピーワンスは受け入れられやすいシステムなのかも知れませんが、現行著作権法でも認められている権利を制限するプロテクトシステムは、人々の生活に、不要な枠を設けるものです。 以上のような理由から、私はコピーワンス、コピープロテクトシステムの制度化に反対します。
38	個人	コピーワンスの改善の在り方について、まず、コピープロテクトありきで議論が進んでいく点が根本的におかしく、実際の消費者の声を無視した報告書であることは否めない。私的録音についてもまずは補償金ありきで議論しているし、このような著作権問題はどのようにいつもありきの発想でしか議論ができないのだろうか。そこらへんが疑問。 この問題もそうで、COG+N回の結論だけでなく、COGを含めたコピープロテクトを行うことそのものに反対である。	「審議の過程では、上記(1)に示した議論を踏まえ、いわゆる「コピーワンス」の改善の在り方に係る具体的な選択肢を次の四つに整理した上、意見交換を行ったところである。」とされているが、COG・EPNを含めたコピープロテクトを行うこと自体に反対であるという意見をちゃんと聞いていないのは問題なのではないだろうか。特にデジタル機器について、これを使いこなしているであろう、ヘビーユーザを代表する意見が見えないのはなぜだろうか。本来ならば、ヘビーユーザの声をもっと取り入れてしかるべきなのにもかかわらず、そういった声を無視して、議論を進めるのは問題が多い。 そもそもアナログ機器はコピーフリーであったのであり、デジタルになったからといって変えるというのは、慣習として確立されていた私的利用の範囲を不当に狭めるものである。せっかくのデジタル機器の利用を狭め、新たな創作活動に繋がるかもしれない利用法を制限するのは、全く理解できない。既にコピーフリーにしてビジネスを行うということが、YouTube等を通じて行われているが、アナログ時代が終わったことを認め、デジタル時代／インターネット時代に適したそういう新たなビジネスモデルにこそ、対応していくべきではないか。 COG+N回、COG、EPNを含め、コピープロテクトには反対であるし、権利者団体は、消費者がコピーすることで売り上げ促進の妨げになると考えているようだが、このような思想でもって、消費者を泥棒扱いにされるのはどうにも腑に落ちない。
39	個人	「議論の経緯」として、「現行の、いわゆる『コピーワンス』については、その導入プロセスに権利者、消費者いずれの参加も得ておらず、その必要性・合理性について、権利者、消費者の十分な理解が得られていない」という指摘がある」と述べられておりますが、「具体的なコピー回数制限の在り方」について、47ページ記載の「コピー許容回数10回」とする案を「当面の改善策」として適切と考えますので、この案の早期確定に関する権利者、消費者の十分な理解を得る措置を、緊急に講じていただきたいと考えます。	1. コピー制御を含めてデジタル放送におけるコンテンツ保護方式は、「放送運用規定」で規定されていますが、その策定は、放送事業者と受信機メーカーで構成している社団法人デジタル放送推進協議会と、放送事業者・通信事業者・受信機メーカーで構成している社団法人電波産業会が行っています。このような、権利者・消費者不参加の仕組みそのものが、周知されていないと考えますが、現行の仕組みに権利者・消費者の参加を加えることが、コピー制御を含めて、デジタルコンテンツの流通円滑化に関する国民全体の合意を形成するため、必須と考えます。 2. 地上デジタル放送への全面移行を2011年に実現するためには、諸般の「基本的考え方」の相違を調整する時間的余裕が乏しいことを率直に認め合い、「当面の改善策」として「コピー許容回数10回」とする案を、権利者・消費者参加のもとで理解し合意したと納得できる措置が望まれます。(以上)
40	個人	私的な利用を考慮すれば、コピーは回数の制約無しに自由にできるようにしておくべきである。	著作権法上、私的複製は許されている。コピーを禁止することや回数を制限することはこれに反すると考える。公開するという行為は私的複製の範囲には含まれないので制約無しにすることは無関係である。
41	個人	昨年の第3次中間答申へのコメントでも記載したが、現行のコピーワンス方式は、情報通信審議会で審議し、パブリックコメントの手続きを経て答申した、BSデジタル放送におけるコンテンツ保護方式に倣ったものである。(しかも、このパブリックコメントには、「地上デジタル放送の普及を阻害する可能性」について言及した意見までが提出されている。)したがって、「現行のコピーワンス」方式に、権利者、消費者のいずれも参加していないとの本委員会の認識は誤りであり、報告書は訂正されるべきである。	平成14年1月24日総務省報道発表「BSデジタル放送用受信機等が対応可能なコンテンツ権利保護方式(素案)についての意見募集の結果」 <a href="http://www.soumu.go.jp/s-news/2002/020124_1.html">http://www.soumu.go.jp/s-news/2002/020124_1.html</a> 提出意見6番(日本テレビ放送網) BSデジタル放送において、無料放送にも限定受信方式を適用することについては、下記の点などから、その是非について、技術以外の観点からも多角的な論議が求められると思料。 1) 視聴者の利益にかなっているか 2) 法律、制度などの活用による解決手段はないか 3) 経営の自由度を縛ることにならないか 4) BSデジタル放送、また地上デジタル放送の普及に悪影響はないか



意見 番号	意見 提出者	ご意見等	理由
42	個人	<p>基本的な方向性としての「OCGの考え方の摘要＋一定の制限」という考え方を採ることが適当という案については、賛成できません。</p> <p>現行で運用されている「私的録音録画補償金制度」を見直して継続していく事で権利者に配慮しつつ、消費者の権利を保障する観点からもコピープロテクトを行わない方法を再度検討すべきではないでしょうか。</p>	<p>コピーワンス等の複製制限は、消費者の私的利用の権利を著しく制限するものです。</p> <p>iPodに代表される携帯機器の出現に対しても「OCGの考え方の摘要＋一定の制限」という考え方は、十分な検討がなされているとは思えず、今後導入される新技術に対してOCGが有効に機能するか疑問があります。更に現行の記録装置についても新しい制限を導入することで利用できなくなる場合も考えられます。</p> <p>以上のことから、制限は加えずに私的録音録画補償金制度等により、放送コンテンツの権利者の権利を保護する方法を採ることが、新技術に対しても柔軟な対応をとることができ、消費者の利便性も確保できるので良いのではないのでしょうか。</p> <p>複製品の氾濫による権利者の機会損失については、これまでも放送時とソフトの販売時で、内容に変更を加えたり特典をつける等して、権利者・消費者ともに満足できる形での対策がなされてきました。デジタル放送に移行するからといって、必ずしも放送内容をすべて高画質・高音質にする必要もないのではないのでしょうか。放送コンテンツと商品を差別化することで十分利益は確保されると思います。</p>
43	個人	<p>コピーワンスの改善の在り方について、コピープロテクトを前提にした議論が進んでいる点に疑問を感じる。</p> <p>技術的手段より、違反者摘発のシステム作りを議論すべきだと考える。</p>	<p>選択肢として整理されているのは、コピープロテクトに関する技術的な方法論のみであるが、こうした技術は解除されないことを保証していない上、消費者の利便性を損なわせることは議論が上がっている通りである。</p> <p>特に、無料で放送されているコンテンツに価値があるというならば、一般消費者は正規の商品に価値を見出して対価を支払っていると考えるのが妥当だと思うし、私自身も実際にそうしている。</p> <p>逆に考えれば、コピーで満足されているコンテンツは、コンテンツ自体に市場価値がないと判断され、淘汰されていくのが市場原理だと思う。</p> <p>また、保護することで商品価値が上がるというのであれば、コンテンツの権利者がその対策を講じるべきであり、それを公共放送や無料放送と称している媒体に適用するのは、放送業界と政府の利益操作ではないかと、一般消費者としてはとらえてしまう。</p> <p>違反者の摘発を前提とするならば、違反者に対する罰則の強化や、違反者を発見した場合の通報手段の簡略化、コンテンツホルダーが誰であるかを一般消費者が調べやすくする方法論などが、議論されるべきことではないかと思う。</p>
44	個人	<p>昨年のEPNを検討せよとの中間報告書から、今年度は、コピーの回数緩和だけに後退してしまった。</p> <p>これでは、ムーブの失敗には対処できただけで、それ以外の諸問題にはなんら解決になっていない。消費者側委員は「ユーザーは何に対処すれば満足するのか?」、メーカー側委員は「EPNでなければ解決できないことは何か」を明示し、コピーワンス緩和の為に「要求条件」を設定して議論をやりなおすべきである。</p> <p>現状では、1) ホームサーバーなどでコンテンツの移動ができない。2) 録画メディアの切り替わり目や、DVDやHDDが劣化していった場合に、コンテンツが消え去るのを眺めているだけ。3) 私的な録画アーカイブ(コンピレーション)をつくる楽しみが奪われたまま。である。</p> <p>こんなもので「改善されたでしょう」とは認められない。アナログ放送のままがずっと使い勝手が良い。「根本的なところはまったく解決されていない」</p>	<p>ユーザーが望んでいることを理解される為に、以下の記事を参照されることをお勧めする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・DRMどころかEPNも嫌いだ(元麻布春男) <a href="http://pc.watch.impress.co.jp/docs/2007/0904/hot503.htm">http://pc.watch.impress.co.jp/docs/2007/0904/hot503.htm</a></li> <li>・「1世代コピー9th」では誰も幸せになれない(小寺信良) <a href="http://plusd.itmedia.co.jp/lifestyle/articles/0707/23/news009.html">http://plusd.itmedia.co.jp/lifestyle/articles/0707/23/news009.html</a></li> <li>・「コピーワンス」改善に関する答申について、麻倉さんのコメントが届きました！(麻倉怜士) <a href="http://www.stereosound.co.jp/hivi/detail/newsheadline_1283.html">http://www.stereosound.co.jp/hivi/detail/newsheadline_1283.html</a></li> </ul>
45	個人	<p>バックアップの回数は無制限にすべきである。</p>	<p>バックアップの回数を1回や3回に制約することは、私的複製を認めている著作権法に反する。また、複製をバックアップと用途を限定していることにも問題がある。複製する目的は、プレイシフトやタイムシフト、あるいはライブラリの作成などがあることを考慮していない。</p>
46	個人	<p>人数を想定するのはおかしい。</p>	<p>家族には1人から何十人と範囲があり、3人に制限する根拠がない。4人家族なら12+1回になるのか。</p>

意見番号	意見提出者	ご意見等	理由
47	個人	<p>&lt;具体的な実現方法についての意見&gt;          今回のコピー9回＋ムーブ1回(以下、コピーナインと記す)については、          ・早急を実現可能な方法で、かつ、規格的にもスッキリした設計的にも判りやすい方法を、          ・放送業界全体の協力のもと実現すべきである。          具体的には、          ・解像度制限ビットの近くの、プライベートビット(未使用)のところ1ビットを「コピーナイン」と「従来のCOG」の区別につかう。          ・プライベートビットの部分は、デフォルトが1であるので、1であれば「コピーナイン」と判断する。          ・従来機は、プライベートビットを判断しないので、従来のCOGのままの動作をする。(メーカーが改修しない限り)          ・コピーナイン対応機が出荷されるまでの間に、コピーナインになってはこまる放送事業者(例えばWOWOW)が送出設備を改修する。          これであれば、放送設備の改造数が最低限であるので、運用開始も早々に可能である。          ところが、合同通信の報道によれば、WOWOWは「地上放送の為になぜWOWOWが改修しなければならないのか?」と言うパブリックコメントを出す予定とのことであるので、上記方法に反対している様である。          WOWOWの放送設備の改修費を地上の放送事業者が負担してでも、WOWOWのデジタル放送全体の促進を考えようという意見に反省を求め、地上デジタル放送全局の設備改修が必要となり運用開始が2年後にもなりかねない様な規格化は排除される様指導されたい。</p>	
48	個人	<p>私は一国民として、コピーワンス問題について、現在の方向性を破棄し、以下の通りの方向性を基本として検討し直すことを強く求める。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 無料地上波からB-CASシステムを排除し、テレビ・録画機器における参入障壁を取り除き、自由な競争環境を実現すること。</li> <li>2. あまねく見られることを目的とするべき、基幹放送である無料地上波については、スクランブルなし・コピー制御なしを基本とすること。</li> <li>3. これは立法府に求めるべきことではあるが、無料地上波については、原則スクランブルなし・コピー制御なしとすることを、総務省が勝手に書き換えられるような省令や政令レベルではなく、法律に書き込むこと。</li> <li>4. B-CASに代わる機器への法的なエンフォースの導入は、B-CASに変わる新たな参入障壁を作り、今の民製談合を官製談合に切り替えることに他ならず、厳に戒められるべきこと。コンテンツの不正な流通に対しては現在の著作権法でも十分対応可能である。</li> </ol> <p>なお、審議会の場等で権利者団体の代表がコピーワンス緩和は補償金拡大を前提にしているかの如き発言を繰り返しているが、上記のような方向性以外であれば、録画補償金は廃止しても良いくらいで、全く議論の余地すらない。上記のような方向性を出したとしても、補償金の対象範囲等は私的な録音録画が権利者にもたらす「実害」に基づいて決められるべきであるということと言うまでもない。</p> <p>また、このコピーワンス問題について現在出されている案も含め、近年総務省が打ち出</p>	<p>まず、答申には過去のコピーワンス導入経緯についての説明が故意に省かれているが、総務省は過去の情報通信審議会において、コピーワンスの導入のために無料地上波にB-CASシステムを導入するのが適当という結論(<a href="http://www.soumu.go.jp/s-news/2002/020124_1.html">http://www.soumu.go.jp/s-news/2002/020124_1.html</a>「BSデジタル放送用受信機等が対応可能なコンテンツ権利保護方式(素案)についての意見募集の結果」参照。)を出し、平成14年6月に省令改正(<a href="http://www.soumu.go.jp/joho-tsusin/policyreports/denpa_kanri/020612_1.html">http://www.soumu.go.jp/joho-tsusin/policyreports/denpa_kanri/020612_1.html</a>「標準テレビジョン放送のうちデジタル放送に関する送信の標準方式の一部を改正する省令案について」参照。)まで行って、その導入を推進している。無料の地上放送へのB-CASシステムとコピーワンス運用の導入は、この省令改正によってもたらされたものである。</p> <p>このB-CASシステムは談合システムに他ならず、これは、放送局・権利者にとっては、視聴者の利便性を著しく下げることによって、一旦は広告つきながらも無料で放送したコンテンツの市場価格を不当につり上げるものとして機能し、国内の大手メーカーにとっては、B-CASカードの貸与と複雑な暗号システムを全てのテレビ・録画機器に必要とすることによって、中小・海外メーカーに対する参入障壁として機能している。本来あまねく見られることを目的としていた無料地上波の理念をねじ曲げ、放送局と権利者とメーカーの談合に手を貸したあげく、さらにこれを隠すという総務省の行為は、見下げ果てたものであり、現在の方向性に国民本位の考え方など欠片も見られないことの証左でもある。</p> <p>総務省は素直に過去の失策を認めるべきであり、この過去の審議会の詳細な議事録を公開し、この事実を元にした再検討を進めるべきであることは言うまでもない。</p> <p>また、放送局がEPNの導入に反対する理由は、全く説得力がない。答申でも様々な困難が考えられると書かれているが、有料放送においては複数のコピー制御がなされている上、大きな混乱が生じているということも聞かない。すなわち、EPNの導入を全く不可とする放送局の主張は全くの出鱈目であり、このような主張は誰が見ても全く取り合いに値しない。そもそもコピーワンスが導入されるまでの間、コピーフリーで放送していた時期もあるくらいである。</p> <p>コピー制限なしとすることは認められないとする権利者の主張は、消費者のほとんどが録画機器をタイムシフトにしか使用しておらず、コンテンツを不正に流通させるような悪意のある者は極わずかであるということ念頭においておらず、一消費者として全く納得がいかない。消費者は、無数にコピーするからコピー制限を無くして欲しいと言っているのではなく、わずかしこコピーしないからこそ、その利便性を最大限に高めるために、コピー制限を無くして欲しいと言っているのである。消費者の利便性を下げることによって権利者が不当に自らの利潤を最大化しようとしても、インターネットの登場によって、コンテンツ流通の独占が崩れた今、消費者は不便なコンテンツを選択しないという行動を取るだけのことであり、長い目で見れば、このような主張は自らの首を絞めるものであることを権利者は思い知ることになるであろう。</p> <p>さらに、現在示されている単なるコピーの回数の緩和は、大きな利便性の向上なくして、複雑かつ高価な機器を消費者が新たに買わされるだけという、一消費者・一国民として全く受け入れがたい方向性である。</p> <p>現在の答申に記載されている方向性のルールが国際標準になる可能性は全くないため、開発費用は国内市場でまかなう他なく、国内の消費者が世界的に見ても高価かつ不便な機器を買わされることになるのは確実である。</p> <p>特に、現在の案の機能を実装した録画機器を販売したとしても、テレビ(チューナー)と録画機器の接続によって、全く動作が異なる(接続次第で、コピーの回数が9回から突然1回になる)こととなり、消費者の大きな混乱が予想される上、セットトップボックスを使用せざるを得ない難視聴地域の視聴者のような、録画機器を別に接続せざるを得ない者に対してはコピーワンスが維持されることとなり、根拠のない差別が生じることになる。何故、このような場合にコピーの回数が減るのか、納得の出来る説明は誰にも出来ず、コピーワンスの矛盾を拡大するに過ぎない、このような方向性には、一国民として反対せざるを得ない。</p> <p>現在の地上無料放送各局の歪んだビジネスモデルによって、放送の本来あるべき姿までも歪められるべきではない。そもそもあまねく視聴されることを本来目的とするべき、無料の地上放送においてコピーを制限することは、視聴者から視聴の機会を奪うことに他ならず、このような規制を良しとする談合業界及び行政に未来はない。</p>

意見 番号	意見 提出者	ご意見等	理由
		している放送関連施策には国民本意の視点が全く欠けており、今のままでは地上デジタルへの移行など到底不可能であるとほとんどの国民が思っているであろうことを付言しておく。	なお、付言すれば、私が書いたような方向性で検討するとしても、本来、このような談合規制の排除は公正取引委員会の仕事であると思われ、何故総務省及び情報通信審議会が、談合規制の緩和あるいは維持を検討しているのか、一国民として素直に理解に苦しむ。立法府において、行政と規制の在り方のそもそも論に立ち返った検討が進むことを、私は一国民として強く望む。
49	個人	将来的な著作権法改正との整合性も視野に入れ、コピーワンス、COG導入のいずれも前提としない地上波放送と同様の方式を是とすべきである。	将来、我々を含むいずれかの者が政権を担当することになり、著作権法を改正してフランス法に示される私的使用複製の禁止を違法化することになった場合に、コピーワンスおよびCOGの方式では、デジタル放送のシステムがそもそも違法ということになり、再度全面的な設計変更を迫られることになる。(端末を個別に識別して、保存されるコンテンツに機器ID等を埋め込むことができるのであれば、追跡可能な著作権法違反というサンクションをもってインターネットへの流出を防止する事が可能であるが、以下の問題がなお残る。) また、コピーワンス/COG方式を導入することで、本来必要ではないHDDレコーダーの買い換えが必要になる。さらに、日本固有の方式で実装されたそれらが、iPhone, Blackberryのような海外のメーカーが製造するモバイル端末や、Nintendo DS, PSP, Nokia n-gameに類するゲーム機で再生できないことになれば、デジタル放送されるコンテンツの利用可能性を狭め、iPhone等でも利用可能なYouTubeに市場を奪われるという流れに、ますます棹さず事になろう。
50	個人	消費者の利用実態とかけ離れたコピー制御方式がモラルハザードに結び付くような結果だけは避けなければならないと考える。	受信機に対してはB-CAS方式によって実効性は担保されているもののアナログ映像出力に対しては、技術的な対策が根本的に難しく、コピー制御信号に反応しない映像取込装置が市場に堂々と出回っている現状がある。それらに対して、法的エンフォースメントによって取り締まりを強化する、またはアナログ映像出力を一切禁止してしまう、などの対策が考えられるが、そもそも何の為の、そして誰の為の著作権保護なのか、基本に立ち返って消費者目線に立って今後も最良の方法を議論していただきたい。
51	個人	コピーフリーにすべき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民主主義とは思えない仕様。</li> <li>・コピワン、コピ10など勝手な事を言っているが家電メーカーの制作サイドの事を考えていない。</li> <li>・コピワン、B-CASにより製品が高価になり、大型化し不具合が多発している。</li> <li>・コピーワンスにするなら、家電販売店に、コピワンの表示を義務化させるべき。</li> <li>・コピワン自体、視聴者は著作権違反をするという前提の仕様なので非常に不愉快。</li> <li>・私的複製を個人で楽しむのは、合法であり、その権利を奪う権利は誰にあるのか。</li> <li>・コピワンのため、パソコン用の地デジチューナが販売されない。パソコンでテレビを見てる人が増えてると思うのですが考慮されていない。</li> <li>・コピワンは、著作権違反を未然に防ぐ1つの方法です。しかし、強引で短絡的です。短期的には、テレビのDVDが売れると思います。長期的に見ると、コピワン、アナログ停波により視聴者の絶対数が減るのでテレビ局のスポンサー料も減るわけで、Lose-Loseの効果です。地方テレビ局は、倒産する所も出てくるでしょう。京都テレビなど。</li> <li>・著作権違反者を取り締まるのは、警察の仕事です。視聴者は、著作権違反者ではありません。</li> <li>・すでに、OPRMは破壊されました。また、PV3による地デジ動画も公開されています。さらに、PV4が販売されました。今さら、コピワン、コピ10にしても、今後さらに拡大します。もう止められません。警察官が、まだWinnyをやる時代です。</li> <li>・コピワン、B-CAS仕様だと、地デジチューナを5000円以下で販売も無理でしょう。</li> <li>・実際、パソコンさえあれば、必要な情報が入手できドラマや、映画を見ることが出来ます。テレビを必要としない人が増えていきます。</li> <li>・以上の事は、多くの国民が承知の内容です。総務省が、おかしな動きをしますので、テレビ局、著作権団体との癒着があると噂されています。</li> <li>・著作権団体は、CCCDで失敗した事から何も学習していません。</li> <li>・少して結構ですので、視聴者、国民の意見をご考慮ください。</li> </ul>
52	個人	一人の田舎者としては、権利側が「インターネットの仕組み」はおろか、「世の中の仕組み」を全然知らない印象を受けました。口悪いけど、自分で何も生み出していないのに金取るって詐欺団体ですよ。管理してその手数料と言われればまあそうかも知れませんが、それにしても暴利です。実質的に使う側のほうが多いんだから、意味の分かってない幹部に給料なんか払わないで、薄利多売でやっていけると思う。	



意見 番号	意見 提出者	ご意見等	理由
53	個人	<p>デジタルコンテンツの流通の促進に向けてという議題になっていますが、本政策はその流れを逆行させ、日本のデジタルコンテンツの衰退を招く愚策を考えます。実際、ユーザ側からの視点は全く取り入れられていないと考えます。</p> <p>そのため、現行政策の見直しおよび撤廃を要求いたします。</p>	<p>私は本政策の問題の根幹は「過剰なデジタルコンテンツの保護」にあると考えます。その諸悪の根源が、デジタルコンテンツ(地上デジタル他)に組み込まれているコピーワンス信号ですが、これは以下でのデメリットがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地上デジタル機器の普及率低下</li> </ul> <p>現在、総務省殿の政策として2011年から地上デジタルに切り換えるということを考えておられるようですが、現行の地上デジタルに切り換えるということにメリットがあるかどうかは疑問です。正直なところ、コピーワンス信号等が入ったために機器の買い控えが発生し、いくら高画質な放送が行えるからと言っても、ユーザは高画質というだけでものを買い換える程の余裕はありません。</p> <p>委員の方には北京オリンピックによる需要を見込んでいる方もおられるかもしれませんが、国際情勢(他国では北京オリンピックボイコットの流れが多い)中止になるかもしれないオリンピックには期待できませんし、メリットよりデメリットの方が多し機器への買い換えを行うほどユーザは愚かではないと思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地上デジタル機器の世界展開不可</li> </ul> <p>現在、日本と同じ方式で地上デジタル放送を行うことをしている国々は皆無です。そのため、日本のデジタル機器の海外進出が不可となります。実際、私は海外のソフトウェアを使ってデジタルソフトウェアのコンテンツ編集を行いたかったのですが、コピーワンス信号がネックになり、そのソフトウェアが使えないようになってしまいました。</p> <p>また、ヨーロッパ等では某社のゲーム機にデジタルチューナーをつけて安価な次世代メディアレコーダーとして活用しようという流れになっているのですが、日本だけは放送規格の違いでそれも出来なくなっています。</p> <p>その結果、日本製の電子機器の輸出はおそらく2011年移行は低下するものと考えます。</p> <p>そのため、アナログ放送時代と同様にせめてアメリカあたりとは同じ規格のデジタル放送にするなどの方策を取っても良いかと思えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・メディアの経年劣化対策軽視</li> </ul> <p>デジタルメディアの寿命は数十年から数百年と言われていますが、現実問題として数年でメディアがダメになってくるという事態が発生しております。ユーザが取れる対策としてバックアップを行うべきなのですが、コピーワンス信号のため、そのような処置が全く取れません。</p> <p>市販されているソフトウェアコンテンツなら購入すればよいかもしれませんが、国体や地方大会等の自分の身内が出た番組(ニュース)等も一律コピーワンス信号が掛かっているためにバックアップを取ることも出来ません。</p> <p>なお、ハードディスク等に保存しておけば安心かというそうではなく、ハードディスクは消耗機器であり、実際数年程度で壊れるケースが多々あります。</p> <p>現行の制度では、こういったメディアの経年劣化対策を取ることを全く許していないというか、そういったことを考慮していないように見受けられます。</p> <p>なお、コピー回数を9回に増やすという政策でカバーできているのではという意見もあるかもしれませんが、それについては次の理由で述べさせていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・過去コンテンツの次世代メディア移行の軽視</li> </ul> <p>次世代メディアを取り巻く事情はここ数年で大きく変わり、かなりの大容量のメディアが主流になろうとしています。</p> <p>その代わりに、過去主流であったメディアの切り捨てが行われてしまっています。</p> <p>例えば、DVD-RAM 2.6GBは今では読むことしか出来ませんし、DVD-RAM 9.4GBも殻付きのものを読めるドライブを出しているのは国内では1社ぐらいしかありません。</p> <p>その唯一の会社も次世代メディアではそういった殻付きのメディアが読めない装置を出しています。</p> <p>私自身も過去に記録していたコンテンツを次世代メディアへ移行しようとしています。コピーワンス信号の含まれているコンテンツは次世代メディアへの移行が行えないようになっています。</p> <p>(コピーワンスの掛かっていないPCのファイル等はドライブさえ生きていれば何とか移行することは可能です)</p> <p>その結果、莫大な過去の資産をいずれ放棄することになります。これはユーザに対して多大なる損害を出すこととなります。まあ、先ほどの理由でも述べたとおり、市販されているソフトウェアコンテンツなら購入すればよいという話になりますが、市販されていないもしくは市販される予定のないコンテンツについてはそういった対策を取ることが不可能なのです。</p> <p>そうなりますと、ユーザから見てハードウェア会社にいつまでも昔の機器を作り続けてもらうように国で保証金を出し続ける必要があるのです。</p>

意見 番号	意見 提出者	ご意見等	理由
			<p>しかしながら、そんなことは現実的に不可能ですから、ユーザが泣く泣く過去のコンテンツを破棄する時代がやってきます。そうなりますと、過去のコンテンツを破棄することで精神的かつ物質的な損害を受けたということで訴訟を起こすユーザが出てこないとは限りません。そうならずとも個人ではなく、ある程度の人数で起こすことになり、おそらく国には勝ち目はないと思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 過剰な著作権保護による競争力の低下</li> </ul> <p>現在、日本のデジタル放送機器を使用するにはB-CASカードが必要です。しかしながら、そのB-CASカードで受信を行い、そのうえ制御するというのは日本独自の仕組みです。なお、そのことについて世界では「日本って変な国だな」というレッテルが貼られてしまっています。(参考URL: <a href="http://www.watch.impress.co.jp/av/docs/20060525/winhec2.htm">http://www.watch.impress.co.jp/av/docs/20060525/winhec2.htm</a>)</p> <p>また、著作権保護団体の力が日本では異常に強くて、本来自分が買った商品に対して、再度保護を掛ける動きが出てきています。例えば、一度購入した音楽のコンテンツ(ダウンロード販売)に対して、別のディスクに入れ直す際には再度料金を払い直せといっています。別のディスクに入れ直す目的は実際に聞くプレイヤーに入れる為とか、バックアップを取るためとかいろいろありますが、ディスク毎に料金を支払っていたら、正直いくらお金があっても足りません。</p> <p>もし、そんな政策が実現してしまったら、ユーザにそっぽをむかれてしまうでしょうし、コンテンツ制作者(この場合はアーティストとかクリエイターとか言われている方々)も作品を作ることに嫌気がさしてしまうでしょう。また、ハードウェア(プレイヤー等)を作っているところの売り上げもおちてしまうことになるでしょう。</p> <p>そうなりますと、全体的な競争力が低下してしまい、日本のメディアコンテンツ自体の衰退を招くと考えます。</p> <p>以上、簡単にデメリットを記載させていただきましたが、今の政策を推し進めると本当に日本全体がデジタル後進国に転落してしまいます。そのため、日本がデジタル先進国で有り続けられるように再度政策全般の見直しおよびコピーワンスという愚策の撤廃をしていただけるようお願いいたします。</p>
54	個人	<p>B-Casカードの廃止、コピーフリーが希望です。 補償金は、製品またはメディアの1%でいいと思います。 総務省は、著作権団体から、不正なお金をもらってるのですか？ このような独禁法違反に手を貸す理由を教えてください。 民主主義国家とは思えないシステムということ、理解していますか？</p>	
55	個人		<p>情報をただと思ってる日本の国民性ではデジタルコンテンツを普及させるには、時間がかかると思います。 それを、コピーワンのや、B-CASにより強制的に規制すると反発心が芽生え、買い控えが進み、テレビに関心を持たない層が増えつつあります。 CCCDから何を学んだのかわかりませんが、コピー制限による失敗を何度も繰り返すと、学習能力ゼロと思われる。 P2Pがこれだけ普及すると、もう止められません。ソフトや動画、音楽が無料で入手可能です。 さらに、簡単にコピーできます。 正規版は、お金がかかるし、プロテクトがかかっているパッケージや説明書が本棚を圧迫します。 ネット人口が増えつつある現在、コピーワン、B-CASは非常に危険です。 国民は、私的複製が出来ないため、犯罪者として扱われてる感じで非常に不愉快です。 さらに、独禁法違反を総務省が許可してる様なシステムですので反発が起こるでしょう。 デジタルコンテンツを普及させるには、もうお解りだと思えます。 総務省は、有識者、心理学者の意見を参考にした方がいいと思います。 著作権団体は、自分たちの利益しか考えて無いので Win-Winなどあり得えず、参考にしない方がいいです。 コピーフリーにし、B-CASを廃止すべきです。 テレビ層を確保せず、デジタルコンテンツを売ろうなんておかしくないですか？</p>

意見 番号	意見 提出者	ご意見等	理由
56	個人	<p>消費者にとって、コピーワンスもコピー9+1も消費者の最大の要望を満たす根本的解決策にはならず、コストのみを増大させるだけである。</p> <p>問題の解決には行政・制度面と技術面の両方からのアプローチが必要である。</p>	<p>リール式のビデオテープが一般家庭から消滅したように、すでにベータ規格のデッキは売られておらず、VHSも製品の選択肢がどんどん減っている状況ですから、多くの視聴者は、これまで録画した資産をどうするかを考えなければなりません。DVDレコーダーの購入理由の多くが過去のテープ資産のDVDへのダビングであることは明らかです。つまり消費者は一度録画したコンテンツを、時代に応じて出現する新しい媒体に移し替え、そのまま継続して保持したいと考えており、これは要望というより権利と言うべきものと考えているものと思います。</p> <p>コンテンツホルダーとは考えが違い、視聴者は視聴のみならず、録画し、その録画媒体を保有し、家庭内で自由に視聴し、そしてその媒体の規格・形態が変わった後の視聴についても、直接的間接的にお金を出して番組を見ているのだから当然の権利、と考えているのです。</p> <p>コンテンツホルダーが言う「世代間コピー」がDVDならDVDという同一の媒体での親から子、子から孫へのコピーを意味しているのに対し、視聴者が望んでいるのは、テープからDVDへ、DVDから次世代へ、という、いわば「新旧媒体間コピー」なのです。ところがコピーワンスもコピー9+1もディスクからHDD等への移動・複写を認めていません。つまりどちらの方法でも、次の世代の媒体に現行録画資産を移行することはできないという現状です。業界が世代間コピーを封じるために、結果的に新旧媒体間コピーまで封じてしまうと、視聴者はいつまでも旧媒体を再生する機器を保有しなければなりません。</p> <p>さらにDVDや次世代DVDの信頼性も問題です。</p> <p>現状ではほとんどの消費者がDVDをはじめとするディスク媒体の信頼性・耐久性の低さを知りません。10年前、15年前に録画したVHSテープが今でも再生できるように、DVDに焼いたものが10年後、15年後に再生機器さえあれば見られるものと考えています。ところが、実際にはディスク媒体は光に弱く、国内の一流メーカー製ディスクでも3年後、5年後の視聴が保証されているとはとても言い難い状況です。</p> <p>つまりHDDに録画後、コピー9+1によって同じDVDを仮に10枚作ったところで、そのディスクがいつまでもつかの保証もなく、かといって「新旧媒体間コピー」はできず、という状況では、ユーザーの「今後もずっと録画資産を保有しておきたい」という希望はかなえられません。</p> <p>そもそも同じ番組を10枚のディスクに焼くという作業は現実的ではありません。さらに世代間コピーを封じても海賊版もネット流出も防げないと思えば、コピーワンスもコピー9+1も無意味だということになります。事実、世界でこの手法を採用しているのは日本のみであり、欧米が採用しないのは「何の解決にもならず、ユーザーの利便性を損ね、開発側のコスト増大を招き、結局ユーザーにそのコストが転嫁されて損をするだけ」という理由によるものでしょう。</p> <p>さらに、現行保有機器がコピー9+1に対応できなければ、視聴者は買い替えねばならず、大きな損失を受けます。大きな損失を受けてまで得られるメリットがどこかにあるのでしょうか。このような手法を続けていても根本的解決にならず、消費者も満足せず、新世代媒体用の機器の販売も伸びず、新世代技術の普及の妨げになります。</p> <p>違法行為の撲滅には制度面からの対策と技術面からの対策が必要です。</p> <p>コピーワンスのような技術面からだけの対応には限界があります。</p> <p>いつでも好きなコンテンツが安価でダウンロードできるようになれば、海賊版にお金を出す人はいなくなるでしょう。伸びつつある動画配信市場を行政と関連業界全体で支援していけば海賊版は自然消滅するはずで、つまり法制度の改正や運用は海賊版撲滅に効果を発揮すると思われるます。</p> <p>もう一つの技術面からの対応ですが、例えば、B-CASカードや、クレジットカード、保険証でも何でも構いませんが、個人(あるいは1所帯)を認証する手段を録画機器側に用意し、録画する媒体にも、番組等の録画時にその認証情報を記録します。再生時には媒体に記録されている認証情報と、再生機器が持つ認証情報が一致する場合にのみ再生可能、というのが解決手段の1つになると考えます。</p> <p>つまりコピー段階で防ぐのではなく、再生段階でコントロールし、一定の条件を満たすものに限って再生を認めるという方法です。これなら、録画再生機器の追加や買い替えの場合でも、同じ認証情報をその機器に入力することにより家庭内のどの機器でも再生ができます。一方でその情報を持たない再生機器では再生ができないので、海賊版も作成できませんし、媒体だけのやり取りでは知人・友人への貸し借りも不可能になります。</p> <p>パソコン業界の協力があれば、ネットに流出した場合についても同じように再生できない仕組みが組み込めるでしょう。</p> <p>地上デジタル移行時期にとられすぎ、無意味でコストがかかるだけの制度改変には意味がありません。</p> <p>コンテンツホルダー側、視聴者側双方が抱える問題点を解決できるような根本的手法を考案すべきです。</p>



<団体>

意見番号	団体・個人種別	ご意見等	理由
1	著作権団体等	「COG」の考え方の適用 + 一定制限 = 3デバイス × 3人 = 9個 + オリジナル1個 = 10個は、妥当でないと考えます	一家庭の父、母、子が3デバイスでそれぞれ録画して映像を楽しむという不気味な風景は誰が想像したのだろう。その人は間違いなくホラー作家になれる。 ソフトの流通を促進したがる人たちは、本当の理由は「お金儲け」なのに、それを隠す為に、「次世代に簡便に供用させ、才能を育てる」と嘘臭い大義名分を掲げるが、「3デバイス家族」の父も母も子供も、三人揃ってシナリオライターになるとも言うのだろうか。そう想定したのなら、その人は間違いなくコメディ作家になれる。 情報通信審議会の方針は、悪い冗談であることを望む。
2	著作権団体等	「COG」の考え方の適用 + 一定制限 = 3デバイス × 3人 = 9個 + オリジナル1個 = 10個は、妥当でないと考えます	<10個>は、1家庭の視聴者数が平均3人で、DVD、iPod、携帯電話等の3デバイスに録画できるようにすることを想定した数値というが、父、母、子の全員が同じ作品を楽しもうとしてそれぞれ録画を行う—という行動はかなり現実感がない。「個」の時代と言われ、お茶の間で家族揃って同じ番組を視聴する家庭も少なく、その数値の必然性としては説得力に欠けている。 私的視聴の利便性確保が目的なら、「タイムシフト視聴(HDD)」「事故対応バックアップ(DVD)」「汎用携帯カード(SDカード等)」の3個程度で、充分ではないだろうか。 当協会における昨年度の二次使用料収入内訳をみても、その半分以上がビデオグラム利用によるものである。高画質の録画DVDが必要以上に作成できるとなれば、悪意のある一部の者が海賊版として販売する可能性もあり、正規商品の売上に影響しかねない(使用料も減る可能性あり)。仮に、実質的な損失が明らかになった場合には、迅速な見直しをして頂けるのであろうか。著作者(脚本家等)も国民の一人、その財産権を蔑ろにする情報通信審議会の方針には賛成しかねる。 また、我々は、補償金制度があるので、国民の「家庭内視聴」を補完する意味での、妥当な私的録画を認めている。今後もその方針に変わりはない。が、そもそも視聴者側に「私的録画権」なる権利がある訳ではないので、「録画できないのはおかしい」「〇回まで録画を認める」という主張を尤もらしく取り上げ、世論を誘導するのは如何なものか。 最後に、「私的録画補償金制度」は、著作権者の財産権への補償と国民生活の利便性、双方を考慮した実用的な仕組みである。完璧でない点もあり、再検討の声が一部より出ていることは承知しているが、本制度が最も有効かつ現実的な方策の一つであることは間違いないと考えている。
3	衛星放送関係事業者等	本検討における提言が、私的な利用の範囲内で適正にコンテンツが保護され、権利者からも理解が得られる方式であるならば、BS放送を含めた統一方式として見直すべき。	本検討で目指している「2011年のデジタル放送への全面移行の確実な実現」は、BS放送も同様に求められていることです。 現行のコピー制御がその弊害となっているということなのであれば、大部分の受信機が地上デジタル放送との共用機で、技術方式もほぼ共通であることから、BS放送も一体で検討が行われるべきであったと考えます。 現在のデジタル放送におけるコピー制御の方式は、コンテンツ大国を目指す我が国が、世界最先端のコンテンツ保護方式として国際的な方式との整合性を取りながら、放送事業者・受信機メーカーなどの関係者の総意で、日本のデジタル放送のメディア横断的な統一方式として導入されたものです。また国内外の権利者にも理解され、受け入れられている方式でもあります。 今回の答申は、地上放送その他、無料放送において、その方式を変更する提言ですが、その結果メディア横断的な統一方式だったものが2つの方式に分かれることとなります。 コンテンツ保護方式の変更については、現在の方式を前提に許諾を行っている権利者のみがその判断を行えるものであると認識していますが、私的な利用の範囲内で適正にコンテンツが保護され、権利者からの理解も得られるのであれば、複数の方式を作るのではなく統一方式にすべきと考えます。

意見 番号	団体・個人 種別	ご意見等	理由
4	著作権団体等	<p>日本動画協会は、アニメーション制作会社を中心として構成される有限責任中間法人であり、我が国のアニメーション製作業界の意志を統合し、関連する諸企業・団体との連携を保ち、アニメーション産業全体の持続的発展を目指している団体です。当協会は、本件に関し、以下のとおり意見を表明いたします。当協会としましては、「コピーナイン」の導入には全面的な賛成はいたしかねます。しかしながら、現代社会におけるデジタル化の進展という現状及び消費者の利便性ということの重要性については十分に認識しております。そこで、アニメーション製作者等権利者側が、コンテンツごとに「コピーナイン」「コピーワンス」を選択できるような制度の導入が適切ではないかと考えております。</p>	<p>現在のアニメーションビジネスは、DVD等ビデオグラムの販売を主たる収益源としておりますが、デジタル放送により高画質での録画・複製が可能となるだけでなく、機器の発達によりCMを自動的に削除した形でコピーできる機器が販売されておりプロダクションが販売するDVDと遜色のないコンテンツを保有することができ、これが「コピーワンス」でないということは海賊版の温床となるだけでなく、蔓延した場合は、そのビジネスモデルや収益構造に大きな打撃を受けることとなります。従いまして、「デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会」におきまして議論されておりました「コピーナイン」が導入された場合、日本におけるDVD等ビデオグラム販売マーケットに深刻な影響を与え、マーケット規模を大幅に縮小することとなることが確実です。</p> <p>日本のアニメーションは海外でのマーケットが拡大しているとはいえ、その基盤は現在でもやはり日本国内のマーケットであり、それが縮小することは日本のアニメーション産業にとっては致命的なことともなりかねず、その存立基盤を揺るがしかねないものとなり、日本におけるアニメーションの製作力そのものを奪う危険性にもつながります。かかる事態になりますと、日本の消費者が日本のアニメーションを楽しむ機会を喪失することにもつながり、国民経済全体にとってマイナスの結果を招来することとなります。</p> <p>また、「コピーナイン」の導入根拠は、1世帯3人家族で3回コピーとなっておりますが、それは現実とは乖離しており、現実には、1人が9回のコピーを許容することとなります。これは、著作権法で認められた私的使用の趣旨を逸脱することは明らかです。</p> <p>以上の理由により、上記のとおり意見を提出するものです。</p>
5	地上放送関係事業者等	<p>弊社は、今回の「コピー制御の緩和」が、長い目で見ますと、地上デジタル放送の視聴者のためにならないという懸念を持っています。また、コンテンツビジネスの発展という立場から考えますと、弊社は、コンテンツ保護がその環境として非常に重要なものになると考えます。この答申のコピー制御の緩和が、本当に、コンテンツビジネスの発展に結びつくのか、弊社としては、更なる慎重な検討が必要と考えます。この答申には、ルールの「暫定性」という項目もありますので、一定期間の後に、「デジタル放送におけるコピー制御のあり方」の再検討がなされることを強く要望します。</p>	<p>放送事業者と映像製作者の2つの立場から、以下、その理由を述べます。</p> <p>1) 放送事業者の立場から 放送事業者が、多くの費用と労力をかけてまで、コピー制御に踏み切ったのには、明確な理由があります。放送事業者は、地上アナログ放送で視聴してきた質の高いコンテンツを、地上デジタル放送においても引き続き視聴できるよう努力することが、デジタル移行に際して重要と考えたからです。</p> <p>例えば、この答申の17ページで、MPAA(アメリカ映画協会)がブロードキャストフラグ法案に関して、「コンテンツホルダは、…質の高い番組はケーブルや衛星といった、より安全な放送システムのみで放送されるようになると考える。」とコメントし、地上波からのコンテンツの引き上げの可能性を指摘しています。映像製作者が、安心してコンテンツを地上デジタル放送に提供できる環境を整えられない場合、地上デジタル放送への移行により、これまで視聴できた番組が視聴できないという事態に陥り、結局は、視聴者の利益に反することになる懸念があります。</p> <p>2) 映像製作者の立場から 弊社は、放送コンテンツの地上放送以外における利用を、より活性化することに力を入れております。映像製作者の立場から、デジタル録画機器の発達状況を考えますと、弊社は、この答申のタイトルにあります「デジタルコンテンツの流通の促進」には懸念があると考えます。</p> <p>具体的には、デジタル化に伴い、録画機器や録画ツールは今後も日進月歩で発達し、より大容量、且つ簡易に録画できるようになっていきます。録画機器ユーザーが、録画したいと思う番組は、放送された後は録画機器の中に既にありますが、将来は容易に想定されます。このような未来が到来した場合、ユーザーは、自分の録画機器の中に既にコンテンツを持ち、もはやネット配信によりこのコンテンツを必要とするとは思えません。将来、果たして、放送後のコンテンツのビジネスがどこまで成立するのか、弊社は懸念を持っています。</p> <p>弊社は、これらの懸念をいかに払拭できるのかを含めた観点で、コピー回数の問題に限定せず、「デジタルコンテンツの流通の促進」および、その中の「デジタル放送におけるコピー制御のあり方」という課題の検討が、今後必要と考えます。</p>
6	地上放送関係事業者等	<p>コンテンツ産業の発展を図る上で、デジタルコンテンツに対する一定のコピー制御は必要不可欠と考えます。</p>	<p>アナログは2～3回のコピーにより画質が劣化しますが、デジタルの場合は、ダビングを繰り返しても劣化せず、高画質が維持されることに加え、非常に短時間に大量の複製が作成できる点に特徴があります。このため市販品と変わらない違法複製物が世界中に出回る危険性を抱えています。技術が目覚しく進歩している現在、自由なデジタルコピーを許容することは、コンテンツ産業の衰退を招く恐れがあり、政府が目標に掲げる知財立国の実現にも支障をきたすと考えます。アナログ時代にはできなかった著作権保護がデジタル技術により可能となることを前向きにとらえるべきと考えます。</p>

意見 番号	団体・個人 種別	ご意見等	理由
7	著作権団体等	<p>平成19年8月2日付「～デジタル・コンテンツの流通の促進に向けて～」(以下「本答申」といいます。)42頁から49頁記載のデジタル放送のコピー制限を緩和し、コピーワンスからコピーワンジェネレーション(回数制限9回)に変更することに対し、強く反対します。</p>	<p>本答申のコピーワンスをコピーワンジェネレーションとするの提言には、以下の理由により、強く反対します。</p> <p>1. コピー制限緩和の必要性について  本答申では、コピーワンス見直しの要因とされるムーブの失敗は、どのくらいの頻度で、どのような原因により発生しているのかの説明がありません。  したがって、コピー制限緩和の根拠の有無以前に、コピー制限緩和の必要性の存在自体に疑問があります。</p> <p>2. コピー制限技術の根拠について  私的複製と著作権との関係についての最初の裁判例に、ドイツの「テープ録音事件」があります。この事件について、1955年5月18日のドイツ連邦通常裁判所判決は、「技術の発展によって生ずる著作物の新しい利用方法は著作者に帰属すると解さなければならない。」と判示し、複製権制限規定はテープレコーダーを用いた複製に適用すべきではないとの判断を示しました(*1)。そして、この判決を契機に、ドイツでは私的録音録画補償金制度が導入されています。  しかるに、本答申が、これに触れることなくドイツの状況を論じている(本答申13頁)のは理解しがたいところです。  このドイツ連邦通常裁判所の考え方からすれば、技術的手段によって私的複製を制限することも著作権者の権利であるはずですが、わが国においても著作権法30条は著作権者の権利を制限した規定であって、私的複製の権利を定めたものではないというのが一般的解釈です(*2)。わが国の著作権法30条1項2号が技術的保護手段を回避する複製を禁止しているのも、このような私的複製に関する一般的理解に沿ったものと考えられます。</p> <p>3. コピー制限緩和の根拠について  しかるに、本答申では、地上波放送のデジタル化推進、視聴者の利便性及び放送の公共性等を根拠に著作権者の権利の制限を強化することを提言しています(本答申45頁)。  (1) しかし、地上波放送のデジタル化の推進が必要だとしても、そのような理由は著作権法30条以下の複製権制限規定のいずれにも該当しないのですから、それは著作権者の権利を制限する根拠とはなりません。  (2) また、視聴者の利便性も、技術的保護手段を回避して複製することが禁じられている(著作権法30条1項2号)のですから、コピーワンス等の技術的保護手段を用いる著作権者の権利を制限する根拠とはなりません。  また、本答申が紹介する「ベータマックス訴訟」米国連邦裁判所判決がフェアユースとした「タイムシフティング」は、「あとで一度観るために番組を録画し、その後消去する方法」(*3)〔「the practice of recording a program to view it once at a later time, and thereafter erasing it.」〕をいうのですから、ムーブのような長期保存のための複製をフェアユースとしたものではありません。  (3) さらに、政府刊行物であっても当然には著作権が制限されないと同様、地上波放送の公共性は、放送された著作物のコピー制限を緩和する根拠とはなりません。コピーワンスであっても、リアルタイムで視聴できますし、タイムシフトして視聴することも可能なのですから、視聴者の方々の知る権利等は十分確保されています。  したがって、番組のコピー制限を緩和しなければならない根拠とはならないと考えます。</p> <p>(4) ポータブルデバイスで録画した放送番組を視聴する必要も、コピー制限緩和の根拠とはなりません。  ポータブルデバイスでの視聴のためには、ポータブルデバイスで利用可能なメディアによってコンテンツは提供されていますし、そのニーズが高ければ、さらに多くのコンテンツが提供されるようになると思われます。  他方、ポータブルデバイスは私的録画補償金の対象機器・記録媒体とはされておらず、私的録画補償金対象機器・記録媒体とすることに反対を唱えるユーザーの方々も少なくありません。  コピーワンジェネレーションの下でのポータブルデバイスへのコピーは、前述いたしましたように、タイムシフトの範囲を越えており、しかも複製権制限の代償措置すら存在しないのですから、放送番組のコピーを可能としない理由はありません。</p>



意見 番号	団体・個人 種別	ご意見等	理由
			<p>(5) 上記(4)の事情は、コンピュータやハードディスクレコーダー等の汎用機器・記録媒体にも当てはまります。著作権法30条2項括弧書きは、「私的録音・録画に通常供されないものを対象から除外する趣旨」(*4)にすぎず、通常私的録音・録画に供される汎用機を除外する趣旨はないと思われず。</p> <p>しかるに、これらの機器・記録媒体は私的録画補償金の対象機器・記録媒体となっておりません。私的録画に関していえば、理論上区別する理由がないにもかかわらずアナログコピーが私的録画補償金の対象となっていないこと、汎用機器・記録媒体が私的録画補償金の対象となっていないこと等から、私的録画補償金の対象となっている私的録画の割合はかなり少ないと思われず。</p> <p>そして、汎用機は私的録音録画に用いない人もいるのだから補償金の対象とすべきではないという意見も強いようです。</p> <p>そうであるならば、私的録画に関して技術によるコピー制限は不可欠です。そして、本来、著作権者は汎用機器・記録媒体についてはコピーネバーが選択できるべきですが、専用機器・記録媒体と汎用機器・記録媒体とでコピー制限技術を使い分けられないので、コピーワンスとなっています。</p> <p>したがって、コピーワンスを緩和する理由はありません。</p> <p>以上述べたごとく、コピーワンスを変更すべき必要性が示されておらず、コピーワンスを緩和する根拠が存在しないのですから、本答申のコピーワンスの緩和提案には強く反対します。</p> <p>なお、複製権制限の代償しないポータブルデバイスへのコピーや汎用機器・記録媒体へのコピーのために、コピーワンスを緩和するなどというのは論外であることを付言いたします。</p> <p>(*1)半田正夫著「著作権法の研究」(昭和46年 一粒社)325頁  (*2)佐野文一郎「新著作権セミナー」『ジュリスト No.473』(1971年 有斐閣)120頁第1段の発言  (*3)黒川徳太郎訳「ベータマックス」事件に関する合衆国最高裁判所の判決」(1984年 著作権資料協会)5頁  (*4)加戸守行著「著作権法逐条講義 五訂新版」(2006年 著作権情報センター) 233頁</p>
8	地上放送 関係事業者等	1. “コピーワンス”運用の見直しにあたっては、放送番組の二次利用等に弊害を生じることがないように、著作権等の諸権利を尊重したうえで、引き続き関係者は協議を重ねるべき	<p>今回の地上デジタル放送の“コピーワンス”運用の見直し検討の結果、これまで1回に制限していた放送番組のコピーを10回まで緩和することが提言されている。これは、平成18年9月から権利者や消費者、メーカー等の関係者が議論を重ねてきた結果であり、地上民放事業者としても重く受け止め、可能な限り早期の新ルール実施に努めることとしたい。</p> <p>しかしながら、こうした大幅なコピー制限の緩和によって、海賊版コピーが氾濫し、放送番組の制作や映画等のコンテンツ調達、放送番組の二次利用等に弊害が生じることがないように、著作権等の諸権利を尊重したうえで、引き続き関係者が協議を重ねていく必要がある。さらに、今回の見直しは、地上デジタル放送への適用を前提に議論が行われたが、今後、新ルールの実施にあたっては、視聴者の混乱を避けるため、現在“コピーワンス”運用を行っているBS/CS放送事業者との十分な協議が重要であり、行政による適切な調整が望まれる。</p>
9	地上放送 関係事業者等	中間答申における提言は、長い議論を経て出された方向であり、視聴者の混乱を回避するという観点からは、できるだけ早期にこれを実現できることを期待いたします。また、放送事業者として、この問題に対する視聴者、消費者からのお問合せやご意見には真摯に対応していく所存ですが、行政においても、消費者の混乱回避のために、周知広報について主体的かつ適切な活動が行われることを希望いたします。 今後デジタル放送において質の高い番組を継続的に制作・放送していくためには、放送番組の権利が適切に守られていくことが欠かせないと考えております。今回の中間答申で「9回まで複製可能」という提案と併せて、知的財産としての放送番組の重要性とコンテンツ制作者への適正な対価の還元について関係者の共通理解が得られ、かつ、今回の措置が善良な視聴者の私的利用の範囲を超えたデジタル放送番組の違法流通の増加につながらないように関係者が連携・協力して対策を講じるべきであることも提案されていることは、大変有意義なことであり、関係者の努力によって是非こうした取り組みが実行されることを期待いたします。	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地上波デジタル放送におけるコピー制御の在り方に関して、すべての番組についてコピーワンスを「コピー1+9」に変更することに強く反対します。</li> <li>● DVDなどの映像パッケージ商品・有償ダウンロード販売によって制作資金の回収をはかることが予定されている映画やアニメーションなどの映像コンテンツについては、現状のコピーワンスが維持されるべきであり、「コピー1+9」への移行は、当協会の会員社が営んでいる映像パッケージ産業の破壊につながります。</li> <li>● 審議会におかれましては、放送されるコンテンツごとにコピー制御の方法を使い分け</li> </ul>	<p>第1. 映像コンテンツのビジネスモデルが破壊される</p> <p>1 映像コンテンツの制作者は、DVD等の販売・レンタル、有料配信などによって制作資金の回収をはかっている</p> <p>地上波放送で放送されるコンテンツには、報道番組のように、DVDなどのパッケージ商品や有償ダウンロード販売によって制作資金の回収をはかることが予定されていない番組もありますが、他方、映画、ドラマ、アニメーションなど、パッケージ商品の販売・レンタルや有償ダウンロード販売によって制作資金を回収することが予定されているコンテンツが多数存在しています。</p> <p>さらに後者のコンテンツの中には、パッケージ商品として発売された後に地上波放送されることが多いもの(劇場用映画など)と、逆に、最初に放送し、その後パッケージ化等して制作資金の回収をはかることが予定されているアニメーション等(内外のTVドラマ、ドキュメンタリー、音楽ものなどを含む)があります。</p> <p>劇場用映画などについては、地上波放送時には既にDVD等として発売されているものの、その販売、レンタル、有償ダウンロード販売、再放送等のビジネスは地上波放送後においても当然継続しております。デジタル放送されたコンテンツが視聴者によってDVD等に匹敵する高品位で録画され、さらにそのコピーが友人・知人等に配布される事態が生じると、これらのうち特にレンタルビジネス及び有償ダウンロードビジネスなどに深刻な影響が生じ、制作資金の回収をはかられなくなってしまいます。</p>

意見 番号	団体・個人 種別	ご意見等	理由
10	著作権団体等	<p>ることの技術的可能性について、更に慎重なご審議をお願いしたいと存じます。</p> <p>● 「コピー1+9」は、映像コンテンツ製作者の犠牲のもとで不必要に多くのコピーを認めるものであって、不当です。</p>	<p>2 まず放送し、後にDVD等によって製作資金を回収するビジネスモデルでは、影響がより深刻である アニメーション番組等(内外のTVドラマ、ドキュメンタリー、音楽ものなどを含む)については、放送からのコピーによる影響はより深刻です。アニメーション制作会社は、最初の利用である放送をプロモーションとして位置づけ、それによって人気・知名度を得た上、DVD等のパッケージ商品の販売によって製作資金の回収をはかることを広く行っており、これが一つのビジネスモデルとして確立しています。 このビジネスモデルでは、アニメーション制作会社は、放送事業者から得る放送使用料によって製作資金の回収をはかることができないばかりか、場合によっては、逆に、放送してもらうために、金銭上の負担をすることすらあります。 このようなビジネスモデルが成立するのは、放送は本来、一時的でその場で消えゆく状態のものだからであり、放送されるコンテンツを手元に保存して鑑賞したいと感じてくださるユーザーの皆様には、別途対価をお支払いいただき、DVD等をご購入いただくか、あるいは有料配信を受けていただくことが前提となっています。 地上波デジタルにより放送されるコンテンツが録画された場合には、その録画の品質は、DVD等のパッケージ製品と同等のものとなります。そのような録画物が数多くつくられると、DVD等の購入自体に代替してしまう効果をもたらし、上記ビジネスモデルの根本が破壊されることになってしまいます。ましてやそのコピーが友人・知人を含む第三者に配布された場合の影響の深刻さは、いうまでもありません。 なお、貴審議会は、劇場用映画のビジネスモデルについて検討をされておられますが、上記のようなアニメーション制作等のビジネスモデルについて検討をされた形跡が見られません。「コピー1+9」との結論を出すに当たって貴審議会がその検討をされていないとすれば、十分な審議を尽くしたとは言えないと思います。</p> <p>第2. コンテンツによってコピー制御の方法を使い分ける技術的可能性を追求 すべきである 確かに、放送されるコンテンツの中には、著作権者がコピー制御の方法を緩和してよいと考えるものもあります。 当協会は、そのような番組について「コピー1+9」を採用することに反対するものではありません。そのような番組について「コピー1+9」を採用し、それ以外のものについては、現状のコピーワンスを維持するというように、放送されるコンテンツによってコピー制御の方法の使い分けができるのであれば、それによって調和のとれた解決をはかることが可能となると考えます。 そこで、貴審議会におかれましては、放送されるコンテンツごとにコピー制御の方法を使い分けることの技術的可能性について、更に慎重なご審議をお願いしたいと存じます(中間答申を拝見しても、その可能性の検討が行われた形跡は、見受けられません。) そして、その使い分けがどうしても技術的に困難である場合には、よりコピーを制限する方にあわせていただくしか方策はないと考えます。</p> <p>第3 9つのコピーは明らかに多すぎ、不必要である 1 個人的使用以外の目的に流出するおそれ大きい 「コピー1+9」が採用された場合に、海賊版が作成される危険性及びそれを軽減する方策に関しては、中間答申50頁から52頁について記述されています。 しかし、「コピー1+9」への移行によって発生するであろう問題は、海賊版の横行だけではなくありません。なぜなら、「コピー1+9」を採用した場合に発生する9つのコピーの行方としては、友人・知人等に配布されるであろうことが強く想定でき、そのことが映像コンテンツ製作者のビジネスモデルを破壊するからです。 当協会といたしましては、友人・知人等に使用させる目的で録画を行うことは、そもそも著作権法30条1項によって許容された私的複製における「使用する者が複製する」との要件を満たさないと考えますが、その点はさておくとしても、「コピー1+9」が採用された場合には、最大9個(x台の機器が使用された場合には9x個)のコピーが友人・知人に配布され、それぞれにおいて長期保存される可能性が十分あります。 そして、中間答申は、このような映像コンテンツ製作者に生じる不利益に配慮をしていないと言わざるを得ません。海賊版の横行を押さえる必要があることはもちろんですが、それだけでは問題の解決にならないことにご留意いただきたいと思います。</p>

意見 番号	団体・個人 種別	ご意見等	理由
			<p>2 中間答申の挙げる9個の根拠が説得的でない  中間答申11頁の「ベータマックス訴訟」米国最高裁判所判決は、わが国の著作権法の解釈に直ちに当てはまるものではなく、欧州諸国ではタイムシフトも代償措置なく複製権を制限することは正当化されていません(「テープ録音事件」ドイツ連邦通常裁判所判決)。しかも、米国判例の立場に立つとしても(当協会は米国流の見解に立つものではありません。)、本来、タイムシフト視聴のためには現状のコピーワンスで十分であり、一家で9つのコピーが必要となるとは到底考えられません。また、プレイスシフトは、後で一回観たら消去するタイムシフトと異なり複製物の数が増えるのですから、「ベータマックス訴訟」の判例法理によってもフェアユースとはいえない行為です。  それはさておき、一つの番組を一人の人物が3つのデバイスで視聴することがあり得るでしょうか？ましてや、3つのデバイスで視聴する人物が、一家庭に3人いるという家庭が現実的といえるでしょうか？  その答えは明らかに「否」です。そして、9つのコピーの行方としては、友人・知人に配布されることが十分想定されると言わざるを得ないのです。</p> <p>3 コピーワンスの問題点とされるムーブの失敗やバックアップの必要性等は、現実的でない  コピーワンスの問題点としては、ムーブは失敗する可能性があるといわれることがあります。しかし、現実問題として、ムーブの失敗事例がどれだけ発生しているのでしょうか？ 少なくとも、コンテンツ製作者に不利益を甘受させることを正当化(*1)するに足るムーブの失敗事例は存在していないように思われます。  中間答申ではバックアップの必要性について言及されています。しかし、(1)放送からのコピーが、報道番組等を除いては、タイムシフト視聴のための一時的なものであるならば(長期的な保存はそもそも米国判例法理でも正当なものとは考えられない)、バックアップの必要性がない、(2)「コピー1+9」の1の部分(最初のコピー)がバックアップとして機能するから、「+9」の回数の妥当性を考えるに当たって操作の誤りなどを考慮する必要はない、(3)正規に購入した映像ソフトパッケージであっても著作権法にはバックアップの概念は無いのだから、そもそもバックアップを考慮する必要はない、と考えられます。  以上のように、「コピー1+9」は、映像コンテンツ製作者の犠牲のもとで不必要に多くのコピーを認めるものであって、不当です。  (*1)著作権法30条の規定は、権利制限を定めたものであり、視聴者の私的複製の権利を定めたものではないと一般に考えられるのであり、著作権者に不利益を甘受させるには、それを根拠づける正当な理由が必要です。消費者の利便性向上や放送のデジタル化の推進は、それだけでは著作権者の権利を制限する根拠として十分でないと考えます。  また、そもそも、現行著作権法では、複製方法を問うことなく私的複製について著作権者の権利を制限していますが、その制定時には、現在のように、家庭内において「マスタークオリティー」で劣化のない複製が可能な環境は想定されていなかったと考えられます。このようなデジタル化に伴う技術環境の変化を考慮したうえでなお、現行法の私的複製が権利者の正当な利益を不当に害していないと考え得るのかという根本的な問いかけが十分に議論されないまま今回の提言が行われているのは、権利者の立場からは憂慮すべき点です。</p>
11	地上放送 関係事業者等	答申に示された「コピーワンス」改善の方向性として、「COGの考え方の摘要+一定の制限」を基本とすることは、妥当な方向と考えます。	「コピーワンス」の考え方が消費者、権利者ともに理解されない現状の打破が急務であり、その方法論として、「COG+一定の制限」は、技術的可能性と権利保護のバランスがとりやすいものと考えられるからです。
12	衛星放送 関係事業者等	コピーの回数は私的録画の範囲と密接な関係があり、著作権法上の私的録画の範囲に関する解釈については、別途、関係者にて議論が成されるべきものであると推察します。	



意見 番号	団体・個人 種別	ご意見等	理由
13	メーカー 等	当面の改善方策については基本的に賛成。具体的な技術仕様について早期に策定され、実運用が市場混乱なく開始されることを期待する。今後の取り組みに関しては、この改善方策はコピーワンス緩和のための新たなルールであり、かつ特定の機器がコピーワンス緩和の対象であるため、地上デジタル放送への円滑な移行の観点からも周知・啓発活動が重要。また、すでにデジタルテレビ購入済みのユーザーがデジタル放送を視聴すること自体はこれまで通り可能であることも周知徹底が必要。当協会としても周知に努めるが、国、放送事業者はじめ関連団体においても周知活動することが必要と考える。	新ルールであり、かつすべての機器が対象ではないため、市場混乱を回避し、地上デジタル放送への円滑な移行を図るため。
14	地上放送 関係事業者 等	具体的回数については、さらに慎重な検討を望みます。	具体的回数として掲げられた10回(9回+オリジナルの1個)が、適当かは議論の分かれるところと思われますが、デバイスを1種類とした場合、9個のコピーができることには、いささかの危惧を覚えざるを得ません。実施にあたっては現場レベルでさらに議論を重ね、権利者等の十分な理解が得られるよう望みます。
15	著作権団 体等	現行のコピー1回からコピー10回への拡大がもし強行されるならば、DVDの原作使用料が激減する恐れがあるので、「私的録画補償金制度」の維持を条件としなければならない。	<p>答申のコピー回数 1+9=10回が認められると、映画のビジネスモデルがDVD収入に多く依存するなかで、地デジによる高画質提供と併せると関係権利者に与える経済的損失は非常に大きい。</p> <p>映画については、主に劇場上映、DVD、放送による3つの媒体で利用されている。実際にあるひとつの作品の使用料収入の割合を日本文藝家協会著作権管理部扱いで例にあげてみると(2007年8月27日現在)</p> <p>原作使用料 劇場上映 5,250,000円(30.1%)  DVD使用料 11,376,678円(65.2%)  放送使用料 870,641円(4.7%)  DVDの65.2%と放送使用料の4.7%の合計69.9%であり、この7割のなかでの収入減は著作者にとって著しい問題である。</p> <p>【グラフ 略】(事務局注)</p>
16	CATV関 係事業者 等	「コピーワンス」の改善の在り方について、これまでご関係者の皆様方が根気良く、又粘り強く検討して今回結論を得たことは、利用者の利便性の面からも誠に喜ばしく存じております。しかし、今後の状況(不正コピー、海賊版等の発生)を注視し、必要と考えられる時は再度議論をすべきと考えます。	権利者としては、不正コピー、海賊版等の発生について、ウオッチし、今後、もし問題が出てきた場合には今回の結論にとらわれず、再議論すべきと考えます。
17	衛星放送 関係事業者 等	コンテンツの適切な保護が大前提となるが、デジタル放送への全面移行を実現し、視聴者の混乱を防ぐためには、コンテンツを保護する方式は、地上放送・衛星放送、無料放送・有料放送にかかわらず一本化すべきであると考えます。	<p>地上デジタル放送およびBS/110度CSデジタル放送において、サービス形態により、「制約条件無しにコピー可」・「1世代のみコピー可」・「コピー禁止」のいずれが選択出来るかのルールが定められているが、これは世界的なルールと整合が取られており、視聴者の利便性とコンテンツの保護をバランスよく実現しているものです。</p> <p>このルールにおいて、「1世代のみコピー可」(COG)における既存の方式に新たな方式を追加するというものが、本答申における提言です。</p> <p>「1世代のみコピー可」を行う保護方式が、複数に分かれることは、デジタル放送への全面移行を阻害し、また視聴者の混乱にもつながるものであるため、望ましくないと考えます。</p>

意見 番号	団体・個人 種別	ご意見等	理由
18	衛星放送 関係事業者 等	「適用する放送サービスと現行コピー制御との識別等」の項目の中で、「地上放送その他、無料放送について適用していくことが適当と考える」とあるが、「その他、無料放送」という言い方はあいまいである。 また、それがBS放送を対象としたものであれば、唐突な感じを受ける。	「その他、無料放送」には、少なくともBS放送が含まれるものと推察されるが、そうであれば是非はともかくとして、地上デジタル放送のコピー制御ルールを問答無用の形でBS放送にも援用してしまうという印象がぬぐえず、釈然としない。説明も十分とは言えず、当該文章を入れたことの必然性や必要性が感じられない。 BS放送についても言及するのであれば、少なくとも検討委員会のメンバーに業界関係者を入れるなど、十分に意見を聞いたうえで行うべきと考える。
19	メーカー 等	本答申は地上デジタル放送について為されたものであるが、同時に、BS デジタル放送の無料放送についても、BS 各社の経営判断ではあるが、同時に同じ対応を行うことを要望する。	再放送番組が地上デジタル放送、BS デジタル放送という異なる放送波で行われている現状を考えると、消費者は録画した番組が放送波によってコピー可能回数が異なることには理解・納得しかねると考えられる。 具体的には、同じ番組でありながら、地上デジタル放送経由の録画番組は「9回コピー+1回ムーブ可能」、BS デジタル放送経由の録画番組は「1回ムーブのみ可能」と違いが出ることで、大きな混乱・不満が発生することが予測される。
20	地上放送 関係事業者 等	地上デジタル放送の「コピー10回」運用の早期実施にあたって、「コピーワンス」運用を原則とするBS、CS事業者との間で、政府は適切な調整を行うべきと考えます。	今回の見直しは、地上デジタル放送への運用を前提にしたものであるため、地上波、BS、CSの3波共用の受信機能を持つデジタル録画機器のように同一機器で、無料放送と有料放送の受信、録画が可能な場合には、現行の「コピーワンス」と「コピー10回」の2つの動作を区別する技術的な工夫が必要となります。 両者を並行運用するにあたり、今後、放送設備等の改修が必要となりますが、今回の「コピーワンス」の緩和は、地上デジタル放送が対象とはいえ、地上放送事業者自らがコピー制限の緩和を望んだものではないことにも留意する必要があります。 今回の提言を重く受け止め、その早期実施に努める所存ですが、「コピーワンス」と「コピー10回」が併存することに伴う視聴者の混乱を回避するのは元より、地上放送事業者の放送設備改修に伴う不具合等が生じないようにすることも重要と考えます。また改修には多大な時間とコストがかかることも予想され、早期実施に向けては現実的かつ合理的な方策の選択が不可欠です。今後BS、CS放送事業者との十分な協議が重要になると考えますが、「コピー10回」の運用を混乱なく早期に実施するための最適な方策について、行政による適切な調整を要望します。
21	メーカー 等	メーカーは、可及的すみやかにコピーワンス緩和の新ルールの対応機器を開発および既発売機器への対応の検討を開始したい。そのためには、放送事業者が経営判断して新ルールに対応することが大前提であり、基本となる技術仕様(放送運用規定)の策定が必要となる。特に、市場の主流である3波共用機においては、視聴者の混乱を起ささないために、コピーワンス緩和の対象となる地上デジタル放送に加え、BS、CSも含め、EPG等の使い勝手の面も考慮した技術仕様の策定が急務であり、地上、BS、CS含めた技術仕様を早急に策定願いたい。	技術的検討には技術仕様の策定が最低限必要。さらに、機器メーカーとしては使い勝手の確保や取り扱い説明書等の対応が要求される。従って、商品化のためには、放送事業者の経営判断と技術仕様(放送運用規定)策定が先行する必要がある。
22	CATV関係 事業者 等	罰則強化を含めた周知広報活動にはマスメディアのニュース等を活用することを検討すべきではないかと考えます	理解が乏しく、悪気が無くて違法行為を行なうことを避けるために、一般の視聴者にも広く浸透させる必要があると考えます。

意見 番号	団体・個人 種別	ご意見等	理由
23	地上放送 関係事業者等	これらの意見に賛成し、さらに一層強調して いただきたいと考えます。 【答申抜粋】(事務局注) (P50)「こうした違法行為は、専門業者のみ ならず一般の利用者の誰しもが容易に行い 得る行為となっていることにかんがみれば、当 審議会の提言の具体化を進めることと並行し て、どのような行為が「違法行為」であり、違法 行為にはどのような罰則が適用されるのか、 一般の罰則強化も含めた周知広報を強化し、 一般の視聴者に浸透させることが必要であ る。」 (P52)「行政を始め、コンテンツの製作・流 通に係る全ての関係者が、違法行為を抑止・ 摘発する効果的な手法の開拓に努めていくこ とが必要である。」	違法コンテンツの流通の増大は、放送事業者の今後のビジネスモデルの中でまさに死活問題ともいえる課題であり、「コピーワンス」の改善がこの傾向を助長することがあってはなりません。デジタル・コンテンツの流通の発展は、ビジネスとしての成功なしにはありえず、そのためにも、抑止目的の周知広報と、抑止・摘発の有効な手法の開発が、強力に推進されることを要望いたします。
24	地上放送 関係事業者等	この答申において、「コピー制御の緩和」が行われた場合の懸念事項について、権利者の立場からの指摘が紹介されています。また、この答申では、ルールの暫定性、ルール見直しの必要性についても、言及されています。 この「コピー制御の緩和」により、放送コンテンツの流通にどの程度悪影響を与えるのか、あるいは与えないのかについては、誰も、今の時点で証明はできません。その証明ができない状況で、放送コンテンツの流通にマイナスの可能性がある「コピー制御の緩和」という苦渋の選択となったと、弊社は理解しています。 「コピー制御の緩和」の選択は、映像製作者を始めとする権利者の利益が害されるような状況も想定された上での選択であり、弊社は、私的録画に関する補償金を増額する方向での検討が行われるべきと考えます。	
25	地上放送 関係事業者等	コピーワンス運用の見直しに当たっては放送番組の2次利用等に悪影響を及ぼすことがないようにする必要があります。ルールの「暫定性」を尊重し、海賊版の横行など問題が生じたときには早急に見直し等に着手できるように、また時代や環境変化に対応した、より適切なルールのあり方について関係者は引き続き協議すべきと考えます。	地上デジタル放送の「コピーワンス」運用の見直し作業については、2006年9月以来、権利者や消費者、メーカー、放送事業者等の関係者が議論を重ねてきたもので、今回、これまで1回に制限していた放送番組のコピー回数を10回まで緩和することが提言されたことについては、放送事業者としても重く受け止め、可能な限り早期実施に努力する所存です。 しかし、大幅なコピー制限の緩和によって、放送番組の制作や映画等のコンテンツ調達、放送番組の2次利用等に弊害が生じる懸念もお払拭できず、引き続き関係者が協議を重ねていく必要があると考えます。 中間答申が「デジタル技術が日進月歩で進化する中で、あらゆる状況変化に対応し得る『恒久的』なルールを策定することは極めて困難であり、市場の状況、技術、これらに係る制度等様々な要因によって適時見直されていかなければならない」と指摘するとおり、行政をはじめ、今回の審議に参加した各関係者はこうした環境変化を絶えず注視し、より適切と考えられる新たなコンテンツの保護や利用の在り方について継続的に協議することを強く要望します。 また「違法」「不正」コピーの流通など違法行為について、著作権侵害事例の周知広報を徹底すると同時に、罰則強化を含めた取り締まり策の強化も不可欠です。今回のコピー制限の緩和にあたっては民間同士の取り決めとはいえ、決定に際して国が重要な役割を果たしたことに鑑みれば、その取り締りや罰則強化等に向けた取り組みにおいて国が主導的な役割を果たすのは当然と考えます。 また違法行為が専門業者のみならず一般の利用者の誰もが容易に行える行為となっていることを考えれば、消費者に最も近い立場にある消費者団体の役割も重要と考えられ、啓蒙、教育面などでの積極的な取り組みを要望いたします。
26	衛星放送 関係事業者等	今回提案のルールが暫定的であることに賛成します。なお、今後見直しを行う場合には、BSデジタル放送及び110度CSデジタル放送の有料放送事業者を議論に加えるべきと考えます。	今回の中間答申にあるとおり、技術や市場の状況の変化は非常に激しく、今回のコピー制御に関する提案が「暫定的なルール」として取り扱われることに賛成です。 なお、現在、市場で販売されているデジタルテレビのほとんどには、BSデジタル放送および110度CSデジタル放送の受信機能が内蔵されているため、コピー制御のルールの見直し等に関しては、BSデジタル放送及び110度CSデジタル放送の有料放送事業者にも大きな影響があります。もし、今後コピー制御のルールの見直し等について議論が行われる際には、これら有料放送事業者を議論に加えるべきと考えます。



意見 番号	団体・個人 種別	ご意見等	理由
27	地上放送 関係事業者等	<p>この意見には賛成いたします。さらに「ルールの暫定性」を強調していただきたいと思いません。</p> <p>【答申抜粋】(事務局注) (P52)「デジタル技術が日進月歩で進化する中で、あらゆる状況変化に対応し得る恒久的なルールを策定することは極めて困難であり、市場の状況、技術、これらに係る制度等様々な要因によって適時見直されていかなければならない。(中略)上記の観点から、本提案についても「暫定的なルール」として取り扱われるべきであると考え。」</p>	<p>技術、環境、経済の変化に対応する、よりよいルール作りの努力が継続されるべきであると考えます。</p>
28	地上放送 関係事業者等	<p>この答申で、コピー制御にかかるルールについては、技術的に担保されることが重要であることが明記されています。それは今回の議論に参加した関係者のみならず、全てのメーカーが、このコピー制御に係るルールを遵守することが極めて重要だからです。</p> <p>この技術的な担保のために、民間レベルにおいて、地上デジタル放送では、既に相当な努力を重ねています。しかしながら、国による後押しがなければ、コピー制御に係るルールの維持は難しい状況となります。</p> <p>今回の暫定ルールを含めて、デジタル放送全般について、そのコピー制御にかかるルールを守らない機器、いわゆる「無反応機」や「コピー回数を守らない機器」の製造・販売等を、コンテンツ政策上の重大な問題行為として、排除するための法制化などを強く希望します。</p>	<p>デジタル技術の進歩は日進月歩であり、技術的な担保が機能し続けるという保証はありません。</p> <p>コンテンツ保護の環境作りは、知財立国という政策を推進する上で不可欠であります。民間レベルにおいて、相当な努力を重ねているにもかかわらず、このように限界がある場合におきましては、国による後押しが必要と考えます。デジタル放送のコピー制御に係るルールを守らない機器を排除するための法制化などが必要と考えます。</p>
		<p>「家庭でのタイムシフト視聴」を可能にする現在の技術の利用</p> <p>コンテンツ・プロバイダーは高品質コンテンツに関して一方的なライセンスを決定するにあたっていくつかの要因を考えます。一つは、コンテンツが無許諾コピーや放送後の再配給から保護されるかどうか、あるいはどの程度保護されるかです。適切なコンプライアンスと堅牢な規則を伴う限定アクセス(CA)方式は、こうした危険を最小限にするエンド・ツー・エンドのコンテンツ保護をコンテンツ所有者に提供することができます。高品質コンテンツの配給チャンネルとしての競争力を最大限にするために、無料デジタルテレビは適正なコピーや再配給管理信号、受信装置への適正な指令などの、エンド・ツー・エンド保護を内蔵しなければなりません。</p> <p>無料放送送信のキー利用モデルは「一家庭、タイムシフト視聴」です。現在の無料放送保護システムは、日本では2004年に開始されましたが、その時点での可能な技術を使った利用モデルです。日本はこのシステムの導入では先駆的役割を果たしました。日本は消費者へのインターネットアクセス速度、さらに、標準画質および高画質(HD)のHDD(ハードディスクドライブ)やDVDレコーダー内蔵の消費者電子製品でも日本はリーダーになっていますので、これは当然なことです。このシステムにより、日本の消費者は、無料放送モデルに関連した広範な期待に見合う放送コンテンツが利用できるようになりました。日本がその時点で設けた管理により、無料放送送信の無管理コピーや再配給の広範に亘る乱用を避けることができました。</p> <p>現在のコピーワンス・システムに関して以下の2点の懸念が述べられていると思います：</p>	<p>1. 許可された録画が失敗した場合の問題</p>

意見番号	団体・個人種別	ご意見等	理由
29	著作権団体等	<p>2. HDDからオリジナルを家庭で見ることができ、ポータブル機器へのコピーができない問題</p> <p>これらの問題について提案された解決策は、内蔵型HDD機器を所有するといった特別なケースに関して、コピーワンス・ルールに変更を許可するというものです。単一のデジタルコピーをHDD(オプティカルメディアではなく)に保存でき、次にオリジナルのHDDコピーから第二世代のコピーを9回まで作れます。HDDからのコンテンツのコピー10回目はHDDからオリジナルコピーを「取り出す」こととなりますので、全部で10回までコピーでき、各コピーには「これ以上のコピーはできません」というマークが付きま</p> <p>残念ながら、この二つの問題に対処する方法として、「コピーテン」の提案は著作権所有者の権利を明らかに侵害し、従来無料放送送信と関連している利用モデルの範囲を超える潜在的に有害な行為を認めることになるでしょう。例えば、追加防護策がないと、この解決方法では10回のコピーが更に異なる10軒の家庭で利用されるかも知れません、何故なら、数的に限定されたこれらのコピーは一人の人あるいは一軒の家庭で利用されるという規制はないからです。</p> <p>JIMCAIは、利用モデルが「一家庭、タイムシフト視聴」に限って確かなに行われるよう総務省が追加オプションおよび保護を考慮してくださるよう推奨いたします。</p> <p>まず、安全な移動を確保する問題は、消費者電子機器は利用可能コピーが確実に移動したことが確認されるまで、(利用可能フォームではなくあくまでもバックアップとして)フル・オリジナル・コピーを保持できるようにします。移動したコピーはオリジナルコピーが削除された後でなければ利用できません。これは「安全な移動」のための業界の慣習と整合しています。</p> <p>製品販売者は、消費者に、より大きな柔軟性と信頼を与えることで、自社製品に安全な移動を実装して差別化することができます。この利用モデルはこの問題解決のためにコピーワンスを超えて拡大される必要はありません。これは、コンテンツ所有者から利用権譲渡を問われることなく解決するためのARIB(社団法人電波産業界)仕様と消費者機器販売会社に対しての詳細な技術的問題です。</p> <p>次に、家庭内で複数の製品による利用を可能にする新しいセキュリティツールがあります。現在の日本の無規制コピーと無許諾再配給の脅威を考えると、JIMCAIは総務省に問題解決のためにローカライゼーションやパーソナル・ドメインバインディング、タイムベース管理といった追加ツールの利用を考えてくださるよう進言します。</p> <p>ローカライゼーション: ローカライゼーションは今日のコンテンツ保護システムでは、インターネット・プロトコル上のデジタル・トランスミッション・コンテンツ保護(DTCP-IP)やネットワークデバイス用のWindows メディア・デジタル・ライツ管理(WMDRM-ND)、セキュア・ビデオ・プロセッサ(SVP)、デジタル・ビデオ・ブロードキャストコンテンツ保護及びコピー管理(DVB-CPCM)などのように一般的なツールです。ローカライゼーションツールは家庭のようなローカル環境の物理的広がりのためのプロキシとして作用することでインターネットや他の広域ネットワーク上でのコンテンツの無許諾再配給管理を助けます。</p> <p>ローカライゼーションの初期フォームはRTT(ラウンドトリップ・タイム)測定やルーターホップの数を限定するTTL(タイム・ツー・リブ)パラメーターのように、基本的なプロキシミティ(近接)ツールを使っていました。新しい方法はより高速のネットワーク特性がついたRTT時間の削減とDVB-CPCM(DVB Bluebook A 094 rev.1のwww.dvb.org参照)に書かれているような他のツールの追加の両方を含んでいます。日本の新しい基準は、無料放送を受信した家庭以外での無許諾再配給に対して保護する最新かつ最も高度のローカライゼーションツールだけを使うべきです。</p> <p>パーソナル・ドメインバインディング: パーソナル・ドメインバインディングはDVB-CPCMコンテンツ保護基準やコラル・コンソーシアムのDRM相互運用性フレームワークのような、コンテンツ保護システムとアーキテクチャのなかでは新しく出てきたツールです。ローカライゼーションは無料放送を受信された場所にその利用が制限されていることを確かめるものですが、パーソナル・ドメインバインディングは、利用がオリジナル放送を受信した個人や家庭に制限されていることを確かめる役割をします。これは、複数の家庭への無制限コピー、つまり最近の「コピーテン」提案についての問題を管理する重要なツールです。</p> <p>タイムベース管理: 無料放送コピーの合法的目的は、放送を受信する人たちが無料放送番組の「タイムシフト視聴」を可能にすることにあります。コピーのタイムベース失効は適切であり、適正な保護を得るためにコピーの数に焦点を当てる必要性が軽減されるでしょう。タイムベース管理の副次的利点は、パーソナル・ドメインバインディングと対になった場合、個人の家庭以外から家庭内にある機器に保存されたコンテンツへのリモートアクセスが可能になるかもしれないということです。ある種の無料放送コンテンツは同じ家庭内の家族により一定の遅れの後に家庭外から視聴可能になるかもしれません。</p> <p>無規制コピー及び無許諾再配給を管理するためのコンビネーション・ツール:</p> <p>総務省は日本国内の無料放送消費者が利用可能なモデル拡大のために新しいシステムを考えるべきだと思いますし、そのシステムは「一家庭、タイムシフト視聴」に最も近づけるために利用可能なセキュリティツールを組み合わせて用いるべきです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 数値的コピー管理</li> <li>* ローカライゼーション</li> <li>* パーソナル・ドメインバインディング</li> <li>* タイムベース管理</li> </ul> <p>こうした追加管理の実装により、放送事業者は単一コピーを越えた利用モデルを拡大することができますし、なおかつ、「一家庭 タイムシフト視聴」利用モデルはそのまま維持できます。しかし、現在の「一家庭」の現状に関しては、「10回」の数値的カウントがタイムシフト視聴を可能にするために正当化されるかどうか、JIMCAIにははっきりしないままです。「10回」制度の実行は現在認められている無料放送送信の利用モデルに関して消費者の間に混乱を招くかもしれません。</p> <p>また、無料放送送信のためのコンテンツ保護システムの技術的実装を取り巻く規則へのいかなる変更も、こうした規則がシステム実装の方法だけに影響し、著作権とその補助的法律に守られた作者や製作者の実質的な根本的権利に、いかなる方法でも影響を及ぼすものではないということを明確にすることが大切です。同様に、現在の規則へのいかなる変更も現行著作権法でどのような行為が認められるかの法的決定を反映するものではないこと、また幅広い技術的規則として、規則はそうした決定に関連つけて考えられるべきではないことを明確にすべきです。こうした規則が作者の権利に広範な例外を作らないことを明確にし、作者の権利へのいかなる免責もある特別なケースに限られ、作品の通常の利用を抵触してはならず、また作者の法的利益を不当に害してはならないことを定めたベルヌ条約のいわゆる「スリー・ステップ・テスト」に抵触することを避けるために大事です。</p> <p>最後に、無料放送保護システムへのいかなる変更、またその結果技術的に可能になった利用モデルは、他の消費者利用モデルを含めたその他の手段で提供される別のタイプの商業コンテンツを保護するシステムの可能性も損なってはなりません。</p>	

意見 番号	団体・個人 種別	ご意見等	理由
30	著作権団体等	許諾を得る手続きを簡素化するため、安易に許諾権を報酬請求権化しようとする「デジタル・コンテンツ流通促進法制」の考え方に反対します	<p>日本映画は衰弱している。一部「日本映画隆盛」の報道もあるが、それは邦画と洋画の興収比率が逆転しただけの話だ。ここ数年、一億数千万人の横ばいの映画人口、即ち小さなパイを邦画、洋画で喰い合っている。「隆盛」と呼ぶ輩は、数字しか見ていない。映画館で映画を観ていない。観れば、どの日本映画もその内容が悲惨な位低レベルなのを知る。(それはハリウッド映画とて同じである。今アメリカ映画を観るなら、五十年前のモノクロ作品をお勧めする)</p> <p>テレビドラマは完全に荒廃している。たまにはテレビの前で正坐してドラマを観て欲しい。観るに堪えず直ぐにチャンネルを変えてしまうだろう。チャンネルを変えた所でどこも低俗、バカ騒ぎの極みだからスイッチを切ってしまう。もうテレビは粗大ゴミに出しましょう-----そこまで来ている。何故こうなってしまったのか？ 視聴率ばかり追いつぎたからである。又しても数字だ。</p> <p>「0」と「1」のデジタルの世界になって、世の中が数字の世界になってしまった。数字の世界は無論必要だ。しかしその世界と同じ位、いやそれ以上豊穡な「数字が介入しない世界」が必要なのだ。かつてそれはあった。しかし今は誰も数字の洪水に押し流され忘れてしまっている。数字の世界、即ちお金(経済)の世界に全てが集約されてしまって果たしていいのだろうか。流通の仕組みばかり作り、その促進を計ったとしても、そこに流れるのは見るに堪えないろくでもなく代物でも構わないのだろうか。</p> <p>ともかく一度映画を数字抜きに見て欲しい。テレビドラマを視聴率と関係なく見て欲しい。そのヒドイ中身に腹を立てて欲しい。数字の議論は一旦後回しにして、この荒涼たる状況をどうすればいいか考えて欲しい。</p>
31	著作権団体等	許諾を得る手続きを簡素化するため、安易に許諾権を報酬請求権化しようとする「デジタル・コンテンツ流通促進法制」の考え方に反対します	<p>よく米国との比較で、「米国は映画会社に権利が集中する仕組みがあるので、流通が円滑に進む、日本も同じ考え方で構わないだろう」という意見が出るが、一部だけ捕まえての比較は意味がなく、ごまかしである。クリエイターが得られる報酬、劇場用映画・テレビ番組の製作費、権利の販売価格、どれをとっても日米の格差は非常に大きく、経済事情はかけ離れている(収益・分配の構造及び能力の点で)。何でも「米国並み」というなら、国・メーカー等々が、脚本料も「米国並み」を保証してくれるのだろうか-----。</p> <p>創作者の許諾権を制限し、流通しやすくすれば産業振興につながるという考えは短絡的である。映像作品は、まず「人」あってのもの。工業製品のように、材料AとBを合わせて、何日工場を動かせば完成するという代物ではない。</p> <p>「筆一本」で自分の限界に挑戦し続ける生活が如何に苦難に満ちているものか、恐らく普通の給与所得者には分からない。さらに、フリーランスの宿命で将来の生活も保証されていない(これも普通の給与所得者には分からないだろう)。作家を守る法律といえは著作権法に明記された許諾権ぐらいであるから、それを頼りに自ら声をあげるしかないのが実情だ。誰が守ってくれる訳でもない(次の仕事があるのかさえ分からない)、老後を考えてくれる訳でもない、大変厳しい世界であり、皆そこで日々闘っている。</p> <p>新聞はおおむね「権利者による権利濫用が、産業の育成(経済産業省・メーカー)、地上デジタル放送の普及(総務省)、国民の利便性(利用者)を阻害している」かのような偏った報道をしている。現実のクリエイターは権利を濫用できるほど「強者」ではない。いや、寧ろ、「弱者」に近く、細々と同業者組合を作って抵抗している程度と言える。我々の私権を奪取するのであれば、それを補う産業的・社会的仕組みを同時にご提案頂きたい。でないと、映像産業界を支える創造的人材は育成されず、失速するだろう。</p>
32	衛星放送関係事業者等	コンテンツ大国の実現に関する検討に有料放送事業者を加えること、取引市場の形成や取引の活性化を行うだけでなく、有料放送市場など、既にある市場自体を拡大させていく検討を加えることを強く要望いたします。	<p>有料放送事業は、世界的に見ても、コンテンツ産業の拡大に重要な役割を果たしており、日本においても、有料放送事業が成長することで放送市場全体を底上げし、その収益がコンテンツ制作に還元されることで放送ビジネスとコンテンツ産業が一体で拡大していくことが期待出来ます。</p> <p>有料放送市場は、コンテンツの1次市場、あるいは2次市場として大きな役割を果たしています。</p> <p>1次市場としては、有料放送事業者が自らコンテンツを製作し、放送することで、メディアビジネスである有料放送事業を展開しています。そこでコンテンツの価値を高め、DVDやVODなどの2次市場で積極的なマルチユースを行うことでコンテンツビジネスを展開しております。実際に、映像コンテンツのマルチユース市場における衛星テレビ番組の割合は22.5%と地上テレビ番組より高く、有料放送事業者はさらに積極的にマルチユースを進めております。</p> <p>さらに、劇場公開された映画のDVD、VODの次に来る2次市場としても有料放送は重要な役割を担っています。</p> <p>コンテンツ市場の拡大には、その取引市場の形成や取引の活性化を行うだけでなく、既にある1次市場・2次市場自体を拡大させていく有料放送事業を育成していくことも必要であると考えます。</p>



意見 番号	団体・個人 種別	ご意見等	理由
33	地上放送 関係事業者 等	放送番組のマルチユース促進は放送事業者の基本的な経営方針であり、今後ともマルチユースに一層努力する所存です。また諸外国の慣習やルール等を我が国にそのまま導入する議論には慎重であるべき、との答申の見解を評価します。	放送事業者は、視聴者、社会のニーズにこたえるだけでなく、企業としても、生き残りのために放送コンテンツのマルチユースに向けて全力で取り組んでいるところです。コンテンツを死蔵して、使えるのに使わないということは全くありえない状況です。民間地上放送は広告収入を前提とする無料放送であり、常時、適正な対価で、安定的にコンテンツを供給し、多数の視聴者が同時に視聴できる形態である本放送に重点を置いてきました。しかし、今後、広告収入の大幅な伸びが期待できない中で、各放送事業者とも、放送番組のマルチユースの促進による放送外収入の増加を基本的な経営戦略に掲げ、これに向けた積極的な取組を推進しています。具体的には地上波で放送した番組の多角的利用として、CSデジタル放送への番組供給、ブロードバンドへのコンテンツ配信、ニュースコンテンツのインターネット配信などに取り組んでいます。今後もより一層、放送番組のマルチユースに努力する所存です。諸外国の中には、放送局の番組制作に関する規制を導入している国もありますが、各国の歴史的背景や放送事業を取り巻く状況、慣行等を考慮して検討すべきであり、我が国への導入の可否については、その国における「放送メディアの位置付け」「コンテンツ取引の特徴」などの観点から多角的な議論が必要と考えます。
34	地上放送 関係事業者 等	2. 著作物の流通促進にあたっては、民間の合意と自発的活力を重視し、官がこれをサポートする形で進めるべき	著作権等の権利に関する情報の集約や公開の仕方は本来、個々の権利者あるいはその委託を受けた事業者等が判断する事柄である。放送番組の二次利用の促進により、放送事業者の収益拡大とともに、クリエイター等の権利者にその成果を還元することに異論はないものの、行政の関与により、放送事業者や権利者に無用の負担が生じることのないよう留意しなければならない。放送事業者と番組製作者との関係は、編成権・放送責任・経済的リスクを有する放送事業者が、公募等により、番組製作者から番組企画を募るという現状にある。そのうえで、著作権法や協議に基づく契約により、著作権等の取り扱い、番組の二次利用の窓口や収益の配分について取り決めている。二次利用の窓口管理は、各番組を最も効率よくPRできる者が行うことが理にかなっており、長年にわたり放送事業者と番組製作者の間で構築してきたビジネススキームを基盤としつつ、市場の拡大を図っていくことが望ましい。本中間答申の最後に、“放送コンテンツのマルチユースについて、期待したような民間主導による進捗が見られない場合の対応の在り方については、マルチユースの促進に向け、制度的措置を含めた所要の措置について、その可否を含めて更に検討を行っていく”とあるが、著作物の流通促進にあたっては、あくまで民間の合意と自発的活力を重視し、官がこれをサポートする形で進めるべきであり、このような制度的措置は不要である。
35	地上放送 関係事業者 等	『過去の放送番組の例として、「多くが利用されずに死蔵されている」という現状認識』が示されていますが、この認識は、現状とはかけ離れたものです。	各放送事業者は、視聴者や社会のニーズに応える放送コンテンツを制作し、そして放送することを主要業務にしています。この主要業務に加えて、これらの放送コンテンツをマルチユース(ビデオグラム化、国内・海外の放送事業者やBS・CS放送への番組販売やネット配信など)して放送外収入を得ることもまた、会社の経営の方針であり、不可欠のものとして認識しています。各放送事業者は、放送コンテンツのマルチユースのために、社内やグループ会社に専門の部署を設けて、マルチユースの展開や人材の育成など日常的に努力を積み重ねているところであり、放送コンテンツを死蔵させてはいません。
36	地上放送 関係事業者 等	この指摘に賛成いたします。またデジタル、アナログを区別する制度は著作権に関しては不合理だと考えます。 【答申抜粋】(事務局注) (P86)「いわゆる「許諾権」の制限によって取引に伴う手続きの簡素化を図るアプローチをとる場合には、コンテンツに係る権利者その他の当事者の十分なコンセンサスを得ることが不可欠である」	デジタル・コンテンツのみで権利者の権利を制限することは、合理性を欠くのみならず、クリエイターのモチベーションの低下をも招く可能性があると思われま。アナログ、デジタルに拘わらず、権利者の理解を得られる現行制度を尊重した許諾制度の漸進的改善を希望いたします。
37	地上放送 関係事業者 等	放送コンテンツの流通の促進のためには、放送コンテンツに係る権利者そのほかの当事者の十分なコンセンサスを得ることが不可欠です。放送コンテンツをネット配信などにより流通させる時期、メディアの選択、形式などの検討を行い、各々の放送コンテンツにとっての最良のマルチユース展開を判断するのは、多額の制作費を自ら負担し、制作のリスクを負う映像製作者です。よって、具体的に権利者そのほかの当事者とのコンセンサスを得ることは、映像製作者が行うことになっています。放送コンテンツの流通の促進のために最優先すべきことは、この映像製作者と権利者などが民・民で適正な権利処理ルールを協議して、構築する場を設けることです。そこで一定のルールが決められ、市場が形成されれば、その市場において、放送コンテンツは自ずと流通します。ウィンドウ・コントロールや放送コンテンツの許諾の簡素化を名目とした著作権法の改訂や制度変更は、著しく公益性を欠き、真の知財立国の促進を妨げます。また、海外から見ても至極異質なもので、理解しがたいものになり、国内のみならず、海外のコンテンツの日本における流通の阻害要因にもなる危険性が生じます。	

意見 番号	団体・個人 種別	ご意見等	理由
38	地上放送 関係事業者 等	コンテンツの利用許諾手続きの「簡素化」という方向性自体は、コンテンツの流通活性化のために望ましい方向であると考えますが、仮に、「簡素化」が許諾権の制約を含む権利者の許諾行為自体の空洞化、形骸化につながるものになるとすれば、中間答申でも述べられている「コンテンツのレスペクト」や「クリエイターへの適正な対価の還元」に反することになります。「簡素化」の具体検討にあたっては、コンテンツの流通促進を図るためには、何よりもまず良質のコンテンツが創造されることが重要であることを念頭に置きつつ、様々な立場からの慎重な議論が必要だと考えます。	
39	地上放送 関係事業者 等	IPマルチキャストの自主放送は、著作権法上は自動公衆送信権であり、放送にも有線放送にも該当しません。また、ビジネス上も、放送及び有線放送とは異なる位置付けとなります。デジタル・コンテンツの流通の促進という国策の下で、コンテンツ流通の一形態として、「IPマルチキャスト自主放送」に関しても議論が及ぶことは理解できます。しかし、「IPマルチキャスト自主放送」について、著作権法上の規定を変更し、著作隣接権者などの権利を引下げる必要があるのか、また、特定の事業者に対して著作権法上一定の位置づけを与える必要があるのかという点については、国際的な著作権に関するルールとの調和が必要で、各権利者から広く意見を求めた上で、慎重に判断するべきです。「IPマルチキャスト自主放送」は、従来の著作権法の規定の枠組みで行なわれるべきと弊社は考えます。	
40	地上放送 関係事業者 等	放送コンテンツ取引は、映像製作者と購入を希望する者との二者間における交渉において条件が定められ、合意した場合に初めて取引が成立することになります。また、優良なコンテンツについては複数の購入者が競合し、それを映像製作者が選定します。したがって、仮にデータベースを構築するにしても、その目的が、「購入を希望する者が映像製作者に対して適正と考えられる価格を提案することを可能とする」という前提自体が、実際のビジネスと乖離していると考えます。また、想定される情報の中には、原権利者などとの契約条件など、公表することが不可能な情報も含まれるため、結局のところ、どの程度意味のあるデータベースになるのかという疑問が生じます。更に、放送コンテンツの取引は、メディアや市場毎の独占権となる場合が多く、その購入希望者の信用も重要な要素となり、取引先は必ずと限定的になる傾向があります。したがって、映像製作者にとっては、データベースの公開のメリットは非常に少ないのが現状です。この答申で求めるようなデータベース構築のための人件費負担や時間などを考慮すると、現状においては、その必要性に疑問を感じます。	
41	地上放送 関係事業者 等	コンテンツ自体やその権利関係の情報に関する何らかのデータベース機能を構築することは、膨大な放送番組、コンテンツの整理や参照のために必要と考えますが、入力される情報項目自体がコンテンツ制作者の知的財産であり、中には個人に関する情報も含まれることから、それをコンテンツ流通事業者等の第三者にすべて開示し、閲覧・利用に供することは困難だと考えます。特に放送番組には、取材源の秘匿というジャーナリズムとして根源的な要件があり、かつ、出演者や取材協力者など番組寄与者との信頼関係によって放送番組が制作されているという要素もあるため、放送番組に関する重要な情報を広範に、流通事業者を含む他者に開示することは馴染まないと考えます。また、NHKの放送番組の二次利用にあたっては流通・販売事業者の意向もあり、放送番組販売の一般的な慣習に従って必要な権利処理手続きをNHKが行ったうえで提供しており、新たに個別の放送番組の権利情報を公開することによる流通促進上のメリットはあまり考えられません。なお、番組名や番組概要、PR用のテキストや著作権許諾が得られたトレーラー映像（プロモーションビデオ）など放送時点ですでに公開されている情報や、利用手続きに関する窓口情報については、一定の条件が整えば、データベース的なものに供していくことにより二次流通が促進される面もあり、今後の関係者の検討の中で、引き続きデータベース構築のあり方やその公開の是非、具体的な課題解決策などが検討されるべきであると考えます。	
42	地上放送 関係事業者 等	権利情報のデータベース化にあたっては、これまでの放送事業者、権利者の権利処理に関する取組を尊重し、無用の負担が生じることのないようにすべきと考えます。	著作権や交渉窓口に関する情報の集約やその公開の仕方については、本来、個々の権利者、その委託を受けた事業者等が判断する事柄だと考えます。こうした情報の中には放送事業者が長年にわたり蓄えてきたノウハウ等、知的財産に属するものも多く含まれ、全てを公開することが困難なのも事実です。また権利処理において、属人的な要素が円滑な処理に欠かせない面もあります。権利情報のデータベース化にあたっては莫大な作業、時間、費用が発生する可能性があり、放送事業者や権利者に無用の負担が生じることのないよう留意する必要があると考えます。
43	地上放送 関係事業者 等	権利や窓口に関する情報の公開については、本来、個々の権利者や管理事業者の判断に委ねられるべきものと考えます。	例えば、契約の金額など、企業秘密に属する情報を強制的に公開するのであれば、権利者等に要らざる負担をかけ、逆にコンテンツ取引市場発展の阻害要因になりかねないと思われます。
44	地上放送 関係事業者 等	現状、放送事業者と制作会社とは、放送事業者が編成権、放送責任・リスクを有したうえで、制作会社に対して放送コンテンツの企画を公募しています。そして、著作権法の「発意と責任、製作主体」に準じて著作権の取扱い、二次利用の担当者や配分などの条件を当事者間で協議したうえで、取り決めていきます。二次利用の担当者は、それぞれの放送コンテンツを最大限利用できるところが行い、制作の貢献度に応じて、配分比率を定めています。第4次中間答申で製作主体の多様性に関して提案がなされたのは、こういった状況について、十分な理解が得られなかった結果ではないかと考えます。少なくとも、製作主体の多様性が、マルチユースの促進に直結するものではありません。永年に亘り放送事業者と制作会社との間で構築してきたビジネスの実状にあったスキームを基盤にして、市場の拡大を検討していくことこそが、放送コンテンツの流通の促進に繋がると考えます。	

意見 番号	団体・個人 種別	ご意見等	理由
45	地上放送 関係事業者等	放送事業者が放送番組の制作を制作会社等に委託するのは、番組の多様性確保や品質向上が一義的な目的であり、「二次利用」や「外部制作」すること自体が目的になっては本末転倒であると考えます。したがって、外部制作に委ねる編成枠や番組本数は、放送事業者自身がその編成責任において自律的に判断すべき事項であり、性急に制度的な規制を導入すべきではないと考えます。 また、番組の二次利用を予め想定した制作主体や制作資金の多様化については、様々な可能性が試みられてよいと考えますが、放送を前提とする番組である以上、編集責任を有する放送事業者が一貫して制作管理、品質管理を行っていくことが必須であり、番組企画が採択されれば完成まですべての過程をその番組制作会社に全面的に任せるといったことはありえません。そのことは、放送番組の企画を提案することになる制作会社や制作コストの一部を負担することになる多様な出資者等に十分理解していただく必要があると考えます。	
46	地上放送 関係事業者等	コンテンツの2次利用拡大は、民間の自発的な取り組みを重視し、官はこれをサポートする形で進めるべきと考えます。	資金調達手段の多様化などによって、新たな制作主体が参入することにより、コンテンツの多様化を図ると同時に2次利用を促進し、視聴者の利便性向上を図るという狙いについてはよく理解できます。その前提として、クリエイターなど権利者への対価の還元も含め、コンテンツ産業の活性化を推進していくという視点が重要だと考えます。また放送の文化性、公共性といった数値化、金銭化しにくい価値についても十二分に配慮すべきと考えます。 番組の外部調達について、現在、各放送事業者は、ホームページ上で、番組制作会社などを対象に企画を募集するなど、良質の番組を作るための競争促進に既に取り組んでいます。 放送事業者と番組の制作者の間では、著作権法や契約に基づき、著作権等の取り扱いや番組の2次利用の窓口、収益の配分などについて取り決めているところです。 放送番組の2次利用にあたっては、放送事業者と番組の制作者の間で構築してきたビジネススキームを基盤とすることが望ましいと考えます。 併せて、放送についての編成権、編集責任は、放送事業者が持ち、例えば外部制作者の手による番組であっても、その番組を放送する限り、放送事業者も大きな責任を負っていることについての配慮も必要です。 放送コンテンツのマルチユースについて、民間主導では期待したような進捗が見られない場合に、「放送コンテンツのマルチユースの促進に向け、制度的措置を含めた所要の措置について、その要否を含めて更に検討を行っていくこととする」との記述については、コンテンツの2次利用拡大は地道に実績を積み上げるべきもので、短兵急に結論を出すべき性質のものではないと思います。進捗が見られない場合、どこに障害があるのかを検証し、関係者がその認識を共有することがまず重要と考えます。コンテンツ流通の促進にあたっては、あくまで民間の自発的な取組を重視し、民間のビジネスモデルを侵害しかねない、官の介入は慎むべきです。官はあくまで民間同士の取り組みをサポートする立場に徹すべきと考えます。
47	地上放送 関係事業者等	このような制度的措置は不要と考えます。 【答申抜粋】(事務局注) (P94)「放送コンテンツのマルチユースの促進に向けて、制度的措置も含めた所要の措置について、その要否を含めて更に検討を行っていくこととする」	我々放送事業者は、放送コンテンツのマルチユースに、すでに懸命に取り組みはじめており、いわゆる民間主導の実をあげていく過程にあります。答申にあるような制度的措置は、かえって自発的活力の萎縮を招きかねず、官におきましてはあくまでサポートの立場を保持していただきたいと考えます。
48	地上放送 関係事業者等	答申では、コンテンツ流通は民間主導の取り組みの中で行われるべきものと謳いながら、一方で民間主導による進捗が見られない場合には、制度的措置の検討を行うとの記述があります。 同じ答申中に、このような矛盾した内容を並列して記述することは、本答申の一貫性、信頼性を損ない、ひいては、コンテンツ流通促進の核となるべき民間事業者の取り組み意欲を削ぐことにつながると考えます。	答申では、放送コンテンツのマルチユースについて、「民間主導で確実に進捗するものとする」とした直後に、「民間主導による進捗が見られない場合の対応の在り方については(中略)制度的措置を含めた所要の措置について、その要否を含めて更に検討をおこなっていくこととする」と記述しています。 後段の記述は、コンテンツ流通において、民間主導を強く打ち出し、実証実験まで提唱する本答申の根幹を完全否定するに等しいものと受け止めざるを得ません。 このような矛盾した内容を併記する姿勢は、今後のコンテンツ流通促進に積極的に取り組もうとしている民間事業者の意欲を削ぐものであり、行政との信頼関係を大きく損ねる危険性ははらんでいるものと考えます。



意見 番号	団体・個人 種別	ご意見等	理由
49	地上放送 関係事業者等	取引市場の形成にあたっては、放送事業のコンテンツビジネスの側面だけでなく、メディアビジネスとしての側面も重視すべきと考えます。放送事業全体をリスクにさらすことがないよう、放送の公共的、文化的役割、使命にも目を向けるべきです。	コンテンツ取引市場の形成を促進するにあたって、放送コンテンツの制作・流通を担っている放送事業者の果たすべき役割に対して高い期待が寄せられていることを重く受け止めます。 一方で、放送事業者は、放送コンテンツの取引によって収益をあげるコンテンツビジネスと、メディアの価値に対する対価として広告収入を得るメディアビジネスを一体として行っている点が特徴で、純粋にコンテンツビジネスである映画とその点が異なっていることに留意すべきです。 放送事業において、放送コンテンツの制作に必要な費用は、番組単位ではなく、放送事業に係る収入全体を活用して回収するシステムとなっています。視聴者からの評価が高い放送コンテンツでも、結果的にマルチユースが進まないことはしばしばあることで、コンテンツ単位で収支を管理し、利益分配を行うことは容易ではない事実を十分認識する必要があると考えます。 このようにトータルでコストを回収する仕組みが担保されていることで、スポーツ番組など、単体では採算が取れない番組の放送や、全国規模の報道インフラを維持するなど、メディアとしての役割を担うことを可能にしていると考えます。よって、コンテンツビジネスを重視するあまり、放送事業全体がリスクに晒されないよう、ビジネスのバランスを慎重に考える必要があると思います。 また、「一般の機関投資家等において、コンテンツに対する関心が高まっており、放送コンテンツに対する投資が拡大し、さらに質の高い、競争力のあるコンテンツ制作が可能になる」という趣旨の記述がありますが、こうした考え方を否定するものではありませんが、放送コンテンツの当たり外れは予想が困難で、金融商品化する場合は、そのリスクについて投資家に十分説明し納得した上で投資をしてもらうなど、投資家保護の側面も重視すべきです。
50	地上放送 関係事業者等	諸外国の制度については、導入目的や社会的な背景を十分に理解したうえで、例えば、地上放送を直接受信する視聴者の割合の相違や、メディアの全国普及・維持に関する放送事業者の努力義務の有無など、各国の社会実態の相異とその理由を見極めた上で慎重に検討すべきと考えます。	米国の民間放送局のネットワークは、日本の民放ネットワークと比較して、相互の関係は希薄と考えられ、系列と異なる放送番組の取引市場「シンジケーション市場」の成立は、この要因が大きいと考えられます。 また、フィンシルール導入の経緯は、放送分野におけるコンテンツ供給の中心的な地位を確保しようとした映画産業側の意図が多分に含まれていたと考えられ、フィンシルールの導入目的が純粋にコンテンツ市場の育成ではなかった点にも留意すべきです。またフィンシルールにより、映画産業に比べ、放送事業者の制作能力を低下させてしまった側面にも目を向けるべきです。 映画産業が放送分野に積極的に関与した米国と異なり、日本では、放送事業者は自ら番組制作をせざるを得ない環境にあったことから、結果的に放送事業者の制作力の強化につながった経過も踏まえる必要があります。 一方、英国では、外部調達規制の導入によって、番組制作会社の制作力が向上し、コンテンツ産業が活性化したとの見方もありますが、従来から番組制作会社の制作能力が高かったがゆえに、実態に即した規制が円滑に導入されたという側面があることを押さえておくべきと考えます。
51	地上放送 関係事業者等	新たな製作・流通手法を導入するにあたっては、放送事業者の放送責任に鑑み、権利の帰属問題などは民間同士の協議に委ねるべきと考えます。	外部制作番組であったとしても、放送されれば、放送事業者はその番組に対して放送責任を負うこととなります。このため放送事業者が、番組の品質保証の観点から、制作プロセスに関与することが不可欠です。こうした事情から、番組の著作権は制作会社と放送事業者の共有の場合が多いのが現状です。番組の2次利用を制作会社が希望する場合には、放送事業者との協議により、その都度、所要の手続きが進められており、こうした民間のビジネススキームは今後も継続されるべきと考えます。
52	地上放送 関係事業者等	データベース構築にあたっては、民間のビジネスモデルを阻害しないよう、さらに放送事業者、権利者に無用の負担が生じないよう留意すべきです。	著作権や交渉窓口に関する情報の集約やその公開の仕方については、本来、個々の権利者、その委託を受けた事業者等が判断する事柄だと考えます。こうした情報の中には放送事業者が長年にわたり蓄えてきたノウハウ等、知的財産に属するものも多く含まれ、全てを公開することが困難なのも事実です。また権利処理において、属人的な面が円滑な処理に欠かせない面もあります。権利情報のデータベース化などを図るにあたっては、放送事業者や権利者に無用の負担が生じることのないよう留意する必要があると考えます。
53	地上放送 関係事業者等	実証実験にあたっては、資金調達手法の可能性の拡大や、ビジネスモデルの多様化、高収益化だけでなく、放送事業者が株主に対する説明責任を果たすためにも、メディアビジネスである放送事業者の企業価値にマイナスの影響がないかどうかの検証も必要だと考えます。	放送事業者は、企業として、企業価値の維持と、投資の効果を最大化しなければいけない側面がある一方で、放送事業として文化の振興・発展に貢献する役割も担っています。放送コンテンツを通常の金融商品と同様に考え評価するだけでは不十分と考えます。

意見 番号	団体・個人 種別	ご意見等	理由
54	著作権団体等	<p>許諾を得る手続きの簡素化</p> <p>提案された許諾を得る手続き簡素化に関して、これは放送組織と実演者との間のある種の使用に関する意見の不一致から出てきた事柄ではないかと理解しています。提案された簡素化は、利用と関連する権利が製作者に集中して、その代わりに作者や演出家、実演者は全ての画像の利益(金銭的であるとしないに関わらず)の配給かつまた利用から派生した過程に引き続き参加することで報われるアメリカのライセンス手続きと同様のシステムの採用のことを言っているのではないかと理解しています。これに関してJIMCAは現行の日本の法律ではこうした隣接権を、日本国内で行われあるいは日本国籍の放送組織により放送される国内の実演に拡大することは規制されていること、またアメリカの音声映像作品のすべての所有権は、通常その作品の製作者に付与されていることを指摘します。日本国内で無料テレビ放送される範囲において外国の作品は提案されたいかなる手続き簡素化からも必ず除外されるように注意しなければなりません。われわれメンバー社は、各々の会社が自社作品を管理・ライセンス付与すべきであり、強制ライセンスあるいは集合管理は、単に一つのセグメントや一つの産業に利益となり、他のセグメントや産業の不利益となる手段だと信じています。芸術的作品では「一つのサイズ」は「全て合う」ということはいけません。市場は芸術的作品の価値を測る本物の尺度であり、更に言えば、今日の音声映像作品のライセンスを限定する真の障害でもなく複雑さでもありません。</p> <p>従って、答申の中で「いわゆる「許諾権」の制限によって取引に伴う手続きの簡素化」と述べられている点は制限と解釈されるべきではありませんし、契約上の自由に反すると解釈されてもなりません。</p>	
55	著作権団体等	<p>コンテンツ・データベースの構築</p> <p>答申の中にある「コンテンツ・データベース」の構築に関して、JIMCAはこれもまた、法律で強制されるよりはむしろ自然に自発的にされるべきと考えます。われわれのメンバー社はこうしたデータベースに「機密」あるいは「取引に影響する」情報(価格付けやウィンドウ展開)が含まれることに関して深刻な懸念を抱いています。</p> <p>こうした主導がもし行われるとしたら、例えば、エピソード名やシリーズ名、監督、上映時間など、特別なコンテンツを特定する手助けとなるための一般的に入手可能な情報に限られるべきです。</p> <p>こうしたデータベースが本来日本国内で制作あるいは放送された音声映像作品に限られるのか、それとも、外国の作品参照にもデータベースが同じように使われる見込みがあるのかも同様にはっきりしません。</p> <p>もし当初のデータベースの構築に従って、データベースが提案された場合、保守管理はどのようになされるのかをわれわれはお伺いしたいと思います。</p>	
56	著作権団体等	<p>総務省通信審議会では第4次中間答申に対する意見を募集していることを聞き、弊協会としまして、日本のデジタル放送への重要な過渡期における高価値コンテンツのためにチャンネルを配給する無料テレビ放送を過剰な競争から保護し、向上させる一翼となれば以下の意見を述べさせていただきます。</p> <p>この中間答申で審議にかけられている指針は無料放送送信の副次的利用に限定されていると思いますが、提案された方針が他のデジタルコンテンツ配給モデルの妨げにならないうえで、と明確に限定されていることが特に重要だと考えます。また、こうした規則が、特定の消費者利用モデルを組み込むための技術の使用に特に関係していることを明確にする必要がありますし、日本の著作権法あるいは著作権所有者の基本的権利を変えるいかなる方法でも、著作権所有者の権利の範囲の決定として解釈されるべきではありません。</p> <p>従って、弊協会の意見は主として審議会答申の技術的側面に焦点を当てたものではありませんが、答申で参照され、あるいは答申によって知的財産権や競合法、商業上の機密などのその他の考察に不利に影響するかもしれない技術以外のいくつかの問題に関する簡単な議論も含まれています。</p> <p>意見を述べたい三つの技術的分野</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 「一家庭、タイムシフト視聴」を可能にする現在の技術の利用</li> <li>2. 許諾を得る手続きの簡素化</li> <li>3. コンテンツ・データベースの確立</li> </ol>	
57	著作権団体等	<p>結論</p> <p>JIMCAは総務省および日本の放送事業者とこうした問題に関するさまざまな解決策を討議、検討していきたいと思っています。</p>	
			<p>This report by the Committee to Promote Distribution of Digital Content considers proposed reforms to Japan's Copyright Law as well as analyzes the structure of Japan's media and entertainment sector with the goal of facilitating the transmission of digital content over the Internet. There is a strong commitment to creating a stronger more diverse content market in Japan and recognition that this will require a new relationship between the broadcast industry, which is the major commissioner of content in Japan, and the creators of content. Key to the further development of the industry is the emergence of a vigorous secondary market for content through syndication and other mechanisms that promote the sharing and reuse of content. This will require, however, new methods for appropriately compensating rights holders.</p> <p>The committee looked specifically at the experience in the United States and the United Kingdom and commented favorably on US regulatory efforts that produced a vibrant and profitable syndication market and a UK rule that required broadcasters to acquire a certain percentage of their content from outside producers. It also took note of the rapidly growing markets in the US and elsewhere for video content downloaded over the Internet – sometimes only 24 hours after the content was first broadcast over a national network. The YouTube phenomenon was clearly a matter of both interest and concern because of the widespread use of the service by Japanese consumers and the availability of copyrighted Japanese materials on this site without the permission of the rights holders</p>

意見 番号	団体・個人 種別	ご意見等	理由
		<p>The legal retransmission of copyrighted content on the Internet is much more pervasive in the US than in Japan. The business models vary from the consumer generated media hosted on YouTube, to the retailing of content owned by others on iTunes video service, to the recently announced Hulu backed by content owners and producers, Universal Pictures and NBC. The diversity of models and the increasingly reliance on the Internet to deliver content reflects the changing viewing habits of American consumers as they move away from the television set to using visual content on devices ranging from PCs to cell phones to portable MP3 players.</p> <p>A key question raised by the committee in its deliberations is why Internet services have developed so much more rapidly in the U.S. than in Japan, given the relatively similar level of copyright protection in both countries and a strong law enforcement action against piracy and counterfeiting. One reason advanced has been the existence in the U.S. of an active secondary market for content, born from the Financial Interest and Syndication rules (finsyn). The finsyn rules were introduced by the FCC in the 1971 with the intent of controlling the then three major US networks' monopoly over broadcasting by severely restricting network ownership and profit participation in shows aired, with the goal of fostering more independent production and diverse programming. They were rescinded in 1995 when they were thought to have achieved their objective with the emergence of a strong syndication market and competition to the networks (then four with the addition of FOX) from strong cable and satellite services.</p> <p>But there remains considerable debate in the US as to whether the finsyn rules achieved their goals and whether they should be reimposed. Currently, the Big Four networks control, through their in-house production or co-production, over 75 percent of primetime network television. A recent study by Morgan Stanley showed that 85 percent of primetime television, whether network or cable, is controlled by five companies, and a Writers Guild of America survey found that 70 percent of compensated writers in Hollywood were by paid by only six companies. Figures like these have led independent artists and their representatives to petition the FCC to regulate space for independent producers in television through both production percentages and finsyn like controls. For example, The Caucus for Television Producers, Writers, and Directors is seeking to prevent networks and large cable services from producing more than 50 percent of their programming and from gaining a financial interest and syndication rights in remaining programming.</p> <p>The other side of the debate is that the media landscape is far more diverse in the U.S. than it has ever been. There are now six primary television networks, over 1300 commercial stations, nearly 300 cable networks, and over 50 regional cable networks. What has driven and sustains this diversity are market forces and the emergence of new technologies not regulation. Competition in the media space is no longer vertical but rather horizontal. The arrival of the Internet has further accelerated this process by allowing creators to bypass the networks and keep control of the programs themselves. Compensation is still an issue in this realm, but as advertisers move their budgets to the Internet because it can demonstrate a better ROI than the current Nielson system, competition will introduce both new efficiencies and opportunities for financial return for all parties to the process.</p> <p>Services like iTunes and YouTube have demonstrated what is possible in the Internet space, but one of the recent driving forces has been the gradual adoption of Internet distribution by the broadcasters themselves. NBC currently has 11 shows available on the Internet, ABC has 18 and CBS has 19. As in Japan, the US broadcasters were, for quite a while, unwilling to distribute their programming via the Internet. In addition, their production agreements with studios likewise restricted their distribution rights only to broadcast. In this instance there have been several social factors that eventually moved the broadcasters to alter their positions:</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) Erosion of television viewer share of the key younger demographic that advertisers historically seek</li> <li>2) Increase in broadband penetration with a coincident increase in time spent on the PC/Internet</li> <li>3) Rise of social networking and sharing of links among friends to hot, interesting material</li> <li>4) Broadcasters' awareness that traffic to their own sites was rising with specific demand for video</li> <li>5) Early efforts to create a market for back-library video consumption on the web by AOL and others</li> </ol> <p>Ultimately, these factors led the major broadcasters to change their negotiating tactics with their production partners to ensure that they have the right to offer distribution on the Internet of most of their prime-time programming lineup now. Essentially the broadcasters are in the process of altering their view of what it means to be a broadcaster – now viewing the Internet as another outlet for their programming brand rather than competition. Improvements in technology to manage the advertising and security of content distributed this way have also allowed the broadcasters to experiment with the business in ways they cannot do using traditional broadcast – for example using both frame advertising as well as the usual interruptive :30 spot, as well as creating direct sell-through opportunities not possible with traditional broadcasting. The key point here is that this migration has been driven by the business not by regulation. While Internet distribution and IPTV are not the same thing, the underlying business pressure points are similar.</p> <p>Paradoxically, the implementation and later rescinding of the finsyn rules operated dynamically to permit a more competitive approach to the Internet. The finsyn rules prevented vertical ties between content production and broadcast which opened the market for producers to compete in trying to sell programming to broadcasters. This helped fuel a dramatic increase in the number of production companies and resulted in less control by broadcasters at many levels. As the production community grew stronger it was able to hold out for restrictions on programming distribution – retaining more exploitation rights. But when the rules expired broadcasters began buying back into the production business and taking direct ownership stakes in the programming they air. This gave them greater leverage in negotiations for expanding their exploitation rights which in turn has helped broadcasters move forward most aggressively here. The end result is that there is now a significant amount of their prime time programming on the web on demand.</p>	



意見 番号	団体・個人 種別	ご意見等	理由
58	メーカー 等	<p>This argues that there is not one size fits all approach to promoting greater competition in the media and entertainment space. And, it underlines the extraordinary opportunities represented by the Internet and the shift in viewing preferences by consumers. The still limited amount of broadcast content available on the Internet in Japan is an issue that requires urgent attention and will undoubtedly require a mixture of regulatory and market-opening measures if Japan is to enjoy the full benefits of this new technology for delivering content.</p> <p>An element of this agenda is the rationalizing of copyright protections, including compensation for neighboring rights holders. It is important to understand that one size will not fit all and that there should be allowance for a diversity of formulas linked to business models ranging from voluntary collective licensing to ad revenue sharing to P2P subscription. One innovative approach has been pioneered by the Amazon Honor System and sites like MusicLink, which allow users to make direct donations to artists.</p> <p>Japanese law currently permits end users to make one “back up” copy of movies or music purchased at retail or over the Internet. Rights holders are concerned that with consumers increasingly using the Internet to download digital copies of content any changes to the law could open the door to rampant piracy and counterfeiting. On the other hand, end users want the flexibility to share content among a variety of devices from MP3 players to cell phones to more traditional devices such as stereos and televisions. The committee considered expanding the number of permitted copies to as many as nine – so-called “copy nine” – but also gave attention to the US and European approach, EPN (Encryption Plus Non-Assertion) as a possible new standard. Under this formula, digital content is encoded at transmission and can only be decoded and played on devices registered by the user with the content provider.</p> <p>Adoption of EPN comes closest to the proper balance between the strong protection desired by the creators and the flexibility wanted by consumers. It is further consistent with emerging international practice. In setting the EPN standard, the committee should assure that any recommended encryption policies conform with international approaches understanding that in the Internet age the platform is global not local.</p> <p>The broadcasting sector has been among the most heavily regulated of any because of the public character of broadcast service and the expensive and highly technical infrastructure required for operations. However, the ongoing transformation of the industry and the new services connected with this process promise to fundamentally change this dynamic and bring the world of broadcasting closer to consumers through the introduction of new competitive forces. Microsoft believes that government’s role is to support the emergence of new stakeholders and business models and to ensure that the process of change in the digital media and entertainment area can move forward rapidly.</p> <p>There is clearly more work for the advisory panel and we will follow these discussions closely. As the committee considers its next set of proposals, Microsoft urges that members give close attention to the needs and voices of end users – they are the driving force behind the rapid advances in the United States – and to support solutions that allow the market mechanism to operate to the greatest extent possible.</p> <p>【和訳】総務省情報通信政策部会「デジタル・コンテンツ流通の促進等に関する検討委員会」の中間答申は、デジタル・コンテンツのインターネット配信を促進することを目的に、著作権法の改正、及び日本におけるメディア・エンタテインメントの産業構造について考察を加えるものである。特に、日本における魅力的且つ多様性のあるコンテンツ市場を形成するためには、コンテンツ市場において影響力のある放送業界との抜本的な構造変革が重要であるとの認識が示されている。今後、コンテンツ産業がさらに発展するためには、コンテンツの共有化と再利用を促進するシンジケーションやその他のメカニズムを通じて、コンテンツの二次利用を活発化させることが重要である。そのためには、著作権者に対して相応な報酬を与える新たなしくみの構築も併せて検討する必要がある。</p> <p>当該委員会では、特に米国と英国の事例に注目し、米国が規制努力を通じて国内に活発で収益性のあるシンジケート市場を作り出したことや、英国が放送局に一定比率のコンテンツを社外の制作会社から入手することを義務付けたことに前向きなコメントを出している。また、米国やその他の地域で急成長しているインターネット経由でダウンロードできるビデオコンテンツ市場にも注目している。これらのコンテンツは全国ネットの初回放映からわずか24時間後に視聴可能な場合もある。YouTube現象が大きな関心と懸念を含んでいるのは、このサービスが日本の消費者に広く利用されている一方で、日本の著作物が権利者の許可なく利用されているからである。</p> <p>米国では、著作物のインターネットでの合法的な再配信が日本よりもはるかに一般化している。YouTubeで提供されるいわゆるユーザ・ジェネレーテッド・コンテンツや、iTunesビデオサービス上での他者所有コンテンツの小売、そして最近発表されたUniversal PicturesやNBCといったコンテンツ所有者／制作者が支援するHuluに至るまで、そのビジネスモデルは様々である。コンテンツ配信モデルが多様化し、インターネットへの依存が高まっていることは、米国消費者のテレビ離れを示すものであり、かわってパソコン、携帯電話、MP3プレーヤなどのデバイスによるコンテンツ視聴へ移行しつつあることを示している。</p>	

意見 番号	団体・個人 種別	ご意見等	理由
		<p>当該委員会の検討過程で直面した主な疑問は、米国と日本で著作権保護のレベルが比較的同等で、著作権侵害や違法コピーに対して両国とも厳格な法的処置を講じているにもかかわらず、なぜ米国の方が日本よりもこれほど速くインターネットサービスが発展したのか、ということである。米国が進んでいる1つの理由は、finsyn (Financial Interest and Syndication: 経済的利害とシンジケート番組) 規制によって生まれた活発なコンテンツの二次利用市場の存在である。finsyn規制は、1971年に、当時の米国3大ネットワークによる放送の独占を監視する意図で連邦通信委員会 (FCC) が導入し、テレビ網の所有と放映される番組への利害関与を厳しく規制することで独立性のある番組制作を育成し、番組の多様性を促進しようとしたものである。その後1995年には、米国に確固たるシンジケート市場が誕生しケーブルテレビや衛星放送という有力サービスによって既存テレビ網 (FOXが加わり当時は4社) に競合がもたらされたことで、finsyn規制は目的を達成されたと見なされ撤廃された。</p> <p>しかし、米国内では、finsyn規制が本当にその目的を遂げたのか、あるいは再度施行されるべきではないかという意見をめぐり、今も大きな論争が続いている。最近では、4大ネットワークが社内の制作部門または共同制作を通じてゴールデンアワーのネットワークテレビジョンの75%以上を占めているとも言われている。モルガン・スタンレー社の最近の調査によると、ネットワーク或いはケーブルに限らずゴールデンアワーのテレビの85%を5社が占有し、全米脚本家協会の調査では、ハリウッドに所属する脚本家の70%の報酬は、わずか6社によって賄われていることが判明している。このような数値から、独立系アーチストや彼らの代理人制作比率とfinsynのような規制を併用することで、テレビ界の独立系制作会社の市場を規制してほしいと請願をFCCLしている。例えば、制作会社、脚本家、監督による協議会は、テレビ網および大手ケーブルテレビが制作する自社番組の比率を50%以内に限定することや、残る番組の経済的利害やシンジケート権を得ることを阻止しようとしている。</p> <p>討論で取り上げられたもう1つの側面は、米国ではこれまでになくメディアの様相が多様化していることである。現在、米国では6大ネットワークのほかに、1,300以上の商業放送局、約300社のケーブルネットワーク、50社以上の地域ケーブルネットワークが存在する。こうした多様性を促進し維持しているのは市場競争と新技術の登場であって規制ではない。メディア業界での競争はもう垂直型ではなく水平型になっている。インターネットの到来により、制作者はテレビ網を迂回し自分自身で番組を支配できるようになり、このプロセスにさらに拍車がかかっている。この分野における報酬のしくみについては、まだ検討の余地があるものの、インターネットが現行のニールセンの視聴率制よりも優れたROIを実証し広告主がインターネットへの予算を移行するようになれば、競合によって新たな効率性が生まれ、結果として市場参加者すべての利益に資するものと考えられる。</p> <p>iTunesやYouTubeといったサービスはインターネットの世界で何ができるかを実証したが、最近の促進要因の1つは放送局自身がインターネット配信を実践するようになってきたことである。現在NBCはインターネット上で11番組を、ABCは18番組、CBSは19番組を配信している。日本と同様、米国の放送業界においても、かつてはコンテンツのインターネット再配信に関して否定的な態度が支配的であった。また、制作会社との契約も配信の権利を放送局のみに限定していた。しかし、その後放送局が方針を転換するに至った経緯には、下記に示すいくつかの社会的要因があったと思われる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 広告主がターゲットとしてきた若年層のテレビ視聴率が後退していること。</li> <li>2) ブロードバンドの普及とともに、利用者がパソコンやインターネットに費やす時間が増加していること。</li> <li>3) ソーシャルネットワーキングや友人とのリンク共有など、全く新しいタイプのコンテンツ利用の方法が広がっていること。</li> <li>4) 放送局自身が、自社のサイトで提供する動画コンテンツへのアクセス数の増加傾向を実感してきたこと。</li> <li>5) 旧作のビデオを消費する市場をウェブ上に形成しようとするAOLやその他による初期の取り組みがあったこと。</li> </ol> <p>上記の要因により、大手放送局は制作パートナーとの交渉戦術を変更し、ゴールデンアワーの自社番組ラインナップの大半をインターネット配信できる権利を要求するようになった。放送局はインターネットを競合相手ではなく自社番組を提供する新たなチャンネルとして捉えるようになったことで、放送業務の本質的な意義について再考を迫られている。また放送局は、インターネット配信における広告管理やコンテンツ保護のテクノロジーが進歩したことによって、従来の放送では実現できなかった新たなビジネスを模索できるようになった。例えば、従来の30秒のスポット広告に加え、フレーム広告が行えるようになり、従来の放送では実現できなかった商品の直接販売ができるようになった。ここで重要となるのは、こうした変革を牽引してきたのが法規制ではなく、企業努力であった点である。インターネット配信とIPTVは違いがあるものの、根底にあるビジネスの原理は同じであると言える。</p> <p>逆説的には、finsyn規制が施行され、後に撤回されたことで、インターネット市場における競合原理を助長する結果となった。finsyn規制によって、放送局とコンテンツ制作者の垂直的な統合を規制し、放送局に番組を売ろうと競合するコンテンツ制作者に市場が開放された。これにより、制作会社数の激増に拍車がかかり、結果的に放送局の支配的な地位が様々な局面で緩和された。次第に制作者コミュニティが発言力を増し、番組配信の制限を求めて粘り強く交渉し、より多くの利権を獲得できるようになった。しかし、規制期限が終了すると放送局は再度制作事業の買い戻しを始め、放送する番組に直接的な所有権を行使するようになった。これによって放送局は、自らの利権を拡大する交渉で大幅に有利になり、結果として新たな市場の開拓に積極的に取り組むようになった。最終的に、今では彼らのゴールデンタイムの番組の多くがウェブでオンデマンド配信されている。</p> <p>これらのことは、メディア・エンタテインメント業界の競争促進を図るために万事に有効なアプローチではないことを示している。また、インターネットや、消費者が好む視聴スタイルの変革によって、新たに巨大なマーケットが誕生しつつあることを示している。日本ではインターネット上で利用できるブロードキャストコンテンツの量はまだ限られており、それは緊急に検討すべき問題である。日本市場がこうした新たなコンテンツ配信技術を十分に享受するためにも、法規制と市場開放策のバランスが重要である。</p>	

意見 番号	団体・個人 種別	ご意見等	理由
		<p>このテーマには、著作権隣接権等の著作権保護の合理化という要素がある。著作権に関して重要なのは、問題を解決する方法は1つではなく、ビジネスモデルの多様性に適応した取り組みが必要である点である。これらの例としては、自発的集合ライセンス (Voluntary Collective License、音楽産業がユーザーと集団的な契約を結んで毎月一定額徴収する方法)、広告収入の共有化モデル、P2Pサブスクリプションモデル等が考えられる。Amazon Honor SystemやMusicLinkなど、ユーザーがアーティストに直接寄付をするという革新的アプローチも実践されている。</p> <p>日本の法律では現在、小売店またはインターネットで購入した動画または音楽に対して、エンドユーザーが「バックアップ用」に1回複製を行うことが認められている。著作権者は消費者がますますコンテンツのデジタルコピーをインターネットでダウンロードするようになれば、法律を少しでも変更することで著作権侵害と違法コピーを助長しかねないと懸念している。一方でエンドユーザーは、MP3プレーヤや携帯電話、そしてステレオやテレビといった従来の機器も含めた各種デバイス間でコンテンツを共有化する柔軟性を求めている。委員会は、複製の許可数を9回とするいわゆる「copy nine」を推奨している。一方で、新たな標準の可能性として欧米式のEPN(出力保護付きコピー無制限)についても検討をされている。EPNでは、デジタル・コンテンツは送信時に暗号化され、ユーザーがコンテンツプロバイダーに登録しているデバイス上でのみ複合化され再生される。</p> <p>EPNは、制作者が求める確実な保護と消費者が求める柔軟性利用を相互に実現する最も有効性の高い解決策であると考えられる。また国際的な動向との整合性の観点からも有効である。EPN標準を定めるにあたっては、インターネット時代にはプラットフォームはローカルではなくグローバルであることを認識し、国際標準との整合性を確保する必要がある。</p> <p>放送業界は、その公益性と高度な技術に基づくインフラ事業者である観点から、歴史的に政府の規制により保護されてきた。しかし、現在進行している大きな業界の変革と新たなサービスの登場により、市場のメカニズムは激変し、新たな競争勢力の台頭と共に消費者に密着したサービス提供へと移行しつつある。政府の果たすべき役割としては、新規市場参入と新たなビジネスモデルの構築を奨励し、デジタルメディア・エンタテインメント業界の変化の過程が迅速に推移するようにすることである。</p> <p>当該委員会における、今後の検討課題は山積していると理解するが、議論の推移に関しては大変関心をもっている。今後、最終報告書を取りまとめられるにあたり、米国の例にならない消費者のニーズや声を十分反映しながら市場メカニズムが最大限機能するような解決策のご検討を頂くよう、委員の皆様にご要望するところである。</p>	
59	著作権団体等	<p>答申に当たっては著作権等管理事業法に基づいて事業を行っている権利者団体へのヒヤリングを行うべきである。</p>	<p>中間答申にあたり原作者・脚本・シナリオ作家の各分野の権利者団体に対して、一度のヒヤリングもなく、「関係者の参加を得て、相当の時間をかけて議論を尽くした結果として、以上の提言に至ったものである」と述べられていることはまことに心外である。</p>
60	地上放送関係事業者等	<p>これまで、政府の「コンテンツ大国」をめぐる様々な議論においては、コンテンツの流通に関連する産業の振興に力点を置く提言が多く行われ、放送番組、コンテンツの「知的財産」としての価値や良質の映像文化の創造、発展、発信という側面が軽視されてきた傾向があります。</p> <p>IT戦略・知的財産戦略の一環として、政府が一丸となって「コンテンツ産業を今後の基幹産業の一つとして位置づけ、コンテンツ分野における市場拡大を基本政策としている」とことや、日本における映像コンテンツの中核となっている放送番組にその大きな役割が期待されていることは理解しております。しかしながら、放送番組は、まず放送をご覧いただく方々に的確な情報や健全な娯楽を提供することなどにより、人々の生活に文化的な潤いや豊かさをもたらすことが一義的な社会的使命であり、放送番組の制作やその二次的な流通に関する様々な施策も、本来は、放送番組の質の充実や、斬新な企画・演出を含む多様性の拡大を目的として取り組むべきものであると考えます。</p> <p>その意味で、今回の中間答申において、多様で豊かなコンテンツの制作・流通を促進するためには、コンテンツ制作者のインセンティブを絶やさないとことや、クリエイターが適正な対価を得られる環境を実現することが重要であると確認されたことは、意義が大きいと考えます。今後も、単に経済的、産業的な視点だけでなく、放送番組、コンテンツの文化的な価値や、数値化に馴染みにくい「質」、「豊かさ」という観点も踏まえたコンテンツ振興政策の充実が図られることを期待します。</p>	
61	CATV関係事業者等	<p>第1章「デジタル放送におけるコンテンツ保護の在り方」における具体的な改善策としてのコピー制限の緩和および、第2章「コンテンツ取引市場の形成と、取引の活性化に向けた具体策の在り方」における具体策の提示について賛意を表すとともに、本具体策の早期実現を望みます。</p>	<p>現在のデジタル放送におけるコピー制御は指摘のとおり明らかに過剰制御であり、個人の利便性を損なう結果コンテンツ産業の活性化を阻む状況と考えます。</p> <p>よって、今回改善策として提示されたコピー制限の緩和は歓迎する事項であり、関係各署、各事業者により早急な整理と実施を望みます。</p> <p>また、取引市場の形成、活性化に向けた具体策について、日本製コンテンツ数の他国と比しての貧弱さは明らかであり、本件についても具体策の積極的推進により早期の実現化を要望致します。</p>



【「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」についての第4次中間答申に対するパブリックコメント】  
 (「デジタル放送におけるコピー制御の在り方」関連抜粋)

意見 番号	団体・個人 種別	ご意見等	理由
1	個人	私は録画したコンテンツを何年か先の新しい録画メディアに無劣化で移行できない今回の案はまったくもって不必要だと考えます。	新しい録画メディアが普及すると古い録画メディアの市場が無くなり、録画機器、録画媒体とも入手困難になり使い続けていく事が敵わなくなるからです。今回の9回まで制限が成ったとしても現在のコピーワンス対応録画機器は蚊帳の外です。現状でも実質ムーブワンスで不便な機械にお金を出したのに不便さが変わらない新しい機械なんて買いません。どうしても保護したいならムーブオンリーにして頂きたい、また保護の費用を視聴者や機器購入者に負担させるのも言語道断であります。
15	個人	コピーワンスの改善の在り方について、コピープロテクトありきで議論が進んでいる点は、実際の消費者の声を無視している上に、国策上無益有害なコピープロテクトそのものに反対する。	<p>「審議の過程では、上記(1)に示した議論を踏まえ、いわゆる「コピーワンス」の改善の在り方に係る具体的な選択肢を次の四つに整理した上、意見交換を行ったところである。」とされている。</p> <p>しかしコピープロテクトを行うこと自体に反対であるという意見をちゃんときいていないのは問題である。そもそもアナログ機器はコピーフリーであったのであり、デジタルになったからといって変えるというのは、慣習として確立されていた私的利用の範囲を不当に狭めるものである。せっかくのデジタル機器の利用を狭め、新たな創作活動にも繋がるかもしれない利用法を制限するのは、全く理解できない。</p> <p>既にコピーフリーにしてビジネスを行うということが、YouTube等を通じて行われているが、アナログ時代が終わったことを認め、デジタル時代／インターネット時代に適したそういう新たなビジネスモデルにこそ、対応していくべきである。</p> <p>現在検討されているプロテクトの手法には、ユーザーの使用に際して問題がある。</p> <p>まず、機器の買い換えが必要になるためユーザーに負担を強いる。</p> <p>次に、プロテクトのあり方がメディアシフトや機器の買い換えに対応していないため、長期的にはコンテンツを利用できない。例えばレコーダーにコピーして使っていて、レコーダーを買い替えた時に転送して使う事が不可能な場合が生じる。</p> <p>これらの問題があるために、著しくユーザーに不利益を与えるものであり、コンテンツ利用の促進、文化の発展を著しく阻害する。</p> <p>既にデジタル放送分野では日本は世界に対して大きな遅れをとっている。</p> <p>デジタル放送のコピープロテクトは世界に先駆けた制度、と自画自賛する向きもあるようだが、全く愚かな事である。</p> <p>デジタル時代／インターネット時代の潮流に逆行して、現在検討されているようなプロテクトを実際に採用した場合、日本の文化発展は阻害され、現在以上に世界から遅れをとることになることは、一部の「権益に目がくらんで冷静な判断が出来なくなった者」以外の者にとっては、明白なことである。</p> <p>そのような視点に立って、コピーワンスやその他のプロテクトをデジタル放送にかけることには反対である。</p>
25	地上放送 関係事業者等	「COGの考え方の適用＋一定の制限」を基本的な考え方とし、一定の制限としてコピー回数の制限を打ち出した今回の審議会の提言を「暫定」と位置づけ、必要に応じた新たな提案を提唱しているが、権利者、視聴者等関係者の意見を確認のうえ、方向性を定めるべき。	<p>第3次中間答申で提言された「EPN」から今回の9回コピー・1回ムーブとなったが、「暫定」との位置づけでは視聴者の不要な混乱を招くのではないか。</p> <p>また今回のコピー回数がコンテンツの2次利用へ悪影響を及ぼさないよう、留意すべき。</p>

意見 番号	団体・個人 種別	ご意見等	理由
49	個人	コピーなど録画制限のあり方について コピー制限の度合いは、各国に足並み揃える のが最善と思います。	過去、音楽業界は、CCCDのような再生環境に制限を設けた媒体を市販したものの、従来の娯楽のあり方しか想定していなかったため、半導体オーディオプレーヤーの普及に伴ってマーケットニーズから乖離してしまいました(*1)。消費者の望む娯楽に理解を示さず商機を逃しただけでなく、新しいメディアの出現にスムーズに対応できず、正規版が不便で海賊版の方が便利という逆転現象まで生じていました。 (*1)CCCDという音楽CDの亜種があります。パソコンで音楽を聴けないよう工夫された音楽ディスクです。音楽がオンラインで交換される事に危機感を持ったレコード会社が、パソコンを敵対して編み出した策です。やがて半導体プレーヤーが市販されます。 半導体プレーヤーは、一旦パソコンで管理する音楽を転送して聴くため、パソコンで再生できないCCCDの音楽は管理できません。やがて半導体プレーヤーが市場を席巻し始めると、音楽業界も考えを改めざるを得なくなった変遷があります。しかし、今でもCCCDの音楽が通常のCDで再販されることはなく、商業的にもひずみが残る形となっています。 おかしな規格や制限方式を容認すると、将来想定していない、しかし大衆からやがて支持されるフォーマットが現れたときに困るのです。 他国から便利で魅力的なアイテムにインフラごと入って来られたとき、国内のハード、ソフトが簡単に失脚しています。ハードウェアは、世界中に供給していた日本製のウォークマンは廃止し、iPod(米・アップル社)の独壇場です。ソフトウェアにおいては、頑なに譲らなかつた著作権保護機能などアップル社のDRMフリー(著作権保護機能のない音楽データ)の流れにと、当初のコンテンツホルダーの言い分は何一つ通らない正反対の向きに変わっています。 学ぶべきは、コピーの制限を各国と同じ水準に合わせておいた方が、結局は日本国内の相互利益を担保しあえる点です。 相互利益とは、ハードウェア業界とソフトウェア業界の相互利益です。 これは日本全体の利益を保護するために特に重要な価値観だと思います。 予め各国に歩調を合わせておけば、視聴者のフラストレーションも溜まらず、外資の参入に対してなんら見劣りししません。日本だけが不便だ 視聴者が不在となって失速したり、インフラの方向性を乗っ取られた外資に容赦なく振られるよりは、番組の保護という観点では甘くとも、国内ハードに便利な機能を容認することで、需要を維持しながら外資参入からコンテンツホルダーが護られる構造を目指すべきだと思います。 きっと、複製防止技術は、一つの実験的事例にはなっても模範にはなりません。番組の保身ではなく、日本の利益を総合的に見て精査してこそが各国の模範となることでしょう。
105	地上放送 関係事業者等	コピー制限の大幅緩和にあたっては、違法コンテンツの流通や、放送番組の二次利用等に弊害が生じないよう、関係者は引き続き注視し、海賊版の横行など問題が生じた場合には、その見直し等に早急に着手できるよう、協議を重ねるべきと考えます。	地上デジタル放送の「コピーワンス」運用の見直しにより、これまで1回に制限していたコピーを10回まで緩和することになりましたが、これは、2006年9月から権利者や消費者、メーカー、放送事業者等の関係者が議論を重ねてきた結果であり、放送事業者としても重く受け止め、可能な限り早期の新ルール実施に努めたいと考えています。しかし一方で、大幅なコピー制限の緩和によって、放送番組の二次利用や映画等のコンテンツ調達、放送番組の制作環境等に悪影響が生じることについて完全に懸念が払拭できたわけではありません。今回の措置が「暫定的」と位置付けられた意味を十分理解した上で、技術の進歩や視聴環境の変化等を絶えず注視し、関係者がより適切な著作権保護方式の在り方について引き続き協議を重ねていくことが重要と考えます。
154	個人	意見と理由を分けて書く意味が不明です。  国民に同意のない費用の持ち出しを強制するのは元々おかしいと思います。 それをおいても、アナログと同じ使い勝手は必須でしょう？ すなわち、コピーフリーにしなければ「ダメ」です。 他国でコピーワンスなど使われていないですよ？	
158	地上放送 関係事業者等	コピーワンスの見直しによって日本の放送のコンテンツ調達や番組の制作環境、2次利用に支障をきたすことがないよう今後も各方面が協力し有効な著作権保護意識の徹底を図るべき	そもそもコピーワンスが導入されたのは、日本の放送番組の違法コピーが国内外で横行し、特にアジア諸国で違法コピーDVD、ビデオが多数販売され、このままではコンテンツホルダーが日本の放送に優良なコンテンツを提供しなくなるとの危惧があったためです。その後も投稿型動画サイトが登場、普及し、日本の放送番組の動画が大量にアップロードされるなど、放送番組の著作権保護を巡る環境は引き続き厳しいものがあります。大多数の善良な視聴者が引き続き無料広告放送を通じてより良質な番組コンテンツを楽しむことができるよう関係各方面の意見をひろく聴取し、総合的な対策が不可欠と考えます。

意見 番号	団体・個人 種別	ご意見等	理由
164	地上放送 関係事業者等	6. “コピーワンス”運用の見直しにあたっては、放送番組の二次利用等に弊害を生じることがないように、著作権等の諸権利を尊重したうえで、引き続き関係者は協議を重ねるべき	今回の地上デジタル放送の“コピーワンス”運用の見直し検討の結果、これまで1回に制限していた放送番組のコピーを10回まで緩和することが提言されている。これは、平成18年9月から権利者や消費者、メーカー等の関係者が議論を重ねてきた結果であり、地上民放事業者としても重く受け止め、可能な限り早期の新ルール実施に努めることとしたい。 しかしながら、こうした大幅なコピー制限の緩和によって、海賊版コピーが氾濫し、放送番組の制作や映画等のコンテンツ調達、放送番組の二次利用等に弊害が生じることがないように、著作権等の諸権利を尊重したうえで、引き続き関係者が協議を重ねていく必要がある。さらに、今回の見直しは、地上デジタル放送への適用を前提に議論が行われたが、今後、新ルールの実施にあたっては、視聴者の混乱を避けるため、現在“コピーワンス”運用を行っているBS/CS放送事業者との十分な協議が重要であり、行政による適切な調整が望まれる。